

(九〇七) 貿易振興に対する国庫補助金の経理当を得ないもの

(昭和三十年度) (組織)通商産業本省 (項)貿易振興費

(組織)通商産業本省 (項)貿易振興費

通商産業省で、昭和三十、三十一両年度中、財団法人海外貿易振興会に対し、同会が実施する輸出商品についての海外市場の開拓と販路の拡張をはかるための宣伝、あつ旋、国際見本市の開催等の事業、輸出商品の品質向上をはかるための競争商品の見本しゅう集等の事業および海外市場の調査事業等を奨励助長するための補助金として九〇六、三四四、五九四円(うち三十年度分三九一、三九一、一三九円)を交付しているが、補助対象事業の実施状況および経理の内容を調査したところ、事業に要した経費が予定に比べ減少しているのに国庫補助金を減額しないで精算しているものが左のとおり二件二、五九二、七一一円ある。

補助対象	交付年月	事業費	同上に対する国庫補助金	不当事業費	同上に対する国庫補助金相当額	摘要
(九〇七) 海外貿易あつ旋所の事業	三〇、七から三三、三まで	一三九、六六六、二九五	一五、〇〇七、三九〇(三十年度分)	二九五、三、四三三	三、二七三、四二二	貿易あつ旋所の借館料、人件費、事務費および商品展示等の事業費に一三九、六六六、二九五円を使用したこととして、実際は一三六、七二四、〇五二円で足りている。
(九〇八) 海外市場調査事業	三三、七から三三、三まで	八四六、四〇〇	八四六、四〇〇	四一九、三〇〇	四一九、三〇〇	在外調査員に対する渡航費および調査費に入四、六四六、〇〇〇円を使用したこととして、実際は八四、二二六、七〇〇円で足りている。

計 三三四、三二二、九五 一九九、六五三、三九〇(うち三十年度分) 三三七、一五四三 二五九、二七一

(九〇九) 試験研究に対する国庫補助金の経理当を得ないもの

(昭和三十年度) (組織)工業技術院 (項)科学技術研究助成費

(組織)通商産業本省 (項)貿易振興費

(組織)工業技術院 (項)鉱工業技術振興費

東京通商産業局で、鉱工業等に関する技術の研究または工業化試験を奨励助長するなどのため交付した補助金について実地を調査したところ、国庫補助金の交付にあたり調査が十分でなかったり、交付後の指導監督が適切でなかったため試験研究に要した経費が予定に比べ減少しているのに対し国庫補助金を減額していないものが左のとおり三件二、三二四、〇〇〇円ある。

補助費目	交付先	補助対象	交付年月	国庫補助金交付済額	同上のうち返納を要する額	摘要
(九〇九) 工業化試験補助金	東北産鉄株式会社	日本国特許第二一六一六号、伊太利国特許第五二四七八号に基づく自動連続式定温蒸溜機の研究	三三、一、三三	六、五〇〇、〇〇〇	一、一四一、〇〇〇	試験に要する硫酸蒸りゆり機および付属機等一三、〇二四、一七九円のうち実際に支払った経費は一〇、八〇三、〇二二円にすぎない。
(九一〇) 鉱工業技術研究費補助金	日本トローイト株式会社	国産珪藻土より濾過助剤製造法の研究	三三、一、三三	一、三〇〇、〇〇〇(三十年度分)	九六六、〇〇〇	研究に要するローテックスふるい等三、一三三、〇〇〇円のうち実際に支払った経費は五三三、〇〇〇円にすぎない。



補助費目	交付先	補助対象	交付年月	国庫補助金交付済額	同上のうち返納を要する額	摘要
(九一一)	中小企業輸出振興技術研究費補助金	柴田化学器械工業株式会社	三三、三	八七〇,〇〇〇	三三七,〇〇〇	研究に要する成型機等一、三三〇、五〇〇円のうち実際に支払った経費は八八四、三一九円にすぎない。
計				八五七,〇〇〇 (うち三十三年度分 一,100,000)	三三三,〇〇〇	

(九一二) 中小企業協同組合共同施設等補助金の経理当を得ないもの

(組織) 中小企業庁 (項) 中小企業対策費

中小企業協同組合共同施設等補助金は、中小企業の振興をはかることを目的とし、中小企業等協同組合の施設費および中小企業者の経営合理化のための設備費に補助を行う道府県に対し交付されてきたが、昭和三十一年五月、中小企業振興資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)の制定施行に伴い、これら施設および設備の設置に必要な資金の貸付を行う道府県に交付することとなり、道府県においては特別会計を設け自己資金およびこれと同額以内の国庫補助金を貸付財源に充て、五年以内に償還することを建前として無利子で貸付事業を行なっているものである。しかして、全国八通商産業局では、三十一年度中、北海道ほか四四府県に対し国庫補助金四四〇、〇〇〇、〇〇〇円を交付しているが、本院において北海道ほか三二府県における資金の貸付一、四三三事項八一八、六五八、〇〇〇円これに対する国庫補助金四〇八、五六五、〇〇〇円のうち六一九事項三九二、八二九、〇〇〇円これに対する国庫補助金一九三、六一九、五〇〇円について貸付の当否および貸付金の使用状

況を調査したところ、計画どおりの設備を設置していなかったり、貸付の対象とはならない設備を設置していたり、または実際の設備を申請額より低額で設置しているなど資金の使用当を得ずひいて国庫補助金が所期の目的に反して使用されたと認められるものが東京ほか四通商産業局において三三三事項七、七三三、〇〇〇円これに対する国庫補助金相当額三、七七六、五〇〇円ある。

右のほか、旧登録織機を廃棄することとして織機の設置費に対し貸付を受けながらこれを廃棄していなかったものが六事項貸付金額四、六九六、〇〇〇円これに対する国庫補助金相当額二、三四八、〇〇〇円、設備を購入していないのにこれを購入したとし、または貸付の対象とはならない設備を設置しながら貸付対象の設備を設置したとして貸し付けることとしていたものが三事項貸付金額一、四二〇、〇〇〇円これに対する国庫補助金相当額七一〇、〇〇〇円あったのでそれぞれ是正させた。

いま、資金の使用当を得ず国庫補助金が所期の目的に使用されていないと認められるものうち国庫補助金相当額一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり六件二、一三二、五〇〇円である。

通商産業局	府県名	貸付先	貸付対象	事業費(右に対する貸付額)	同上に対する国庫補助金	不当事業費(右に対する貸付相当額)	同上に対する国庫補助金相当額
(九一二)	東 京	埼玉県	秩父市今井某	力織機一五台	三,000,000	一,000,000	二,000,000 (不設置)
(九一三)	名古屋	岐阜	鈴博織物合名会社	力織機三台	1,100,000	1,100,000	100,000 (同)



通商産業局	府県名	貸付先	貸付対象	事業費 (右に對する貸付額)	同上に對する国庫補助金	不当事業費 (右に對する貸付相当額)	同上に對する国庫補助金相当額	対象外
(九一四)	大 阪	大阪鑄鍛造機株式会社	鍛造プレス機	一五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	(対象外)
(九一五)	同	タクボ工業株式会社	ターレット旋盤	二六五,〇〇〇	四四,一五〇	一,一〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	(低額設置)
(九一六)	広 島	児島染工有限公司	ショートループドライヤー	六〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	(不設置)
(九一七)	四 国	愛媛 有限会社四国製作所	パーティイカルミールングほか一点	一,一九〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一,一九〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	(不設置)
計				一,五〇六,〇〇〇	二,六〇六,〇〇〇	一,二七九,〇〇〇	二,一三三,五〇〇	

そ の 他

(九一八) 受託調査料が徴収漏れとなっているもの

(部)雑収入 (款)諸収入 (項)受託調査試験及役務収入  
 工業技術院地質調査所で、昭和三十一年五月から三十二年八月までの間に日本曹達株式会社ほか一七名から地震探鉱等の調査を委託され、その費用として旅費および手数料計三、八八九、四三五円(うち三十二年分一〇八八、一七八円)を徴収しているが、調査に使用した機械器具の使用料五九二、七六二円(うち三十二年分一四九、二七七円)が徴収漏れとなっている。

右受託調査は、同所が前記会社等から委託された新潟県新井市内の地震探鉱ほか二三件(うち三十二年分五件)の調査について同所の地震探鉱機(価額八、五八五、五八二円)等の機械器具を使用して実施したもので、通商産業部内職員受託出張規則(昭和二十二年総理庁、商工省令第三号)によるも、旅費および手数料のほか機械器具を使用して調査した場合の使用料を徴収することとなっているのに、漫然とこれを徴収しなかったものである。

(中小企業信用保険特別会計)

是正させた事項

保 険

(九一九) 中小企業信用保険保険金の支払にあたり処置当を得ないもの  
 (九二〇) (項)支払保険金

中小企業庁振興部で、昭和三十一年八月から三十二年三月までの間に、城南信用金庫ほか三金融機関が貸し付けた四、七〇〇、〇〇〇円のうち四、五六四、二三二円が債務不履行により回収未済となったとして、中小企業信用保険(融資保険)保険金三、五三四、六四二円を支払っているが、貸付金が指定業種に属しないものに貸し付けられていたり、旧債権の回収



に充てられていたものなど保険金支払の対象としてはならないものに対し保険金を支払っていたものが四事項八五六、〇六七円あったので注意したところ、三十二年十月までに全額を返納させた。

右のうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり二件五八二、五七〇円である。

金融機関名	貸付先	貸付目的	貸付金のうち保険金支払の対象とした金額	支払保険金	貸付金のうち保険金支払の対象とならないもの	同上に対する保険金
(九一九) 城南信用金庫	東京都島先某	設備資金	五〇〇,〇〇〇 円	三三〇,〇〇〇 円	四一八,〇〇〇 円	三三〇,〇〇〇 円
(九二〇) 株式会社日本長期信用銀行	株式会社筑後日日新聞社	設備資金	一,〇〇〇,〇〇〇 円	八〇〇,〇〇〇 円	三〇〇,〇〇〇 円	二四八,一七〇 円
計			一,五〇〇,〇〇〇 (一四,一八,〇〇〇)	一,一三〇,〇〇〇 円	七一八,〇〇〇 円	五八二,五七〇 円

(特別鉱害復旧特別会計)

是正させた事項

補助金

(九二一) 特別鉱害復旧事業費交付金の交付にあたり処置当を得ないもの

(項)事業費

福岡通商産業局鉱害部で、昭和三十一年五月、福岡県宗像郡玄海町に設置した簡易水道の第二期工事に対する特別鉱害復旧事業費交付金として一、九二二、〇一五円を西日本鉱業株式会社に交付しているが、工事費の算定にあたり、送水管用鑄鉄管三八メートルはメートル当り八五八円と計算すべきであったのに誤って二、五七四円と計算したなどのため七〇三、〇九二円が過大交付となっていたので注意したところ、三十二年十一月までに同金額を返納させた。

第八 運輸省

(一般会計)

昭和三十一年度歳出決算総額は二百六十九億四千六百余万円となっているが、三十二年中に実施した検査においては、従来と同様、八十八億三千五百余万円に達する港湾工事の経理および施行の適否に重点を置き直轄工事ならびに地方公共団体等が施行する改修および災害復旧工事についてこれを施行した。

(公共事業に対する国庫補助の経理について)

地方公共団体等が施行した港湾工事に対する検査の結果、不当事項として指摘したものは、国庫補助を除外すべき額一工事十万円以上のものが一四件三百余万円であって、前年と同様、従来に比べて改善の跡が見受けられた。また、工事完成前に査定の内容を検査し是正を促すため、工事完成後の検査の際あわせて三十一年発生災害に



ついて早期に検査を行なったところ、同様改善の跡が見受けられたが、なお、運輸省において本院の注意により工事費において三百余万円を減額は正することとなった。

(昭和二十九、三十両年度の検査報告掲記事項の事後処理状況について)

昭和三十年年度決算検査報告で指摘した不当工事のうち、国庫補助を除外すべき額一工事二十万円以上のものは一〇件で、そのうち当局において国庫補助を返還または減額することとしたものは四件、この処理に代えて手直しすることとしたものは六件である。

右のうち国庫補助を返還または減額することとしたもの四件および昭和二十九年年度決算検査報告に掲記したもののうち国庫補助を返還または減額することとしたもので三十一年九月末現在処理未済となっていた一件については三十二年六月末現在処理済となっている。

また、手直しすることとしたものうち、愛知ほか四県内の昭和三十年年度決算検査報告掲記の分五箇所、昭和二十九年年度決算検査報告掲記の分二箇所につきその施行状況を三十二年四月から六月までの間に現地について検査したところ、三十年年度分については、工事が完成していたものは四箇所であり、一箇所は工事中であった。また、二十九年年度分については全部工事が完成していた。

なお、右のうち三十二年四月検査当時工事中であった一箇所は三十二年六月工事を完成した旨の報告があった。

### 不 当 事 項

補 助 金 (九二二)―(九三〇)

(九二二)  
(九二九) **公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの**

(組織)運輸本省 (項)港湾災害復旧事業費 ほか二科目

地方公共団体等が施行した港湾工事費に対する国庫負担金または国庫補助金(以下「国庫負担金」という。)は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)等の根拠法規に基いて交付されるものであるが、本院において、昭和三十二年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場一、六七〇箇所のうち北海道ほか二三都府県についてその七四・七%に相当する一、二四八箇所を实地に検査したところ、関係当局の指導監督の強化および事業主体の自覚等により従来に比べて相当改善の跡が認められたが、なお、設計に対し工事の出来高が不足しているもの、補助対象外の経費を含めて精算しているものがあり、また、表面上は実施設計額と同程度の額で請け負わせ施行したこととして国庫負担金の交付を受けているが、実際はこれより低額に請け負わせて施行し事業主体が正当な自己負担をしていないものなどが見受けられ、国庫負担金を除外すべきことの判明したものが北海道ほか六府県において除外すべき額一工事十万円以上のものを



あげると一四工事三、八五五、一五六円あり、これを事項別に分類して示すと左表のとおりである。

道府類	道府名	改良工事その他 国庫負担の対象 としてならぬ もの		工事の出来高が 不足しているもの		工事の設計が過 大なもの		事業主体が正当な自己負担 をしていないもの		その他		計	
		工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額	工事数	金額		
北海道													
大阪府		一	一、四〇〇										
島根県		一	二二二										
岡山県				一	一八二								
広島県		一	二二九	二	三三〇								
長崎県						一	一二六						
鹿児島県				一	二二三								
計		三	一、八六〇	四	七三七	一	一二六	一	一五九	五	九七一	一四	三、八五五

右不当事項一四工事のうち国庫負担金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると左のとおり八件二、九六二、四八一円である。

道府県名 工事 事業主体 工事費 同上に対する  
 国庫負担(補助)金 同上のうち三  
 十一年度までの  
 交付済額 国庫負担(補  
 助)工事費か  
 ら除外すべき  
 額 国庫負担(補  
 助)金相当額 摘 要

(九二二) 北海道 瀬棚郡北檜山町鶴泊港三十九年災害復旧 北檜山町 一、二五七、九四三 九四一、三二五 九四一、三二五 二四八、〇〇〇 二〇一、六〇四 事業主体負担不足

(九二三) 大阪府 大阪市大阪港改修 大阪市 一、三六、〇〇〇 六七三、九六〇 六七三、九六〇 二八、〇〇〇〇 一四〇、〇〇〇 改良工事その他国庫負担の対象としてならぬもの

(九二四) 島根県 簸川郡佐香村坂浦港二十九  
年災害復旧 平田市(旧佐香村) 一、八五〇、〇〇〇 一、三九六、七五〇 一、三九六、七五〇 二九三、〇〇〇 三三二、二五 改良工事その他国庫負担の対象としてならぬもの

(九二五) 同 穂地郡五箇村久見港二十五  
年災害復旧 五箇村 二、五九五、〇〇〇 二、四九八、六五五 二、四九八、六五五 三〇八、〇三六 二六七、〇五九 事業主体負担不足

(九二六) 同 八束郡秋鹿村芦尾港二十六  
年災害復旧 秋鹿市 一、七七一、〇〇〇 九七六、六二二 九七六、六二二 二八〇、〇七九 二〇二、二二七 同

(九二七) 広島県 広島市広島港三十一  
年災害復旧 広島県 九、〇三七、八〇〇 六、〇八二、二二二 六、〇八二、二二二 三五八、七四二 三三九、二八〇 改良工事その他国庫負担の対象としてならぬもの

(九二八) 同 大竹市大竹港二十六年災害  
復旧 同 九、六〇〇、〇〇〇 六、九三二、二〇〇 六、九三二、二〇〇 二七〇、〇〇〇 二〇七、三二四 出来高不足

(九二九) 鹿児島県 薩摩郡上甕村江石港二十九  
年災害復旧 上甕村 一、八六九、二二六 一、六六七、三六二 一、六六七、三六二 二五二、〇〇〇 二三三、八九二 出来高不足

合計 一、五四九、〇八七 八、二九〇、八八六 八、二九〇、八八六 四八、二五八、四七二 二、九六二、四八一 一六三

第二章 第五節 第八 運輸省 (九二二—九二九)



(九三〇) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

地方公共団体の施行する公共土木施設災害復旧事業の査定を了したものに對する検査は、昭和二十八年發生災害の分から実施したが、その結果は、二十八年年度以降毎年度の検査報告に掲記したとおり、欠陥のあるものについては早期に注意して是正を促し効果的であつたので、本年においても三十一年發生災害について復旧事業の査定額の比較的多かつた石川ほか五県を選び、三十二年四月から九月までの間に総工事数四一二その査定額九億四千六百余万円のうち三三八工事八億三千六百余万円について実施した。

検査の結果は、前年度に比べて相當に改善されたが、なお採択されたものの中には査定工事費を適正なものに修正する必要があると認められるものが右六県<sup>(注)</sup>において見受けられたので当局に注意したところ、二二工事につき工事費において三、一三七、〇〇〇円国庫負担金相当額二、二七〇、〇五四円を減額は正する旨の回答があつた。しかして、減額されるものは改良工事その他国庫負担の対象としてはならないもの一五工事二、五〇四、〇〇〇円、設計が過大なもの六工事六三三、〇〇〇円である。

(注) 石川、島根、広島、山口、長崎、熊本各県

不正行為

(九三一) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

福島測候所で、昭和三十一年五月、関係職員により前渡資金をほしのままに領得されたものが四一〇、〇五〇円ある。

第九 郵 政 省

(郵政事業特別会計)

郵政事業特別会計は、昭和三十一年度収益総額千五十三億九千二百余万円(前年度九百九十億二百余万円)に對し、損失総額千四十二億八千五百余万円(前年度九百八十億三千二百余万円)で、当期利益金十一億七百余万円(前年度九億七千余万円)を計上している。

本年度事業収入(業務外収入を除く)は千四十七億四千余万円(前年度九百八十七億八千九百余万円)で、前年度に比し五十九億五千余万円の増収となっているが、これは郵便業務収入のうち切手類代、後納及別納料等の増加および郵便貯金特別会計、日本電信電話公社からの受入増加によるものである。一方、業務費は千二十二億八千余万円(前年度九百六十九億二千七百余万円)で、前年度に比し五十三億五千二百余万円増加しているが、これは人件費三十三億二千八百余万円、物件費二十億二千三百余万円であつて、人件費の増加は主として職員俸給および業務量の増加に伴う超過勤務手当の増加であり、物件費の増加は主として賃金および郵便物数の増加に伴う



集配運送費の増加である。

当期利益金十一億七百余万円は、既往年度からの繰越欠損金三十六億千八百余万円があるので、この欠損金の減額に充てることとしている。

本特別会計における他会計業務および各種受払事務取扱に要する経費と、それぞれの会計から予算繰入となっている受入額との間に過不足をきたしている事態については、昭和三十年年度決算検査報告に掲記したところであるが、なお、本年度においても事業別予算決算比較表によれば為替貯金事業(郵政事業自体の郵便為替等の事業と他会計の郵便貯金業務および各種受払事務部門)の収支決算では二十五億七千九百余万円収入不足で、この不足額は前年度に比べ八億九千三百余万円増加している。これは主として郵便貯金業務に要した経費と郵便貯金特別会計から受け入れた額との差が前年度に比べて増大したことによるものである。

### 不当事項

#### その他

#### (九三二) 事務機械化の計画が適切でないもの

(項)業務費

郵政省で、昭和三十一年四月から三十二年十月までの間に、簡易保険事務を機械化するために、二十九、三十兩年度に購入しましたは借り入れた機械の付属品の購入費、引続き借り入れている機械の借料、その他の経費として四一、三二四、七〇〇円(うち三十二年度分一一、一〇五、二八一円)を支出しているが、機械の使用開始から約三箇年を経過しているのにこれを実用化することができず不経済な結果となつていものがある。

右事務機械化については、二十八年二月計画に着手し、二十九年九月東京地方簡易保険局に機械化実験室を設けたものであるが、機械化を実施する際の労働条件に関する事項等について未解決なものがあるため実用化することができず、三十二年六月にいたりその実験規模を縮小している。このような状況に対して、本院はすでに三十年以降検査のつと注意を促してきたところであつて、事務の機械化は一応考慮されるところではあるが、機械の使用開始以来すでに約三箇年を経過し、そのための経費総額約一億三千百万円を支出しているながら、三十二年十月にいたるもなお実用化の見ともしさを立っていないのは適切な処置とは認められな

い。なお、この結果、購入した機械のうち検孔機一四台(価額一、五二二、〇〇〇円)および小票作成機五台(価額六、四七六、三〇五円)ならびに借り入れたせん孔機一四台(借料年額一、四一五、七六〇円)は遊休化したまま東京地方簡易保険局の倉庫に保管されている状況である。



## (郵便貯金特別会計)

郵便貯金は、昭和三十一年度において千百五十二億四千三百余万円の純増加をあげ、年度末現在の貯金総額は六千四百二十五億百余万元円となっている。

本特別会計の本年度欠損金は五十二億二千九百余万円で、前年度からの繰越欠損金を加えると欠損金総額は二百四十七億千六百余万元円に達する。

郵便貯金資金平均預託高に対する収入の割合は六・〇六％で、資金コストは六・九六％(利子率四・一二％、経費率二・八四％)であるから〇・九〇％の逆ざやとなっていて前年度の一・〇五％に比べ〇・一五％縮小している。これは、定額郵便貯金の預入が多かったため利子率が前年度の四・〇三％に比べ〇・〇九％上昇しているが、他面、貯金総額の著増に対し事業経費の増加が少なかったことにより、経費率が前年度の三・一五％に比べ〇・三二％低下したことによるものと認められる。

## (簡易生命保険及郵便年金特別会計)

簡易生命保険は、昭和三十一年度において新契約が保険料で十四億四千六百余万元円成立して、同年度末現在契約高は保険金額で一兆三千五百五十億千二百余万元円に達している。新契約の一件当り保険料は四七二円で、前年

度の四六二円に対し二・一六％、保険金額は七九、三八九円で、前年度の七四、六〇七円に対し六・四〇％それぞれ増加している。

新契約の付加率平均は二二・五％で、前年度の二二・二％に比べ一・三％増加し、保有総契約付加率平均も二〇・二％となり、前年度の一九・七％に比べ〇・五％上昇し、これに対し事業費率は二三・五％で、前年度の二七・四％に比べ三・九％の大幅減少を示し、このため付加率は三・三％となり、前年度に比べ四・四％縮減している。事業費率の減少は、事業規模において契約保険料額で一・六一％(年度首に対し年度末の純増加割合)増大しているためと、事業経費(郵政事業特別会計への繰入)が前年度に比べ五億六千百余万元円減少していることによるものと認められる。

歳入歳出差引過剰金は七百十九億千六百余万元円で、これを積立金に組み入れれば積立金総額は三千三百二十一億四千余万元円となり、右歳入歳出差引過剰金に対し保険契約準備金編入額は六百六十二億三千百余万元円であるので、本年度純剰余金は五十六億八千四百余万元円となっている。

(郵政事業特別会計)  
(簡易生命保険及郵便年金特別会計)



不 当 事 項

不 正 行 為

(九三三) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの  
(九五二)

深川豊洲ほか二八郵便局で、昭和二十四年十一月から三十二年六月までの間に、関係職員により、繰替払現金をほしのままに領得されたものが一事項五万円以上のもので三〇事項四六、二一九、一二二円(うち三十二年九月末現在補てんされた額八、二一〇、〇〇一円)ある。

右は、各郵便局において、

- (ア) 貯金、保険担当の外務員が、郵便貯金預入金および簡易生命保険保険料の集金事務に従事中、預入金または保険料を受領しながらその全部または一部について受入処理をしないで領得したもの、
- (イ) 窓口事務担当の内務員が、為替、貯金等の現金の受払事務に従事中、郵便貯金預入金もしくは簡易生命保険保険料を受領しながらその全部もしくは一部について受入処理をしなかったり、または郵便貯金払もどし金受領証を偽造して現金を領得したもの、
- (ウ) 特定郵便局長が分任繰替払等出納官吏として勤務中、郵便貯金預入金を受領しながらその全部もしくは一

部について受入処理をしなかったり、または郵便貯金払もどし金受領証を偽造して現金を領得したものなどである。

これらの不正行為の防止については、当局においても相当意を用いているにもかかわらず、なお前記のように多額の国損が発生しており、ことに、局内職員の監督の任にある特定郵便局長が多額の現金を領得している事実の発生していることは遺憾である。今後さらに監督を厳にし、事故防止のための施策を徹底する要がある。

前記三〇事項のうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり一九件四三、一七七、七三五円(うち三十二年九月末現在補てんされた額七、四六七、四八七円)である。

(注) 深川豊洲、荒川尾久、本所、豊島、五反田、都和、新橋木、雀宮、矢場川、前橋、加須、岩、焼津、名古屋藤江、草津、京都北、京都西ノ京上合、東住吉、生野、神戸石井、魚橋、旭、大宰府、博多、佐志生、飯田高原、大館、神楽、胆振幌内各郵便局

郵便局	不正行為をした職員	不正行為期間	不正行為金額	補てんされた額
(九三三) 深川 豊洲	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 権 名 某	年 月 二四、一 三一、八	円 一、一 八、一	円 六〇、〇〇〇
(九三四) 荒川 尾久	郵政事務官 渡 部 某	二七、一 三一、八	一から 八まで	一六七、一八〇

同人が窓口で現金受払事務に従事中、定額郵便貯金預入金等の預入報告をしないでもしくは少額にし、または自己が保管している料等の受入報告をしないで領得したものである。



郵便局

不正行為をした職員

不正行為期間

不正行為金額

補てんされた額  
(三三、九、三〇現在) 円

(九三五)

本

所

出納員  
郵政事務官

某

三〇、一  
二から  
七まで

九二二、八六一

三七、八六一

同人が貯金課外務員として積立郵便貯金等の集金事務に従事中、積立郵便貯金預入金等の受入手続をしないでまたは通常郵便貯金の払もどし金受領証を偽造して領得したものである。

(九三六)

豊

島

出納員  
郵政事務官

某

三一、一  
一から  
一まで

五〇四、九五〇

五四、九五〇

同人が貯金課外務員として定額郵便貯金の募集事務に従事中、定額郵便貯金預入金の受入手続をしないで領得したものである。

(九三七)

都

和

分任線替出納官吏  
特定郵便局長

某

二六、七  
ごろから  
一まで

一三、八二九、四〇〇

一、七九一、三五〇

同人が特定郵便局長として勤務中、定額郵便貯金預入金の預入報告をしないでまたは少額にするなどの方法により領得したものである。

(九三八)

新

柄

木

某

二五、一  
二から  
一〇まで

三、六一八、六二八

二四四、六〇〇

同人が特定郵便局長として勤務中、定額郵便貯金預入金等の預入報告をしないでもしくは少額にし、または簡易生命保険保険料の受入報告をしないなどの方法により領得したものである。

(九三九)

矢

場

川

某

二八、八  
から  
三まで

九二七、五三六

七九、五三六

同人が窓口で現金受払事務に従事中、定額郵便貯金預入金等の預入報告をしないでまたは通常郵便貯金の払もどし金受領証等を偽造して領得したものである。

(九四〇)

加

須

出納員  
事務官

某

二六、五  
から  
六まで

八四五、六九一

七、〇〇〇

同人が貯金保険課外務員として積立郵便貯金等の集金事務に従事中、通常郵便貯金預入金の受入手続をしないでまたは郵便貯金払もどし金受領証等を偽造して領得したものである。

(九四一)

岩

青

郵政事務官

某

二八、一  
から  
四まで

二、六七三、九一一

八二三、九一一

同人が窓口で現金受払事務に従事中、定額郵便貯金預入金の預入報告を少額にしたりまたは通常郵便貯金の払もどし金受領証等を偽造して領得したものである。

(九四二)

焼

津

出納員  
郵政事務官

某

三〇、三  
から  
九まで

二、二二六、三〇〇

四四六、四八九

同人が貯金課外務員として定額郵便貯金等の募集および集金事務に従事中、定額郵便貯金預入金等の受入手続をしないでまたは少額にして領得したものである。

(九四三)

名

古

屋

某

二六、七  
から  
二まで

三、一五〇、〇〇〇

二、一五六、〇〇〇

同人が特定郵便局長として勤務中、定額郵便貯金預入金等の預入報告をしないでまたは通常郵便貯金の払もどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

(九四四)

京

都

北

野

三〇、二  
から  
八まで

一、〇四三、〇〇〇

三三六、〇〇〇

同人が保険課に勤務し外務員の取扱にかかると簡易生命保険保険料の収納事務に従事中、簡易生命保険保険料を少額に受入手続して領得したものである。

(九四五)

京

都

西

合

二九、七  
ごろから  
一〇ごろまで

七〇九、〇〇〇

四二〇

同人が窓口で現金受払事務に従事中、定額郵便貯金預入金等の預入報告をしないでまたは少額にして領得したものである。

(九四六)

東

住

吉

西

二九、七  
から  
一まで

七〇八、〇〇〇

六七、二二六



郵便局 不正行為をした職員 不正行為期間 不正行為金額 補てんされた額 (三三二、九、三〇現在)

同人が貯金課外務員として積立郵便貯金等の集金事務に従事中、積立郵便貯金預入金等の受入手続をしないで領得したものである。

(九四七)

旭

分任繰替出納官吏 特定郵便局長

二六、三から 三一、八まで

二、七二〇、六六七

七四、七〇〇

同人が特定郵便局長として勤務中、定額郵便貯金預入金等の預入報告をしないでまたは通常郵便貯金の払もどし金受領証等を偽造して領得したものである。

(九四八)

大 宰 府

出納員 郵政事務官

三〇、二から 三二、六まで

八九一、七〇〇

二九三、九〇〇

同人が窓口の現金受払事務等に従事中、定額郵便貯金預入金の預入報告を少額にしましたまたは通常郵便貯金の払もどし金受領証を偽造して領得したものである。

(九四九)

博

出納員 事務員

三一、八

五五〇、〇〇〇

四二二、五〇〇

同人が窓口で現金払渡事務に従事中、自己が保管している現金を領得したものである。

(九五〇)

佐 志 生

分任繰替出納官吏 特定郵便局長

三〇、一〇から 三一、一二まで

一、九二三、七九七

四〇〇、〇〇〇

同人が特定郵便局長として勤務中、定額郵便貯金預入金の預入報告をしないでもしくは少額にし、または通常郵便貯金の払もどし金受領証を偽造するなどの方法により領得したものである。

(九五二)

飯 田 高 原

出納員 事務員

二八、一から 三二、四まで

一、八四五、八六四

一〇三、八六四

同人が窓口で現金受払事務に従事中、通常郵便貯金預入金等の預入報告を少額にしましたまたは郵便貯金払もどし金受領証等を偽造して領得したものである。

四三、一七七、七三五

七、四六七、四八七

### 第十 労働省

#### (一 一般会計)

昭和三十一年度歳出決算額は二百八十八億五千二百余万円で、そのうち失業保険費負担金は八十三億二千四百余万円、公共職業安定所が支給する政府職員等失業者退職手当は五億七千五百余万円であり、地方公共団体が実施する失業対策事業に対する補助金は百四十三億七千余万円、職業補導事業に対する補助金および委託費は四億七千余万円となっている。

#### (失業対策事業費補助金について)

地方公共団体が実施した失業対策事業に対する検査の結果、不当事項として指摘したものは国庫補助金を返納すべき額一事業主体当り十万元以上のものが六百余万円であるが、なお次のような点について留意を要するものと認められる。

失業対策事業における作業能率の向上に対しては、労働省においても管理監督組織の充実強化等の諸施策を講じているが、実地検査の結果によると、一般の作業能率に比べて失業対策事業の作業能率が著しく低いものが見受けられ、とくにはなほだしいものは作業歩掛が一般の場合に比べて二〇倍以上に上っている。



不当事項

補助金

(九五二) 失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの  
(九六一)

(組織)労働本省 (項)失業対策事業費補助

失業対策事業に対する国庫補助金は、緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)に基いて事業主体である地方公共団体に交付されるもので、公共職業安定所の紹介を経た失業者等に対し支払った賃金および事業の実施に必要な事務費の三分の二(高率補助の場合これをこえる。)ならびに当該年度事業に使用した資材費の二分の一(二十年度は三分の一)を補助するものであつて、その経理の適正な執行については毎年度の検査報告に掲記して注意を促してきたところであるが、三十二年中にも全国一、一七九事業主体のうち約二七%に当る北海道ほか二九都府県、二八八市町村計三二八事業主体について国庫補助金の経理状況を実地に検査したところ、労働省および都道府県職業安定主務課の指導監督の強化および事業主体の自覚により改善の跡がみられ不当事項は漸次減少していると認められるが、なお、前年度と同様補助の対象として算入してはならない経費、すなわち事業主体が単独で負担すべき賃金、失業対策事業に関係のない事業に要した経費等を補助基本額に算入し

ていたもの、または計算を誤つたものなどがあり、これらの補助対象外経費を控除するなどして再計算すると一事業主体当り十万円以上の国庫補助金の返納を要するものが北海道ほか八府県において二〇事項六、七七二、二五九円あり、そのうち一事項二十万円以上のものをあげると左のとおり一〇件五、二四三、四七八円である。

(注) 左に掲記した道府県のほか福井、滋賀両県

道府県	事業主体	事業年度	区分	国庫補助基本額	国庫補助金交付済額	国庫補助基本額から控除すべき額	国庫補助金交付済額中返納を要する額	摘要
(九五二)	北海道	北海道	労力費	七六〇、五四三	五三、〇六一	四八七、三九	三、四九三	補助対象外である製図工の賃金を計上したことによるもの
(九五三)	三重県	松阪市	同	一七四、〇九八	二一、六六三	四八、三七〇	二九、九三	計算を誤つたことによるもの
(九五四)	大阪府	大阪市	同	五五、一八六	三六、九三〇	三三、三〇〇	三五、七四七	補助の対象としてではない賃金を計上したことによるもの
(九五五)	兵庫県	姫路市	同	五三、七〇六	三五、八〇四	一、二四〇	七、四四〇	市が単独で負担すべき技能者の賃金を計上したことによるもの
(九五六)	徳島県	徳島市	同	四八、一八二	三三、四二八	五、〇二〇	三、七四三	労力費で補助の対象としてではない賃金、資材費で失業対策事業に関係のない経費を計上したことなどによるもの
(九五七)	同	徳島市	同	三九、七二二	二六、七三三	三六、七九二	二、四二九	補助の対象としてではない賃金を計上したことによるもの
			計	一〇、二八二	六五、五〇三	一、七一一	八、一五〇	
			計	四、五八〇	二七、四三六	三、九一五	一、五七〇	
			計	三九、一三〇	二七、一六二	二〇、九五三	一、八四三	
			計	八〇、六八〇	五五、九〇五	四三、八六八	三、七〇七	



道府県	事業主	事業年	区分	国庫補助基本 付済額	国庫補助金交 付済額	国庫補助基本 額から控除す べき額	国庫補助金交 付済額中返納 を要する額	摘	要
(九五八)	福岡県	福岡県	三	労働費 四八三、五九三、三五 五三三、一八五、七八	三三八、四二二、七〇 三三七、〇二七、〇〇	六四三、四六二 八七一、四五三	四二八、九七五 六三〇、九三二	補助の対象としてはならない賃 金を計上したことによるもの	
(九五九)	同	福岡市	三	労働費 一、〇二五、七七四、九六 計 一、〇二五、七七四、九六	七〇八、五四四、八七〇 一、〇四、六九九、七七	一、五二四、九一四 四七四、九〇三	一、〇五九、九〇六 三六六、〇〇三	同	
(九六〇)	同	門司	三	労働費 六五、一九二、〇四 同 六七、七六四、四〇三 計 一三三、九〇三、六〇七	四四、七六五、三二 四八、五五九、七三六 九二、七六、二六九	一〇六、五八六 一〇七、〇六八 二二、六五四	七二、〇五七 一四三、六三三 二二、六八二	同	三十一年度分は、国庫補助基本額から 一〇七、〇六八円を控除した結果補助 率が七〇%から六九・九%に減少した ため返納を要する。国庫補助金は一四 二、六八五円となる。
(九六一)	宮崎県	宮崎	三	労働費 一、二三三、三三七	七、五五九、六五	四〇一、五五八	二七、七〇四	補助対象外である民有工作物等 の移転に要した賃金を計上した ことによるもの	
計				一、〇五八、八九二、四	一、三〇七、一九七、九	八、〇五八、六四	五、二四三、四七		

(労働者災害補償保険特別会計)

昭和三十一年度の損益の状況は、利益の部、保険料等三百二十四億二千百余万円、損失の部、保険金等三百十七億六千三百余万円で、差引六億五千七百余万円の利益となっており、三十年度の純利益が三億九千六百余万円

であったのに比べ、保険経済は漸次好転の傾向にある。

また、貸借対照表における未収金十二億千九百余万円のうちには、二十九年以前に分が五億五千七百余万円含まれており、このうちには不納欠損のおそれがあると認められるものがあるから留意を要するところである。

不 当 事 項

保 険

(九六二) 保険給付の適正を欠いたもの  
(九九一)

(項) 保険金

労働者災害補償保険事業における保険給付の適正を欠いた事例については昭和三十年決算検査報告において指摘したところであるが、このような事例はなお相当多数あるものと認められるので、三十二年においても、主として休業補償費の給付状況につき、全国三三七労働基準監督署のうち北海道ほか二九労働基準局管下の札幌ほか二三五労働基準監督署で三十二年七月までの間に支払った七一、三三一事項についてその適否を实地に調査したところ、被災労働者が休業期間中に事業主から賃金の支払を受けもしくは休業日数が七日以内であることなどのため受給要件を欠いていたりまたは補償費算定の基礎となる休業日数、平均賃金額に誤りがあつたものなどに対し、十分な調査を行わないでそのまま給付したため保険給付の適正を欠いているものが札幌ほ



か二二八労働基準監督署において五、五四五事項八、三二二、五八四円あり、これを労働基準局ごとに集計すると左のとおり三〇件である。

労働基準局	労働基準監督署	調査事項数	事項数	金額
(九六二)	北海道	五、五五〇	六七〇	一、三三五、六七二
(九六三)	宮城県	七一五	一五	三六、〇八八
(九六四)	山形県	一、三七四	三〇	二二、八七九
(九六五)	茨城県	六八三	七七	八一、二〇七
(九六六)	埼玉県	一、三六七	二〇〇	二四〇、四二五
(九六七)	千葉県	九二〇	九七	一一〇、八四〇
(九六八)	東京都	五、八〇六	七七七	一、二八六、四一七
(九六九)	神奈川県	二、八四二	三二二	四五〇、八五八
(九七〇)	新潟県	一、五一一	九八	一一六、一九七
(九七一)	石川県	五七七	四二	八二、〇六二
(九七二)	福井県	九四一	一三〇	一五三、四〇〇
(九七三)	山梨県	一、一八二	一三三	一九四、五〇五
(九七四)	静岡県	二、三四五	一四九	一一九、三六五
(九七五)	愛知県	三、一九六	四八〇	七〇〇、六一〇
(九七六)	三重県	四、〇五七	一四六	二一九、四〇八
(九七七)	滋賀県	一、四五〇	一四四	二五四、一五七
(九七八)	京都府	一、〇六五	一八〇	二八六、五八〇
(九七九)	大阪府	三、七八〇	一一八	一八〇、七一八
(九八〇)	兵庫県	六、一一四	二三一	二二五、五一七
	計			
	奈良ほか三	一、〇六五	七三	一四二、二四〇
	和歌山ほか四	一、八一四	七八	一三一、四六九
	広島ほか七	一、二〇六	九三	七六、七二一
	下関ほか八	二、一三四	一七八	二三一、七二六
	徳島ほか三	二、四三〇	二五八	二八三、九三四
	松山ほか五	二、一四九	三三一	五一九、四四三
	福岡ほか一一	五、〇三五	三一九	五四一、四〇四
	佐賀ほか三	二、三六一	六九	七〇、九八一
	長崎ほか三	三、八五八	五六	九一、六九二
	宮崎ほか三	二、一五六	三五	五六、二二六
	鹿児島ほか四	一、二一三	一八	六九、八四三
	計	七〇、八九六	五、五四五	八、三二二、五八四

是正させた事項

保険

(九九二) 労働者災害補償保険保険料等の徴収不足を是正させたもの  
(一〇二二)

(款) 保険料収入 (項) 保険料収入  
(款) 雑収入 (項) 雑収入

労働者災害補償保険保険料等の徴収不足については、毎年度の検査報告に掲記して適正な徴収の処置をとるよう注意してきたところであるが、昭和三十二年においても、北海道ほか二九労働基準局において管内の四五三、一〇五事業場のう



ち二・四%に当る一〇、八四二事業場について調査した結果、保険料算定の基礎となる賃金総額が事実と相違しているため保険料および追徴金の徴収不足をきたしているものが右労働基準局のすべてに見受けられ、これを徴収決定させたものが右一〇、八四二事業場の六・九%に当る七四八事業場で一一、三六八、二六八円あり、これを労働基準局ごとに集計すると左のとおり二〇件である。

労働基準局	徴収不足		計	納付義務者数
	保険料	追徴金		
北海道	八〇六、一三四	八〇、六一五	八八六、七四九	三九
宮城県	二、四八二	二四八	二、七三〇	一
山形県	五八七、四四九	五八、七四七	六四六、一九六	二七
茨城県	六七、六三五	六、七六三	七四、三九八	一九
埼玉県	三二八、五一〇	三三、八五四	三六一、三六四	三〇
千葉県	二二四、三二四	二二、四三五	二四六、七五九	一四
東京都	四五七、六九七	四五、七七四	五〇三、四七一	四三
神奈川県	四一九、一三二	四一、九一三	四六一、〇四五	三三
新潟県	一九八、五一四	一九、八五一	二一八、三六五	二四
石川県	三四二、四六九	三四、二四七	三七六、七一六	四一
福井県	九一、九七三	九、一九九	一〇一、一七二	一〇
山梨県	七三、五三〇	七、三五三	八〇、八八三	二〇
静岡県	二一四、五六七	二一、四五九	二三六、〇二六	三六
愛知県	九二四、二五三	九二、四三一	一、〇一六、六八四	八三
三重県	四九三、一九六	四九、三二三	五四二、五一九	一四

このような事態を生じたのは、主として事業主の賃金総額の報告に事実と相違するものがあつたことによるのであるが、労働基準局においても事業主についての調査または他の関係機関との連絡が十分でなかつたことによるものと認められる。

(失業保険特別会計)

昭和三十一年度の損益の状況は、利益の部、保険料収入等四百億六千六百余万円、損失の部、保険金等二百七

滋賀	(一〇〇七)	四九〇、七八二	四九、〇七八	五三九、八六〇	二二
京都	(一〇〇八)	二〇四、五〇五	二〇、四五四	二二四、九五九	三三
大阪	(一〇〇九)	一〇四、四七八	一〇、四四九	一一四、九二七	二四
兵庫	(一〇一〇)	三一、五五三	三、一五六	三四、七〇九	四
奈良	(一〇一一)	一五〇、八五四	一五、〇八五	一六五、九三九	二一
和歌山	(一〇一二)	四三二、八七八	四三、二九〇	四七六、一六八	三九
広島	(一〇一三)	一一〇、三〇一	一一、〇三一	一二一、三三二	一八
山口	(一〇一四)	四二四、五四三	四二、四五六	四六六、九九九	四
徳島	(一〇一五)	二四三、七六八	二四、三七九	二六八、一四七	二一
愛媛	(一〇一六)	二二七、九五〇	二二、七九六	二五〇、七四六	一九
福岡	(一〇一七)	一、七二七、五二四	一七二、七五一	一、九〇〇、二七五	二七
佐賀	(一〇一八)	二五七、二九九	二五、七三〇	二八三、〇二九	一九
長崎	(一〇一九)	三六一、九二一	三六、一九四	三九八、一一五	二九
宮崎	(一〇二〇)	二九二、三六三	二九、二四一	三二一、六〇四	三四
鹿児島	(一〇二一)	四二、一六五	四、二一七	四六、三八二	一〇
計		一〇、三三四、七四九	一、〇三三、五一九	一一、三六八、二六八	七四八



十一億七千八百余万円で、差引百二十八億八千七百余万円の利益となつてあり、三十年度が三十九億二千八百余万円の利益であつたのに比べ、保険経済は著しく好転している。したがつて、年度末における繰越利益三百十六億四千九百余万円に前記当年度分の利益を加えた四百四十五億三千七百余万円を翌年度に繰り越している。

このような利益をきたしたおもな原因は、三十年度に比べ、保険料収入等で、賃金の上昇、被保険者数の増加等により二十二億六千六百余万円(約六%)が増加となつてゐるのに対し、保険金等で、三十一年十一月一日から保険金額が改正増加されたにもかかわらず、経済界の好況に伴う失業者の減少により保険金受給実人員が月平均で一般失業保険においては十二万二千余人(約二八%)、日雇失業保険においては一万八千余人(約一四%)それぞれ減少したことのため六十六億九千二百余万円(約二〇%)の減少をきたしたことによるものである。

また、貸借対照表における未収金二十五億二千七百余万円のうちには、二十九年以前の方が十億三千八百余万円含まれてあり、このうちには不納欠損のおそれがあると認められるものがあるから留意を要するところである。

不当事項

保 險

(一〇二二) 保険給付の適正を欠いたもの  
(一〇五一)

(項) 保険金

失業保険事業における保険給付の適正を欠いた事例については昭和二十九年以降の検査報告に掲記して適正をはかるよう注意してきたところであるが、三十二年においても、約三十四万人に達している一般失業保険の保険金受給者に対する給付の状況につき、全国六七一箇所の公共職業安定所等のうち札幌公共職業安定所ほか三六〇箇所で、再就職した者五五、一五四人についてその適否を実地に調査したところ、失業保険金受給者で再就職したのにその届出を怠つたものに対し、再就職した事業所から提出される被保険者資格取得届を活用するなど十分な調査を行わないでそのまま給付したため、三十二年九月までの間に給付された保険給付のうち適正を欠いているものが札幌公共職業安定所ほか二六八箇所において二、〇一〇人二六、一三三、九〇七円ある。保険給付の適正化については、労働省においても不正受給調査機構を強化するため三十一年六月から失業保険給付調査官を設置するなど改善の処置を講じているが、なお今後一層努力の要がある。

右保険給付の適正を欠いたものを都道府県ごとに集計すると左のとおり三〇件である。

都道府県名	公共職業安定所 (出張所、分室を含む)	受給者調査人員	人	金
(一〇二二) 北海道	札幌ほか一六箇所	八、八八五	一四四	九三九、五八五
(一〇二三) 宮城県	仙台ほか三箇所	三三八	二〇	一〇四、八八五
(一〇二四) 山形県	山形ほか六箇所	五二〇	一一	五四、〇五〇



都道府県名	公共職業安定所 (出張所分室を含む)		受給者調査人員	保険給付の適正を欠いたもの	
	人員	金		人員	金
(一〇二五) 茨城 県	水戸ほか七箇所	一九七	一〇	一四七、一五五	
(一〇二六) 埼玉 県	川口ほか一箇所	一、七一二	五六	七四六、二四〇	
(一〇二七) 千葉 県	千葉ほか七箇所	三五〇	一四	九八、三三〇	
(一〇二八) 東京都	飯田橋ほか一箇所	八、一〇七	三七一	七、〇七八、八七五	
(一〇二九) 東京都	横浜ほか一箇所	二、八八七	九八	一、七一四、六一五	
(一〇三〇) 新潟 県	新潟ほか一箇所	三、一七五	七七	二〇七、二三五	
(一〇三一) 石川 県	金沢ほか四箇所	三九五	二一	六八、四一五	
(一〇三二) 福井 県	福井ほか四箇所	八六四	三一	二八八、〇一五	
(一〇三三) 山梨 県	甲府ほか六箇所	八六〇	二二	一七五、〇四〇	
(一〇三四) 静岡 県	静岡ほか一箇所	九四二	一〇二	九九六、一一五	
(一〇三五) 愛知 県	名古屋ほか一箇所	一、二二五	九六	七〇二、〇〇〇	
(一〇三六) 三重 県	四日市ほか四箇所	一九七	二一	二六〇、一六〇	
(一〇三七) 滋賀 県	大津ほか三箇所	三六七	一一	四四、九一五	
(一〇三八) 京都 府	京都西陣ほか一箇所	一、三二二	五六	六一〇、三四〇	
(一〇三九) 大阪 府	大阪城東ほか一箇所	七、八四〇	四三〇	六、八七〇、六七五	
(一〇四〇) 兵庫県	神戸ほか一箇所	三、八九一	一二五	一、四三〇、五一〇	
(一〇四一) 奈良 県	奈良ほか三箇所	一四五	一四	二四五、七〇〇	
(一〇四二) 和歌山 県	和歌山ほか六箇所	四二二	五三	六六二、五一二	
(一〇四三) 広島 県	広島ほか六箇所	六六一	三三三	三三二、三四〇	
(一〇四四) 山口 県	山口ほか一箇所	一、六五八	三七	四〇一、四一〇	
(一〇四五) 徳島 県	徳島ほか三箇所	一九二	一四	二七二、九三〇	
(一〇四六) 愛媛 県	松山ほか三箇所	六六	六	二八、八〇五	
(一〇四七) 福岡 県	福岡ほか一箇所	八四〇	七四	一、二六四、三九五	
(一〇四八) 佐賀 県	佐賀ほか五箇所	二七三	一四	一一三、八六〇	
(一〇四九) 長崎 県	長崎ほか三箇所	二八四	一一	六三、二三〇	
(一〇五〇) 宮崎 県	宮崎ほか五箇所	七〇	一三	一一七、二三五	
(一〇五一) 鹿児島 県	鹿児島ほか七箇所	四二四	二四	九三、三三五	
計		四九、一〇九	二、〇一〇	二六、一三二、九〇七	

不正行為

(一〇五二) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

福岡県労働部失業保険課で、昭和三十年四月から三十一年八月までの間に、分任収入官吏地方事務官大坪某により収入金をほしうままに領得されたものが八四二、〇三二円(うち三十二年九月末現在補てんされた額二、〇三二円)ある。

右は、同人が失業保険課に勤務し、分任収入官吏として失業保険保険料の収納事務に従事中、事業主から領収した保険料等を国庫に払い込まないで領得したものである。

是正させた事項

保 険



(一〇五三)  
(一〇八二)

失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの

(款)保険料収入 (項)保険料収入  
(款)雑収入 (項)雑収入

失業保険保険料等の徴収不足については、毎年度の検査報告に掲記して適正な徴収の処置をとるよう注意してきたところであるが、昭和三十二年においても、北海道ほか二九都府県において管内の一七七、三〇〇事業所のうち一・六%に当る三、一〇八事業所について調査した結果、保険料算定の基礎となる賃金総額が事実と相違しているため保険料および追徴金の徴収不足をきたしているものが右都道府県のすべてに見受けられ、これを徴収決定させたものが右三、一〇八事業所の一三・六%に当る四二二事業所で一、五五三、六八四円あり、これを都道府県ごとに集計すると左のとおり三〇件である。

都道府県名	徴収不足		納付義務者数
	保険料 円	追徴金 円	
北海道	三三二、九七〇	二六、三〇〇	三四八、二七〇
宮城県	二三四、九七五	二二、七八〇	二五七、七五五
山形県	一〇六、八〇九	六、二一〇	一一三、〇一九
茨城県	五、六二〇	六〇	五、六八〇
埼玉県	三八八、〇四六	三一、七〇〇	四一九、七四六
千葉県	八六、一五八	一〇、七〇〇	九六、八五八
東京都	二、五六七、二八八	二、四四、一〇〇	二、八一一、三八八
神奈川県	一、〇一八、四五九	九一、九〇〇	一、一一〇、三五九
新潟県	八四、五五七	五、九〇〇	九〇、四五七

石川	六三、五七七	四、四〇〇	六七、九七七	二
福井	一三二、六五四	八、五三〇	一四一、一八四	八
山梨	二五六、九三四	一六、七三〇	二七三、六六四	一三
静岡県	一八二、三四一	一五、六三〇	一九七、九七一	一六
愛知県	二二一、一二三	一八、八一〇	二三九、九三三	一三
三重県	一六九、八五二	一七、八九〇	一八七、七四二	七
滋賀県	一〇〇、六〇六	九、三〇〇	一〇九、九〇六	三
京都府	三一六、七六五	二九、〇七〇	三四五、八三五	一六
大阪府	八〇、六二四	八四、一〇〇	八八五、七二四	一六
兵庫県	三五七、二三六	一五、八四〇	三七三、〇七六	一三
奈良県	三二四、五八八	二九、二〇〇	三五三、七八八	九
和歌山県	四三〇、七八〇	四〇、四〇〇	四七一、一八〇	二〇
広島県	一〇五、七一〇	八、六二〇	一一四、三三〇	一六
山口県	六九、二二五	六、二三〇	七五、四五五	七
徳島県	四五、六八五	三、六〇〇	四九、二八五	八
愛媛県	三〇四、一一二	二六、四〇〇	三三〇、五一二	一六
福岡県	一、五七六、〇〇八	一六七、四四〇	一、七四三、四四八	二四
佐賀県	八四、〇三八	六、四〇〇	九〇、四三八	一〇
長崎県	二二、五七七	一、四〇〇	二三、九七七	四
宮崎県	一八九、五五四	一七、〇〇〇	二〇六、五五四	一一
鹿児島	一七、二八三	八九〇	一八、一七三	三
計	一〇、五八六、一五四	九六七、五三〇	一一、五五三、六八四	四二二

このような事態を生じたのは、主として事業主の賃金総額の申告に事実と相違するものがあつたことによるのであるが、都道府県の当事者においても事業主についての調査または他の関係機関との連絡が十分でなかつたことによるものと



認められる。

## 第十一 建設省

### (一) 一般会計)

昭和三十一年度において建設省の支出した河川改修、総合開発事業、道路改良等の直轄工事および災害復旧国庫負担工事等に要した経費は千百六億三千八百余万円であり、九十億八千二百余万円を翌年度に繰り越し、五億七千四百余万円を不用額としているが、本年においても建設省の施行する直轄工事および地方公共団体の施行する補助工事に重点を置いて検査を実施した。

#### (公共事業等に対する国庫補助の経理について)

地方公共団体が施行する公共土木施設の建設改良および災害復旧ならびに公営住宅の建設等に対する国庫補助金または国庫負担金の支出済額は六百八十七億六千三百余万円で、建設省所管支出済歳出額の六二％に当たっている。右に対する検査については、昭和三十一年における検査の結果、既往年度に比べて改善の跡が認められたが、災害復旧事業になお相当数の不当事項を指摘したので、三十二年においてもこれに重点を置き、また、公営住宅建設事業についてもとくに留意して検査を実施した。

その結果、不当事項として指摘したものは、国庫補助を除外すべき額一工事十万円以上のもので三六工事千余万円であつて、前年度に比べさらに減少しているが、公営住宅建設事業については、公営住宅建設のための団地計画もないまま建設し、特定の者を入居させているなど公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の趣旨に反するものがあつたり、工事の一部について使用材料が仕様書および図面に比べ寸法、数量が不足しているなど手抜きしたものが多数あつたりしたので注意して是正させた。

また、工事完成前に査定の内容を検査し是正を促すため、工事完成後の検査の際あわせて二十八年から三十一年までの発生災害について早期に検査を行なつたところ、改善の跡が見受けられたが、なお建設省において本院の注意により減額は正することとしたものが工事費において千五百万円(うち二十八、二十九、三十年発生災害分七百余万円を含む)ある。

#### (昭和二十九、三十兩年度の検査報告掲記事項の事後処理状況について)

昭和三十年度決算検査報告で指摘した不当工事のうち、国庫補助を除外すべき額一工事二十万円以上のものは三九件で、そのうち当局において国庫補助を返還または減額することとしたものは一一件、この処理に代えて手直しまたは補強することとしたものは二〇件、一部を返還または減額し、一部を手直しまたは補強することとしたものは八件である。

右のうち国庫補助を返還または減額することとしたもの一九件については三十二年九月末現在一六件が処理済



となつてゐる。また、昭和二十九年年度決算検査報告に掲記したもののうち国庫補助を返還または減額することとしたもので三十一年九月末現在処理未済となつていた一二件のうち三十二年九月末現在なお処理未済となつてゐるものが六件ある。

また、手直しまたは補強することとしたものうち、岩手ほか一〇県内の昭和三十年年度決算検査報告掲記の分一箇所、昭和二十九年年度決算検査報告掲記の分二箇所につきその施行状況を三十二年四月から七月までの間に現地について検査したところ、三十年度分については、工事が完成してゐたものは六箇所で、四箇所は工事中であり、一箇所は未着工であつた。また、二十九年度分については、実地検査当時なお工事中のものが秋田県内に一箇所あつた状況である。

なお、検査当時工事中または未着工となつてゐた二十九年度分一箇所、三十年度分五箇所のうち、三十二年九月末現在工事を完成した旨の報告のあつたものは三十年度分四箇所となつてゐる。

### 不当事項

補助金 (一〇八三)―(一一〇四)

(一〇八三) 公共事業に対する国庫負担金等の経理当を得ないもの  
(一一〇三)

(組織)建設本省 (項)河川等災害復旧事業費 ほか六科目

地方公共団体が施行した災害復旧等の工事に対する国庫負担金または国庫補助金(以下「国庫負担金」という。)は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)等の根拠法規に基いて交付されるものであるが、本院において、昭和三十二年中、その経理および工事施行の状況について、全国の工事現場三九、四一四箇所のうち北海道ほか三七都府県につきその一六・一%に相当する六、三四三箇所を実地に検査したところ、関係当局の指導監督の強化および事業主体の自覚等により従来に比べて相当改善の跡が認められたが、なお、災害復旧とは認められない改良工事を施行してゐるもの、設計が過大と認められるもの、設計に対し工事の出来高が不足してゐるもの、工事の施行が粗漏で補助の目的を達してゐないもの、または工事の残材についての精算処理が適当でないものなどがあり、また、市町村が施行した工事において、工事が完成してゐるのに未着工と偽り査定工事費と実際に要した工事費との差額を含めて国庫負担の対象としたものがあつたほか、表面上は競争入札等により工事を実施設計額と同程度の額で請け負わせ施行したこととして国庫負担金の交付を受けてゐるが、実際はこれより低額に請け負わせ施行し正当な自己負担をしてゐないものがあり、国庫負担金を除外すべきことの判明したものが北海道ほか一七都府県において除外すべき額一工事十万円以上のものをあげると三六工事一〇、五八一、七三六円あり、これを事項別に分類して示すと左表のとおりである。



都道府県別	改良工事その他 国庫負担の 対象としての ならないもの		粗漏れ工事の 目的を達して いないもの		工事の出来高 が不足してい るもの		工事の設計が 過大となつて いるもの		事業主体が正当な自己負担をし ていないもの		その他		計	
	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額	数	金額		
北海道	1	千円	1	千円	1	千円	2	千円	1	千円	1	千円	5	千円
秋田県	1	三〇〇			1	一八二		八八八	1	八三〇			2	五〇二
千葉県	1	一、二五五	1	三三									2	一、三六八
東京都	2	四六五											2	四六五
神奈川県	2	九六七											2	九六七
新潟県	4	八一九			1	一五三							5	九七
石川県					1	二四							1	二四
長野県									1	一九〇			1	一九〇
静岡県													1	一六五
三重県					1	一六五							1	一六五
京都府					3	五三九							2	五三九
兵庫県					1	六六二							1	六六二
計	23	四、七五五	6	一、三六一	8	二、二六四	3	一、〇二二	1	八〇二	4	九六三	1	一〇、五八二

右不当事項三六工事のうち国庫負担金を除外すべき額一工事二十万円以上のものをあげると左のとおり二一件八、四七五、四五〇円である。

都道府県名	工	事業主体	工事費	同上に対する 国庫負担 (補助)金	同上のうち 三十一年度 までの交付 済額	国庫負担 (補助)工事 費から除 すべき額	同上に対する 国庫負担 (補助)金相 当額	摘	要
(一〇八三) 北海道	上磯郡木古内町佐女 川二十九年度災害復旧	木古内町	一、五八四、〇六 円	一、二五二、三六 円	一、二五二、三六 円	四〇六、〇〇〇 円	三、四、八〇〇 円	粗漏れ工事	
(一〇八四) 同	標津郡中標津町道 三、四線侯落橋二十六 年災害復旧	中標津	三、〇五〇、〇〇〇	二、四四〇、〇〇〇	二、四四〇、〇〇〇	六六、〇〇〇	四九二、八〇〇	設計過大	
(一〇八五) 同	島牧郡東島牧村道 折川開墾通線三十年 災害復旧	島牧村 (東島牧村)	九五、〇〇〇	八〇、一、〇五	八〇、一、〇五	九四、五、〇〇〇	八〇、一、〇五	粗漏れ工事、事業 主体負担不足	



都道府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫負担 (補助)金 (補助)金	同上のうち 三十一年度 までの交付 済額	国庫負担 (補助)工事 費から除外 すべき額	同上に對する 国庫負担 (補助)金相 当額 (うち三十二年 度以降交付予 定額中減額を 要する額)	摘 要
(一〇八三) 北海道	島牧郡東島牧村大平川三十一 年災害復旧	島牧村 (旧東島牧村)	一八九〇〇〇	一五四九五五	一五四九五五	五三〇〇〇	四七、九七	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇八七) 同	目梨郡羅臼村松法川二十八年 災害復旧	羅 臼	一七五〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	一四〇〇〇〇〇	四九四、〇〇〇	三九五、二〇〇	設計 過 大
(一〇八八) 秋田県	仙北郡協和村道庄内線大平台橋三十一 年災害復旧	協和村	一一五、〇〇〇	七四、七〇五	七四、七〇五	四八、一〇三	三〇、九六 (七六、七〇五)	改良工事その他 国庫負担の対象 としての いもの
(一〇八九) 千葉	東金市二級国道銚子千葉線ほか二一舗装 新設および舗装補修	千 葉 県	九、九八六、三三	六三、二六〇、九五	六三、二六〇、九五	一、六四七、三三六	一、二五三、三三	同
(一〇九〇) 同	道路舗装の新設および補修工事費の精算にあたり、その工事費九二、九二八、六三五円を国庫補助基本額としているが、 工事施行に伴い発生したアスファルトあきかん五、一八〇個のうち売却した四、一九〇個の収入金一、二八九、五六〇円 と保有している九九〇個の評価額三五七、七八六円との合計額一、六四七、三四六円は右基本額から控除すべきである。 線道路改良	千 葉 県	四、二八八、九八二	二、八五九、三三二	二、八五九、三三二	三三〇、〇〇〇	三三、三三三	粗 漏 工 事
(一〇九一) 東京都	江東区砂町川二十五 年災害復旧 (一八八号)	東 京 都	一、八〇、〇五五	一、三二四、二七六	一、三二四、二七六	三九六、〇〇〇	二、六四、一三三	改良工事その他 国庫負担の対象 としての いもの
(一〇九二) 同	同 (一八九号)	同	二、四二六、六五一	一、六二八、五七六	一、六二八、五七六	三〇一、〇〇〇	二〇一、四四四	同
(一〇九三) 神奈川県	横浜市都市復興事業 上水道配水管移設	横 浜 市	一九四七、六七六	九七五、八三八	九七五、八三八	一、四三〇、一〇一	七五〇、五〇	改良工事その他 国庫負担の対象 としての いもの
(一〇九四) 同	川崎市都市復興事業 上水道配水管移設	川 崎	一〇、九六一、四五	五、四八、〇七二	五、四八、〇七二	一、四三〇、一〇一	七五〇、五〇	同
(一〇九五) 新潟県	中頸城郡斐太村村道 矢代長森線長森橋二 十五年災害復旧	新 井 市 (旧斐太村)	九三、〇〇〇	六〇一、三〇一	六〇一、三〇一	三三三、〇〇〇	三三、七八	改良工事その他 国庫負担の対象 としての いもの
(一〇九六) 同	刈羽郡上小国村村道 中曾根線中曾根橋二 十八年災害復旧	小 国 町 (旧上小国村)	五九一、四五二	四、三三、五九九	四、三三、五九九	二九〇、六三九	二〇八、〇九〇	同
(一〇九七) 同	中頸城郡中郷村村道 大窪二本太線大窪橋 二十五年災害復旧	中 郷 村	五、四四〇、〇〇	三、七六、一八八	三、七六、一八八	三、四四、〇〇〇	三、九四、八	同
(一〇九八) 長野県	下高井郡夜間瀬村笹 川二十五 年災害復旧	山ノ内町 (旧夜間瀬村)	二、四四三、五五二	二、〇一四、四五二	二、〇一四、四五二	二、九二、〇〇〇	二、四一、九三〇	出来高不足、事業主体負担不足
(一〇九九) 京都府	宇治市長取川二十八 年災害復旧	宇 治 市	三、三七七、〇〇〇	三、一三八、四二二	三、一三八、四二二	四二一、〇〇〇	三、九二、九二六	出来高不足
(一一〇〇) 兵庫県	神戸市市道神戸箕谷 線道路改良	神 戸	一、八四九、三三九	一、三三六、三三三	一、三三六、三三三	九九四、〇〇〇	六六二、六六六	同
(一一〇一) 徳島	三好郡佐馬地村村道 四辻線二十九年災害 復旧	佐馬地村	四九一、九二	三、五、四五七	三、五、四五七	四九一、九二	三、五、四五七	粗 漏 工 事



都道府 県名	工 事	事業主体	工 事 費	同上に對する 国庫負担		粗 漏 工 事
				(補助)金 の額	濟 額	
(一一〇二) 愛媛県	伊予三島市都市計画 街路井関通り線築造	伊予三島市	二四七、二六	一、三〇八、五五九	一、三〇八、五五九	四六四、〇〇〇
(一一〇三) 宮崎	児湯郡木城村小丸川 二十九年災害復旧	宮崎 県	一、七七八、〇〇〇	一、三四五、九六〇	一、三四五、九六〇	四六五、〇〇〇
合計			一、七六五、七三三	二、七九一、二七〇	二、七九一、二七〇	一、一七〇、七、九五三
						八四七、五四五〇 (七六七、〇〇五)

(一一〇四) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

地方公共団体が施行する公共土木施設災害復旧工事の査定を了したものに對する検査は、昭和二十八年発生災害の分から毎年これを実施してきたもので、その結果については、二十八年度以降毎年度の検査報告に掲記したとおりであるが、本年においては、三十一年発生災害とともに二十八年以降発生災害復旧工事未着手の地区で前年まで検査を行わなかったものについて、災害復旧工事完了後の検査の際あわせて実施した。

三十一年発生災害については、北海道ほか六県を選び、三十二年三月から七月までの間に、総工事数四、九五九箇所その査定額四十八億九千五百余万円のうち一、七八八工事十九億八千九百余万円について実施した。その結果は、同一箇所の工事を建設省と農林省の双方で重複して査定しているもの、既存の施設が被災もしてい

ないのにこれを含めて復旧することとしているなど改良工事を施行しようとしているもの、または工食用材料の運搬距離を過大に見込んでいたりなど設計が過大となっているものが北海道ほか五県において見受けられ、これらの査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ、四二工事につき工事費において七百四十余万円(うち実施の際設計変更予定のもの七工事六十余万円)国庫負担金相当額五百三十余万円を減額は正する旨の回答があつた。

しかして、前記の是正されたものを態様別にあげると、同一箇所の工事を建設省と農林省の双方で重複して査定しているもの五工事一、五六四、〇〇〇円、既存の施設が被災もしていないのにこれを含めて復旧することとしていたり、工事の費用に比べてその効果が著しく小さいものなど改良工事を施行しようとしているもの一工事二、七四三、〇〇〇円、工事材料の運搬距離を過大に見込んでいたり、コンクリート工事の型わく損料を過大に積算したなど設計過大となっているもの二六工事三、一六八、〇〇〇円となっている。

また、二十八、二十九、三十年発生災害については、二二三工事四億六千四百余万円の検査をあわせて実施したところ、右に述べたと同様に一〇工事につき工事費において七百五十余万円(うち実施の際設計変更予定のもの三工事六十余万円)国庫負担金相当額五百八十余万円を減額は正することとなった。

なお、右のほか査定の時と状況が変化したりまたは査定と関係なく別途に工事を施行済のため災害復旧工事として施行する要がないと判明したものを注意して減額は正させたものが一四工事につき工事費において七百



七十余万円国庫負担金相当額五百五十余万円ある。

(注) 北海道、山形、福島、新潟、石川、奈良各県

第六節 会計事務職員に対する検定

第一 出納職員に対する検定

昭和三十一年十二月から三十二年十一月までの間に、出納職員が現金または物品を亡失し損じた事実(物品については、三十二年一月九日までのもの)について所管庁から報告を受理し処理を要するものは、繰越分を含め六、九二二件四六八、二一三、〇三〇円で、これに対し弁償責任の有無の検定等の処理をしたものは、二二、二一六件二五九、六四三、三三二円で、その所管別内訳は左のとおりである。

なお、処理未済件数は四、六九六件二〇八、五六九、六九八円で、その大部分は所管庁との間に照会中の案件である。

所管	報告受理		処		理		済	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
裁 判 所	六	五、三三三	一	一、三三三	一	一、三三三	二	一、三三三
総 務 府	一八	五八、九三三	九	二八、九七	八	五八、八	八	五八、八
法 務 省	一八	三三、九四七	二	二、二七四	三	四、四五	二	七、五三六
大 蔵 省	一六	一八、二九〇	二	二、二七四	一	六、九八	二	三、二七四
文 部 省	二	五、一六〇	二	三、一九一	一	二、四六	二	四、六七二
厚 生 省	二	四、六七二	八	三、一九一	一	二、四六	二	四、六七二
農 林 省	二七	三三、八七五	二	二、四六	一	二、四六	二	四、六七二
通 商 省	三	五、〇四	三	五、〇四	三	五、〇四	三	五、〇四
運 輸 省	三	三、八七五	三	三、八七五	三	三、八七五	三	三、八七五
郵 政 省	三	六、〇七三	三	六、〇七三	三	六、〇七三	三	六、〇七三
労働省	四三	七〇、六三五	三	三、六	九	三、三六	三	三、三六
建設省	二二	七〇、六三五	一	一、五、一五	一	一、〇、六九五	二	二、一、九六九
計	一三六	一、四〇、三四	一	一、二、七六	一	一、〇、六九五	二	二、一、九六九
計	六九三	四、六、三三	四	二、〇、四五〇	一五	一、五、五八	二六	二、五、九六三

備考 「その他」の欄の一五件一、五五八千円は、日本国との平和条約の効力発生に伴う予算執行職員等の弁償責任の減免に関する政令(昭和二十七年政令第百三十一号)の施行により、弁償責任に基づく債務の免除されるものに該当するため、検定の手続をとるにいたらなかったものである。

前表の有責任と検定した四八件は、いずれも現金の亡失に対するもので、その内訳は、出納職員の犯罪行為によるもの三八件一七、五〇六、三二七円、出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによるもの一〇件二、九四三、七六五円である。



現金については、大蔵省における収入金、郵政省における繰替払現金について部内職員の内職員の犯罪行為によるものが目立つ状況である。

物品については、有責任と検定したものはないが、総理府において防衛庁の供用物品の亡失損件数が著しく多いほか、農林省における食糧、郵政省における切手類および供用物品、建設省における資材等の亡失損が依然として多く、その原因のおもなものは、盗難、火災、風水害等で、その処置、対策については各庁関係責任者に対しとくに注意を促している。

第二 物品管理職員に対する検定

昭和三十三年一月十日から三十三年十一月までの間に、物品管理職員が物品を亡失しまたは損傷した事実について所管庁から報告を受領し処理を要するものは、一、一四件一、四七五、三二九円で、これに対し弁償責任の有無の検定の処理をしたものは、四三六件六二、三三四、七四七円で、その所管別内訳は左のとおりである。なお、処理未済件数は、六七八件五二、五三一、五八二円で、その大部分は所管庁との間に照会中の案件である。

所管	報告受理		処		理		済	
	件	千円	有責任	無責任	有責任	無責任	件	千円
裁判所	四	一、八二七		四	一、八二七		四	一、八二七
総務府	九	一〇、九二五		三	一七九		三	一七九
法務省	三	五二〇		六	一四一		六	一四一
外務省	二	七七		三	七七		三	七七
大蔵省	二	三六		一	〇		一	〇
文部省	二	二二、二四二		三	一、二六二		三	一、二六二
厚生省	二	三七六		一	〇		一	〇
農林省	二	六七、八四三		三	四一、六八八		三	四一、六八八
通商産業省	二	一一		一	九		一	九
運輸省	二	五、七〇八		一	五、五五四		一	五、五五四
郵政省	二	四、二九一		一	五八〇		一	五八〇
労働省	一	一五		一	一五		一	一五
建設省	一	一〇、八八八		一	一〇、八八六		一	一〇、八八六
計	一、一一四	一一四、七五六		四三六	六二、三三四		四三六	六二、三三四



### 第三章 政府関係機関その他の団体の会計

#### 第一節 決算の検査完了

#### 第一 政府関係機関の会計

政府関係機関名	収	入	支	出
日本専売公社	二四二、四八四、二八七、二三八・〇〇		一四三、一二三、二五四、九五六・四七	
日本国有鉄道	二八八、〇二〇、四〇五、四三一・〇〇		二八〇、八五七、二八〇、六七二・〇〇	
日本電信電話公社	六一、四〇六、二四二、五四六・〇〇		六一、三三五、〇二〇、三二三・〇〇	
日本電報電話公社	五八、六六七、八〇四、〇〇〇・〇〇		五八、六九八、七六六、八六五・〇〇	
損益勘定	一四一、四二一、七〇三、四七八・〇〇		一三〇、五五二、九八七、七四〇・〇〇	
資本勘定	六八、四八八、六五八、三二九・〇〇		六八、四八八、六五八、三二九・〇〇	
建設勘定	六六、八六二、三四〇、四六四・〇〇		六六、三五五、二九八、四六四・〇〇	
国民金融公庫	四、五四九、九八五、七八一・〇〇		三、三八〇、七三四、七四七・〇〇	
住宅金融公庫	五、五〇八、七八一、三〇八・〇〇		四、五八六、六〇三、四四五・〇〇	
農林漁業金融公庫	五、三三〇、八〇三、七〇八・〇〇		四、八一五、四八二、九八九・〇〇	
中小企業金融公庫	五、〇二九、四二三、七〇五・〇〇		四、一三六、六一八、三四五・〇〇	

第三章 政府関係機関その他の団体の会計 第一節 決算の検査完了 第一 政府関係機関の会計 二〇五



第三章 政府関係機関その他の団体の会計 第一節 決算の検査完了 第二 昭和三十年検査未完了額の検査完了 二〇六

政府関係機関名	決算額	
	入	支
北海道開発公庫	一〇六、四七四、八四四・〇〇	九八、九三一、〇六五・〇〇
日本開発銀行	二七、六二二、七五二、五六九・〇〇	九、二二〇、六五七、九九四・〇〇
日本輸出入銀行	二、三八一、一八一、一六三・〇〇	九六二、六三七、七〇二・〇〇
計	九七七、八八〇、八四四、五六四・〇〇	八三六、六〇二、九三三、六三六・四七

右各政府関係機関決算額は、これを検査完了した。

第二 昭和三十年検査未完了額の検査完了

昭和三十年各政府関係機関の収入、支出決算のうち、検査未完了額についてはその後全部検査を完了した。

第二節 各団体別の不当事項

第一 日本専売公社

(事業概要について)

昭和三十一年度におけるたばこの製造数量は千四十二億三千八百余万本、輸入数量は二千百余万本で、その販売数量は千三十七億二千六百余万本金額二千六百九十九億八千八百余万円、塩の受入数量は国内産塩が六十七万余ト

ン、輸入塩が二百二十三万四千余トン(うちソーダ工業用自己輸入塩は九十三万六千余トン)計二百九十九万五千余トンで、その販売数量は二百九十九万七千余トン金額二百三十六億九千九百余万円となっていて、前年度に比べると、販売数量ではたばこ十億八千四百余万本の減少、塩二十八万四千余トンの増加となっているが、販売金額ではたばこ百十四億三千四百余万円、塩三十一億五千八百余万円の増加となっている。また、粗製しよう脳等の購入は四千百余トンで、販売数量は三千七百余トン金額九億九百余万円となっている。

(事業損益について)

同公社の昭和三十一年度事業益金は千五百五十六億八千九百余万円、前年度事業益金から資産再評価益を控除したものに比べて五十四億千八百余万円を減少している。

たばこ事業の益金は千六百六十七億八千九百余万円、前年度益金から資産再評価益を控除したものに比べて四十八億四千七百余万円の減少を示しているが、本年度税率の引上げ等によるたばこ消費税の増加百十四億九千六百余万円を考慮すると六十六億四千九百余万円の増加となる。これは、主として売行が下級品から上、中級品に移行したためである。

塩事業の損失は十億百余万円、前年度益金から資産再評価益を控除したものに比べて五億五千八百余万円の損失増加となっている。これは、主として国内塩の増産に伴い、従来一般用塩の販売数量の約五割を占めていた輸入塩を漸次原価高の国内塩に転換したためである。



なお、しよう脳事業でも九千八百余万円の損失となっている。

専売納付金として国庫に納付した額は、前記事業益金千五百六億八千九百余万円から三十一年度中における固定資産および無形資産の合計額の増加額十四億七千七百余万円を控除した千四百四十二億千余万円であつて、一般会計収納済額の九・二%を占めている。これを前年度に比べると四億七千余万円の増加となり予定額に比べ七十七億五千余万円の増加となっている。

また、右の専売納付金に都道府県および市町村に納付したれば消費税四百二億八千余万円を加算すると、国および地方公共団体に納付した額は千五百四十四億九千二百余万円となり、これを前年度における専売納付金千三百三十七億四千余万円にたば消費税二百八十七億八千四百余万円および交付税及び譲与税配付金特別会計繰入額四十四億七千四百万円を加算した千四百六十九億九千九百余万円に比べると七十四億九千二百余万円の増加となっている。

## 第二 日本国有鉄道

### (事業損益について)

日本国有鉄道の昭和三十一年度決算についてみると、営業損益は百六十一億七千八百余万円の損失、営業外損益は八億七千四百余万円の利益で、百五十三億三百余万円が当期純損失となっている。

これを前年度の営業損失百八十四億三千七百余万円、純損失百八十三億四千九百余万円に比べると、営業損益において二十二億五千九百余万円、純損益において三十億四千六百余万円がそれぞれ損失減少となっている。この原因は、前年度に比べ輸送量において旅客七・五%、貨物一〇・二%が増加し、営業収入においても旅客九・三%、貨物九・八%が増加したなどのため二百四十九億五百余万円の収入増加となったが、一方、営業経費において人件費、業務費等の支出増加が二百二十六億四千六百余万円にとどまったことによるものである。

### (工事について)

昭和三十一年度の修繕費および工事経費の決算額は、修繕費五百四十二億五千五百余万円、工事経費五百八十六億九千八百余万円総額千二百二十九億五千四百余万円であるが、前年の検査の結果にかんがみ、工事施行の実態、予定価格の積算等を主として検査を実施した結果、工事の施行が設計と相違しているもの、予定価格が過大でひいては工事費が高価となっていると認められるものなどが少なくない。

また、古軌条を構造用等に使用する場合に、その部内整理価格が低廉であるなどの事情もあつて、構造用鋼材を調達して使用する場合との経済比較を十分に行わなかつたり、部内発生石炭がらを盛土資料として使用する場合に、輸送費を含めた経済比較を十分に行わなかり遠距離輸送をしたりし不経済となっているものがあり、また、工事の施行に伴う発生材や工事用資材として保有する古軌条について受払等の処理が適正を欠くと認められるものがある。いずれも今後一層留意を要するものと認められる。



つぎに、東京操機工事事務所は、現在工事局等工事施行箇所の任意な委託により工事を施行する建前となつていて、施行能力に対し受託量が不足している状況であるが、工事の実施部局として本工事事務所を設置している以上、計画的かつ効率的にこれを運営するよう改善をはかる要があるものと認められ、他方、工事局等の保有する本社運用工用機械のか、働も一般に良好とは認められないので、老朽機械等の整理もあわせ考慮し、計画的な運用によりか働率の向上をはかる要があるものと認められる。

(資材の調達管理および運用について)

昭和三十一年度における貯蔵品の購入額は九百五十五億三千三百余万円、年度末貯蔵品残高は百六十五億二千七百余万円で、前年度末の百四十四億三千五百余万円に比べて二十億九千二百余万円増加しており、その回転率を石炭および車両を除いた一般貯蔵品についてみると四・〇六となつていて三十年度の四・〇三に比べわずかに向上を示している。

本院においては、前年の検査の結果にかんがみ、資材の調達について購入規格の選定、予定価格の積算等を主として検査を実施した結果、購入規格が適切でないため不経済となつているもの、取引の実情や製作の実態の調査が十分でないなどのため予定価格が過大となりひいて購入価額が高価となつているものなどが認められるが、そのうちには、本院の検査結果に基きその後の契約分について価格の引下げ等改善をはかつたものが少なくない。

物品の購入規格についてみると、要求箇所はややもすれば使用効果等の見地から銘柄を指定して購入要求を行い、購入箇所は要求銘柄についてその経済性等を十分検討することなく購入する傾向があるなどの事情により不経済となつているものがあるが、使用効果および価格を総合考慮して適切な規格を選び、要求規格を明確にして広く競争入札等により経済購入をはかる配意が必要と認められる。

また、現行購入品のうちには特許品、実用新案品等が少なくなく、これらについては大部分単に業者の見積価格を基準として予定価格を算定しているにすぎない結果、購入が製作価格等に比べて著しく高価となつているものがあるが、これら特許品等は大部分を日本国有鉄道が購入しているものであるから、製作の実態をよく調査するなどして妥当な価格で購入する配意が必要と認められる。

(固定財産の管理運用について)

固定財産の管理運用については、前年に引き続き財産の部外使用料等を主として検査を実施したところ、構内営業料等財産の部外使用料がなお低廉と認められるもの、高架下について当局の使用承認を受けた者が承認条件に反して第三者に使用させているものなどが認められるが、適正料金の設定、使用関係の適正化等について、なお一層の努力が必要と認められる。

また、現在、船舶の岸壁離接岸用として、補助汽船(えい船)二三隻を室蘭ほか八港に配置しているが、配置が適切でなかったり、無償または低廉な料金で部外の用に供するなど運用が適切でないため不経済となつていると



認められるものがあるので、検討、改善を要するものと認められる。

不当事項

予算経理

(一一〇五) 予算総則に規定した職員の給与総額を超過して給与を支給しているもの

(損益勘定) (項)給与其他諸費 ほか一科目

(工事勘定) (項)総係費 ほか三科目

日本国有鉄道で、昭和三十一年度において、昭和三十一年度政府関係機関予算総則に定められた日本国有鉄道の職員に対して支給する給与の総額を超過して給与を支出したものがある。

右は、三十一年度において日本国有鉄道の職員に対して支給する給与の総額は千二百九十億二千七百七十余万円、これに対し支出決算額は千二百八十九億四千三百余万円となっていて八千三百余万円を不用額として、右決算額のほかに鉄道経費所属の職員が建設工事または改良工事の作業業務に従事した場合等に当該職員の右従事期間に相当する職員給、扶養手当、超過勤務手当等四億九百余万円を鉄道経費等の当該科目から建設費等の当該科目に振り替えないでその工事費に振り替えて支出しているものがあり、このため職員に対して支給する給与総額を三億二千六百余万円超過して支出した結果となっているものである。

工 事 (一一〇六)―(一一一四)

(一一〇六) 予定価格の積算が過大なためひいて工事費が高価となっているもの

(一一一〇)

(工事勘定) (項)電化設備費 ほか一科目

(損益勘定) (項)修繕費

予定価格の積算にあたり、施行の実態や現地の実情等の調査が十分でないなどのため予定価格が過大となり、ひいては工事費が高価となっていると認められるものが少なくないが、そのおもな事例をあげると次のとおりである。

(架空送電線路鉄塔新設工事の積算が過大なため工事費が高価と認められるもの)

(一一〇六) 日本国有鉄道東京電気工事局で、昭和三十一年十月、指名競争契約により日本電設工業株式会社に栗橋、久喜間架空送電線路鉄塔新設その一工事を総額一三、四二〇、五一八円(当初契約額一一、六八〇、〇〇〇円)で請け負わせ、三十二年三月完成しているが、施行の実態についての調査が十分でなかったため予定価格が過大となり、工事費が約三百九十万円高価となっているものと認められる。

右工事は、東北本線の電化に伴い施行する栗橋、久喜両変電所間の架空送電線路新設工事の一部で利根川の州に鉄塔一基を井筒型基礎によって新設するもので、その予定価格一三、五七五、一六六円(設計変更分を含む)の積算にあたり次のとおり過大と認められるものがある。



(ア) 井筒沈下工費の積算にあたり、井筒(径二・八メートル)掘りはガットメルを使用し、井筒沈下速度を一脚一日平均二〇センチメートル、一脚当り平均沈下深さを一四・二六メートルとして、この沈下に七二日間を要するものとし、この間作業要員として一脚当り一・五人、四脚で総数三、三二二人を要するものとして掘さく労務費三、八一七、一三〇円(一般経費を含む。以下同じ)、荷重費一、五八八、二三三円(一脚当り一〇〇ト)、機械器具損料四一九、〇二二円、その他三〇五、四八一円計六、一二九、八五五円を積算しており、右積算によればメートル当り沈下工費は一〇七、四九四円(立米当り九・四三八、沈下工費一七、四六三円)となるものであるが、他の工事局が三十、三十一兩年度に施行した同種工事の沈下工費積算は、径三・九メートルから六メートル、沈下一〇メートルの場合調査例中最も高い方のものをとつてもメートル当り四〇、〇〇〇円程度となっている。

しかして、本件工事施行箇所は大部分粘土質で、前記積算例の施行箇所が大部分砂利層であること、本件井筒のメートル当りの掘さく数量が右積算例より少ないことなどからみて、本件工事は右積算例より有利な点が認められるが、沈下深さがより深いことを考慮し、仮にメートル当り四五、〇〇〇円程度として計算しても沈下工費は総額約二百五十七万円となり、本件積算額はこれに比べて約三百五十五万円過大となる計算である。

(イ) 工所用資材および器具等一、〇五八トンを利根川新堤防から現場まで片道六〇〇メートルを人肩で運搬することとし、これに要する人工を一回の運搬重量三〇キログラム、この積込一八分、取おろし一二分、一時間の行動キロ数を三キロメートルとして一日九回総数三、九一六人一、四七八、〇九九円(一般経費を含む。以下同じ)と算定しているが、積込、取おろしはせいぜい五分程度で足りるものと認められ、一日の実働時間を七時間としても一四回運搬することができるとなり、いま、仮にこれによって計算すれば所要人工は総数二、五四〇人約九十六万円となり、積算額はこれに比べて約五十一万円過大となる計算である。

右のほか、現場の踏荒し補償費を過大に積算したり、請負人持とした工用材料をすべて小売価格によって積算するなど過大と認められるものが少なくないが、いま、仮に前記各項により工事費を再計算すれば総額約九百五十万円となり、本件請負額はこれに比べて約三百九十万円高価となる計算である。

(1107) 日本国有鉄道大阪電気工事局で、昭和三十二年一月、指名競争契約により日本電設工業株式会社に加古川架空送電線路新設その一工事を七、二〇〇、〇〇〇円で請け負わせ施行しているが、現地の実情や施行の実態についての調査が十分でなかったなどのため予定価格が過大となり、工事費が約二百七十万円高価となっていると認められる。

右工事は、山陽本線の電化に伴い関西電力株式会社加古川変電所、日本国有鉄道加古川変電所間に送電線路鉄塔を井筒型基礎で一基、普通型基礎で一基計一二基を新設するもので、その予定価格七、二二〇、〇〇〇円の積算にあたり次のとおり過大と認められるものがある。



(ア) 井筒沈下工費の積算にあたり、井筒(径二・三メートル)掘りはガットメルを使用し、井筒沈下速度を一脚一日平均二〇センチメートル、沈下深さを五・七メートルとして、この沈下に二八・五日間を要するものとし、この作業要員として一脚当り一人、四脚で総数一、二四六人を要するものとして掘さく労務費一、〇〇九、五二二円(一般経費を含む。以下同じ)、荷重費二五〇、三〇二円、機械器具損料一、一四六、九一九円、その他一四八、三五〇円計二、五五五、〇九三円を積算しているが、地表面から一・四メートルは素掘りで施行することとして別途積算しているのであるから四・三メートルについて沈下工費を計算するのが相当と認められ、また、前記積算によれば実沈下深さ四・三メートルについてメートル当り沈下工費は一四八、五五二円(立米当り一七・四五人、沈下工費三五、七九六円)の計算となるが、他の工事が三十一、三十一兩年度に施行した同種工事の積算は径三・九メートルから六メートル、沈下六メートルの場合調査例中最も高い方のものをとつてもメートル当り三二、〇〇〇円程度となつてゐる。

しかして、本件井筒の沈下工費は、沈下深さが右積算例より浅いこと(四・三メートル)およびメートル当りの掘さく数量が少ないことからみてより有利な点が認められるが、仮にメートル当り三二、〇〇〇円程度として計算しても総額約五十五万円となり、本件積算額はこれに比べて約二百万円過大となる計算である。

(イ) 工用資材および器具等重量三八九・六九トンを加古川堤防の下から現場まで片道一五〇メートル間を人肩で運搬することとしてこれに要する人夫九七四人四五六、四七九円(一般経費を含む。以下同じ)を積算しているが、会計実地検査の際の調査によると、現場までトラック輸送が可能であり、実際もトラックで直接搬入している状況であつて、右小運搬費は積算の要がなかつたものと認められる。

また、普通型基礎鉄塔一基の新設に要する工用資材および器具等重量三六七トンの小運搬はすべて人肩によることとし、それに要する人工を一回の運搬重量三〇キログラム、この積込一八分、取あらし一二分、一時間の行動キロ数を三キロメートルとして一人一日平均約十四回総数九〇〇人四二二、五三四円と算定しているが、積込、取あらしはせいぜい五分程度で足りると認められ、一日実働時間を七時間としても平均約四十回運搬することができることとなり、いま、仮にこれにより計算すれば所要人工は総数三〇五人一四二、九一〇円となり、積算額はこれに比べて約二十七万円過大となる計算である。

右のほか、トラック運賃を高価に計算したり、請負人持とした材料費を大部分小売価格によつて積算するなど過大と認められるものが少なくないが、いま、仮に前記各項により工費を再計算すれば総額約四百四十八万円となり、本件請負額はこれに比べて約二百七十万円高価となる計算である。

(運搬費等を過大に積算したため工費が高価と認められるもの)

(一一〇八) 日本国有鉄道大阪電気工事事務所で、昭和三十一年四月から八月までの間に、指名競争契約により日本電設工業株式会社に横大路、山科間架空送電線路新設その二工事を二二、六二五、七〇〇円(当初契約額



二二、七五〇、〇〇〇円)で請け負わせ施行しているが、運搬費の積算が適切を欠いたなどのため予定価格が過大となり、工事費が約四百万円高価となっているものと認められる。

右工事は、東海道本線の電化に伴い関西電力株式会社横大路変電所から電力の供給を受けるため同変電所と日本国有鉄道山科変電所間長約十二・五キロメートルに架空送電線および鉄塔五九基を新設するもので、予定価格とほぼ同額で請け負わせたものであるが、予定価格中労務費計一七、三九九、二二五円(一般経費を含む)の積算にあたり次のとおり過大と認められるものがある。

(ア) 鉄塔基礎に使用するセメント骨材その他重量約二千五百五十一トンをトラックの取おろし場所から建設現場まで平均距離二五四メートル人肩により運搬するものとして、トン当り二・八人計七、一四三人四、五一六、三四三円(一般経費を含む。以下同じ)を積算しているが、一回の運搬所要時分を一五分とみても一日二八回で一、二六〇キログラム(トン当り約〇・八人)は運搬することができると認められ、右程度の距離の場合の人肩運搬歩掛りが一般にトン当り〇・七人程度となっていることからみても本件積算は著しく過大で、仮にトン当り〇・八人として計算しても総数で二、〇四一人一、二九〇、三五三円となる計算である。

(イ) 飯場から工事現場までの往復所要時間に対する損失として、全労務者について賃金額の五%相当額の作業地点割増を計算し計八三三、三七八円(一般経費を含む)を積算しているが、当局の算定によっても右距離は

片道平均一キロメートル程度で、その所要時分は片道一五分程度にすぎないものと認められ、本社電気局の積算基準において作業地点割増は作業地点の関係上実働時間が著しく減少する場合に限り適用することとなつていていることからみても、本件の場合とくに積算する要はないものと認められる。

右のほか積算総人工延約二万四千七百七人について、一律に一般職種別賃金京都甲地区各職種の最高額を適用し労務費を計算しているなど過大な積算と認められるものがあるが、いま、仮に前記各項により工事費を再計算すれば総額約千八百五十七万円となり、本件請負額はこれに比べて約四百万円高価となる計算である。

(溶接ボンドの取付工事費が高価と認められるもの)

(一一〇九) 日本国有鉄道大阪電気工務局ほか三箇所<sup>(注)</sup>で、昭和三十一年四月から三十二年六月までの間に、指名競争契約により日本電設工業株式会社ほか六会社に彦根、安土間帰線ボンド新設その他工事ほか三三三工事を三二、

一一一、二七六円(当初請負額三二、四九五、二五六円)で請け負わせ施行しているが、作業の実情についての調査が十分でなかつたなどのため予定価格が過大となり、工事費が約四百五十万円高価となっていると認められる。

右工事は、盗難防止のため既設のレールボンドを溶接ボンドに取り替え、または電化に伴う帰線路新設等のため溶接ボンドの取付を主体とする工事で、溶接ボンドの取付は取付箇所を研磨のうえ酸素アセチレンガスにより特殊ろうを使用し施行するもので、各工事とも予定価格とほぼ同額で請け負わせたものであるが、この予定価格の積算にあたり五〇キログラムレール用三五、二八〇本、三七キログラムレール用三、六一二本計三八、



八九二本の取付費用をそれぞれ一本当り六三四円から七五六円九〇、五五四円から六九五円二〇(いずれも溶接ボンド支給)とし総額二六、三〇六、一七〇円と積算しているものであるが、材料費および労務費の算定にあたり次のとおり過大と認められるものがある。

(ア) 東京鉄道管理局および東京電気工事局においては、主材料である溶接ろうの所要量についてその製造者である信号器材株式会社の三十年十一月発行の資料を参考とするなどし、五〇キログラムレール用一一〇グラムから一二〇グラム、二六九円から三一五円六〇、三七キログラムレール用九三グラムから九三・六グラム、二二八円から二二九円三二と算定し総額六、三三八、五三九円と積算しているが、同会社が鉄道関係職員の実習等にあたり使用している資料によれば、黄銅端子の場合所定の設計強度を確保するに必要なろうの量は五〇キログラムレール用一〇〇グラム、三七キログラムレール用八五グラム程度となっており、また、会計実地検査の際の調査および施行者の実績例によってもこれと同程度となっていて、本件積算は過大なものと認められる。

(イ) 取付労務費については、各局とも明確な算定基礎がないまま一本当り所要人工を〇・二七人から〇・三二人とし総額七、四七〇、九七五円と積算しているが、信号器材株式会社の前記資料によれば、本件作業の実際所要時間は二人一組として一本当り研磨二分から三分、加熱溶接九・五分程度となっていて、本院において実作業について調査した結果によっても一本当り二〇分(研磨、加熱溶接および水洗塗装作業)、〇・〇九五人と認められる。

(実作業時間七時間)程度で、これに作業地点の移動時間に対する換算人工、監督、見張等の所要人工計〇・〇七一人および抵抗測定の所要人工〇・〇一四人を加算すれば〇・一八八程度となり、本院においてこの種工事の施行実績を調査した結果によっても〇・一四一人から〇・一四七人程度であつて本件積算は過大と認められる。

右のほか、運転ひん度割増等において過大と認められるものがあるが、いま、仮に一本当り溶接ろうの所要量については五〇キログラムレール用一〇〇グラム、三七キログラムレール用八五グラム、取付所要人工については天候条件等を考慮して〇・二人とし、本件工事費を再計算すれば総額約二千七百五十五万円となり、本件請負額はこれに比べて約四百五十万円高価となる計算である。

(注) 東京、大阪両鉄道管理局、東京、大阪両電気工事局

(路盤工の工事費が高価と認められるもの)

(一一一〇) 日本国有鉄道新橋工事局で、昭和三十二年一月から三月までの間に、随意契約により成和土木株式会社に白棚線白河磐城棚倉間路盤工その他その二工事を二三、〇五五、二三五円(当初契約額一九、四四九、七〇〇円)で請け負わせ施行しているが、路盤工用切込砂利の採取地の選定が適切を欠いたため予定価格が過大となり、工事費が約四百七十万円高価となつていと認められる。

右工事は、旧白棚線路盤を自動車専用道路にするため延長一一・五九キロメートルにわたり切込砂利を搬入



し転圧する路盤工を主体とする工事であつて、予定価格の積算にあたり、当初切込砂利は一四、〇二〇立米とし、その全量を阿武隈川筋の双石から採取するものとして平均運搬距離一七・一キロメートル、立米当り八〇六円(うち六〇円は福島県への納付金)総額一四、一二五、〇〇〇円(一般経費を含む。)と積算し、その他工事費を合わせ予定価格を一九、四九〇、〇〇〇円と算定したが、その後工事の施行に伴い砂利の数量を一八、二六五立米とし、その増加分四、二四五立米については黄金川筋から採取するものとして平均運搬距離六キロメートル、立米当り単価を六三七円と算定し、この工事費を増額するなどして、結局、二三、〇五五、二三五円で完成したものである。しかしながら、本件路盤工事は所要切込砂利が大量で工事費への影響が大きく、また、工事の施行現場が延長一一・五九キロメートルの長距離であることなどからみて、施行現場も寄りに砂利採取地を選定する配慮が必要であつたと認められるもので、現場付近の久慈川、黄金川(ともに県管理河川)についてみると、久慈川は採取運搬等の諸条件は双石と同様であり、また、黄金川は狭小ではあるが施行現場に最も近く、運搬条件が著しく有利となるものであるから、両河川についても砂利の採取を考慮するのが相当であつたと認められる。

いま、仮に運搬距離等を考慮して、施行延長一一・五キロメートル区間のうち、白河方起点から三・五キロメートル間は双石、棚倉方起点から三・五キロメートル間は久慈川、中間は黄金川から採取して施行することとすれば、砂利の現場到着平均価格は立米当り五一五円(双石五七七円、久慈川六三七円、黄金川四〇三元)程度で、当初契約数量一四、〇二〇立米分約九百三万円(一般経費を含む。以下同じ。)、設計変更により増加した四、二四五立米分約二百七十四万円、施行総量一八、二六五立米で約千七百七十七万円となり、その他工事費を合わせ総額約千八百三十三万円となるものであつて、本件請負額はこれに比べて約四百七十七万円高価となる計算である。

なお、本件工事の請負人は切込砂利の過半を黄金川筋から採取している。

(一一一) 工事の施行が設計と相違するもの

日本国有鉄道各鉄道管理局等が施行した工事の実施状況をみると、鉄塔、電柱、信号鉄管等の基礎を設計と相違して施行したもの、電柱等の根入れが浅いものなど工事の出来形が設計と相違しているものがとくに電気関係土木工事において少なくなく、そのおもな事例をあげると次のとおりであるが、このような事態が多数発生しているおもな原因は、日本国有鉄道における工事の監督、検収に関する内部規定が整備されていないこと、施行にあつて関係者が指導監督を適切に行わず、検収が適正に行われないこと、任意に設計と異なる施行を指示し、または容認したことなどによるものと認められる。

(電柱の根詰めコンクリートの施行が設計と相違しているもの)

(一一二) 日本国有鉄道大阪鉄道管理局で、昭和三十一年五月、公開競争契約により日本電設工業株式会社に一、四二八、〇〇〇円で請け負わせ施行した生瀬、武田尾間通信電柱建替工事は六月設計どおりしゅん功したも



のとして検収を了しているが、根固めコンクリートの施行が設計と相違して、設計に比べ電柱の強度が低下していると認められる。

右工事は、老朽通信用木柱二四本をコンクリート柱またはクレオソート注入木柱に取り替える工事で、契約図面によると岩盤箇所に建植する電柱一八本は柱長に關係なく、その根入れを通常の場合より浅い八〇センチメートルとし、根固めとして電柱下部一三五センチメートル間をコンクリートで巻き固めることとなっているが、実際は一四センチメートルから七三センチメートル、平均四三センチメートル程度を巻き固めているにすぎないなど施行が設計と相違して、設計に比べ電柱の強度が低下していると認められた。

右に對し、当局は請負人の負担において工事費約三十八万円で手直しを行なつた旨の報告があつた。

(電車線路電柱の土留の施行が設計と相違しているもの)

(二二二) 日本国有鉄道仙台鉄道管理局で、昭和三十一年七月、指名競争契約により日本電設工業株式会社に一、〇一〇、〇〇〇円で請け負わせ施行した庭坂、関根間電車線路電柱土留取替工事は九月設計どおりしゅん功したのとして検収を了しているが、土留の施行が設計と相違して、設計に比べ電柱土留の強度が低下していると認められる。

右工事は、既設の電車線路電柱の土留五〇箇所を取り替える工事で、契約図面によると土留のく体コンクリートは、土留一基について基礎ぐい三本をく体正面の中央に並列して打ち込み、く体は高さ二メートルで天端から下方一五〇センチメートル間は一五センチメートルのこう配を付し、それより下部は底部まで五〇センチメートルを垂直に施行することとなっているのに、く体天端から底部まで設計より急な三センチメートルから一四センチメートルのこう配で施行したり、高さが不足したりしく、体が設計より小さくなっているものが半数程度あるほか、く体側面がひずんでいて出来形が粗雑なもの、基礎ぐいの打込位置が不整でく体の外側に露出しているものがあるなど施行が設計と相違して、設計に比べ電柱土留の強度も低下していると認められた。

右に對し、当局は請負人の負担において工事費約二十二万円で補強を行なつた旨の報告があつた。

(照明用鉄塔の基礎コンクリートの根入れが設計と相違しているもの)

(二二三) 日本国有鉄道札幌鉄道管理局で、昭和三十一年七月、公開競争契約により新生電業株式会社に二、五四〇、〇〇〇円で請け負わせ施行した岩見沢駅構内改良電気設備その九工事は九月設計どおりしゅん功したのとして検収を了しているが、鉄塔基礎コンクリートの根入れが不足して、設計に比べ鉄塔の強度が低下していると認められる。

右工事は、岩見沢駅構内に照明用鉄塔高さ三一・五メートルのもの二基、二五メートルのもの一基を新設する工事で、契約図面によると、基礎コンクリートの根入れはいずれも地表面から三・七メートル施行することとなっているのに、実際施行された基礎コンクリートの根入れは、三一・五メートル鉄塔一号柱は三・二三メー



トル、同二号柱は一・七五メートル、二五メートル鉄塔三号柱は三・二五メートル程度で、設計に比べて〇・四五メートルから一・九五メートル浅く、根入れ不足の根固めとして一号柱約三十五立米、二号柱約百四立米、三号柱約十八立米程度の盛土を施行しているものでいずれも施行が設計と相違して、設計に比べ鉄塔の強度が低下しているものと認められた。

また、鉄塔基礎に長さ六メートルの基礎ぐいを一基当り五二本(一号柱および二号柱)または三六本(三号柱)施行しており、ぐいの長さを六メートルと決定したのは、地表下八メートルから九メートルまでは、炭層で土壤の耐圧力がなく、八メートルから九メートルの位置に一メートルから二メートルの粘土層があるのでこの層にくいを打ち込み支持力を持たせることとして設計したものであるが、施行された基礎コンクリートは設計に比べて根入れが浅いので、基礎ぐいは設計どおり粘土層に打ち込まれていないこととなるものと認められる。

右に対し、当局は請負人の負担において工事費約二十万円で鉄塔の脚部に盛土二三〇立米を施行し補強を行なった旨の報告があった。

(のり面防護工事の施行が設計と相違するもの)

(一一一四) 日本国有鉄道札幌工事事務所で、昭和三十一年五月から八月までの間に、公開競争契約により鉄道建設興業株式会社ほか一会社に総額二七、七六一、七八七円で請け負わせ施行した遠羽線(勢滝内、初山別自一四キロ

三〇〇メートル至二一キロ四八〇メートル間)法面防護その他工事ほか三件の同種工事は、いずれも十二月までに設計どおりしゅん功したとして検収を了しているが、編さく工の編さく高等の施行が設計と相違して、設計に比べのり、面防護の効果が低下しているものと認められる。

右工事は、融雪等により一部くずれた既設路盤ののり、面を修復するとともに、面防護の目的で編さくを設置する工事で、設計および示方書によると編さく高は三〇センチメートルとなっているのに、会計実地検査の際各工事について抽出調査したところ、さく高二〇センチメートル以下のものが調査数の一三%から五三%程度あるほか、ぐいの長さ等が不足しているものがあり、編さくにすぎ間も多くさく高だけについてみても約八十九万円相当額が出来高不足となっており、設計に比べのり、面防護の効果が低下しているものと認められた。

物 件 (一一一五)―(一一二〇)

(一一一五) 予定価格の積算が過大なためひいて購入価額が高価となっているもの

(一一一六) 予定価格の積算にあたり製作の実態や取引の実情等の調査が十分でないなどのため、予定価格が過大となりひいて購入価額が高価となっていると認められるものが少なくないが、そのおもな事例をあげると次のとおりである。

(レール絶縁金物の購入価額が高価と認められるもの)



(一一一五) 日本国有鉄道資材局で、昭和三十一年三月から三十二年三月までの間に、公開競争契約により信号器材株式会社からレール絶縁金物L型鋸計六、三八四個、継目板計六、八四〇個を単独にまたはP・L・F絶縁物等と組み合わせ、総額五九、二五九、三八五円(うちL型鋸三四、二六九、〇二六円、継目板九、二七八、〇四七円、P・L・F絶縁物等一五、七二二、三二二円)で購入しているが、製作の実情についての調査が十分でなかつたなどのため予定価格が過大となり、購入価額が約五百十萬円高価となつてゐるものと認められる。

本件購入品のうちL型鋸、継目板は、レールの電気絶縁作用をなすP・L・F絶縁物と組み合わせてレールに取り付けられるもので、購入数量の大部分については前記会社の特許品であるP・L・F絶縁物と組み合わせて購入する扱とし、同会社の古い見積価格を参考として予定価格を算定しこれとほぼ同額のL型鋸四、二九五円(三七キログラムレール用)から七、二二〇円(五〇キログラムレール用)、継目板一、〇八〇円(三七キログラムレール用)から一、八五五円(五〇キログラムレール用)で購入したものであるが、本件L型鋸および継目板は同会社に製造設備がないため従来から全面的に下請させている状況からして、本院において製作者の価格等を調査したところ、持込運賃、荷造検査費を考慮した場合継目板については右購入価格と大差ない価格となるが、L型鋸の使用軌条ごとの規格による平均価格は三、八六九円から四、八〇三円程度で、本件平均購入価格五、〇一三円から六、三六五円に比べて相当低価となつてゐる。

このような結果となつたのは、本件絶縁金物が従来から前記会社以外の業者により製作されているものであるのに、製作の実情について調査することなく予定価格を算定し、特許品と組み合わせて購入する扱とするなど価格の算定および購入に関する処置が適切を欠いたことによるものと認められる。

いま、仮に製作の実情に即した価格で購入したとすれば、持込運賃等を考慮してもL型鋸は総額約二千九百十萬円となり、L型鋸の購入価額三四、二六九、〇二六円はこれに比べて約五百十萬円高価となる計算である。

(車両用保温帯の購入価額が高価と認められるもの)

(一一一六) 日本国有鉄道北海道ほか六地方資材部で、昭和三十一年二月から三十二年三月までの間に、公開競争契約または随意契約により三好石綿工業株式会社ほか三名から三好式車両用保温帯厚さ一・六ミリメートル、幅五〇ミリメートルものほか九点計一八八、六一四メートルを単価五二円から一九〇円総額一八、二四八、八七〇円で購入しているが、製作の実情についての調査が十分でなかつたなどのため予定価格が過大となり、購入価額が約三百二十萬円高価となつてゐるものと認められる。

右は、蒸気機関車の配管路の保温に使用するもので、その購入にあつては三好石綿工業株式会社の見積価格等を参考としてそれぞれ予定価格を算定し、いずれも予定価格とほぼ同額で購入しているもので、各箇所で購入価格は各寸法ともほぼ同程度の価格となつてゐるものであるが、その予定価格の積算についてみると、主材料である石綿リボンの価格が各購入分とも実情にそわない過大なものとなつてゐる。すなわち、一例を前記各箇所のうち一般に低い価格で購入している中部地方資材部が六月に購入した厚さ一・六ミリメートル、幅



五〇ミリメートルものの石綿リボンの価格メートル当り五二円(原価計算を実施している各箇所)の積算価格は、いずれも五二円(の積算についてみると、リボンのメートル当り石綿糸の材料所要量を八四・三三グラムとし、石綿原料は全量を長繊維で高価な三K品を使用することとして原料費二〇円七二、工賃等二二円二三、一般管理費および利益九円〇五と算定しているが、右石綿糸の材料所要量は製品重量が約六十六グラムにすぎず、この種製品の原料歩留りからみて著しく過大と認められ、また、石綿原料はこの種製品には三R、三T等の低価品を併用するのが通常と認められるのに、全量を高価な三Kを使用することとしているなど実情にそわない過大な積算となっており、本件リボンと同等品の大口取引価格が本件購入期間を通じてメートル当り三三円程度となつてゐることからみても、前記積算価格は著しく高価に当り、他寸法のものについても同様相当高価と認められる。

いま、仮に石綿リボンの価格については前記取引価格により、その他については当局の積算をそのまま採用して各寸法別の単価を算定し、購入総数量について計算すると総額約千五百万円となり、本件購入価額はこれに比べて約三百二十万円高価となる計算である。

(注) 北海道、東北、関東、中部、関西、広島、九州各地方資材部

(一一一七) 資材の調達にあたり購入規格の選定が適切でないため不経済となつてゐるもの

(一一一八) 資材の調達にあたり購入規格の選定が適切でないため、不経済となつてゐると認められるものが次のとおり

あるが、資材の購入要求部門における経済性の配意がとくに必要であると認められる。

(殺虫剤の購入規格が適切でないため不経済となつてゐると認められるもの)

(一一一七) 日本国有鉄道資材局で、昭和三十一年三月から三十二年三月までの間に、公開競争契約または随意契約により信興産業株式会社から七回にわたり殺虫剤フヂサイド五ガロンかん入り六六九かん(一かん当り八、八九〇円から九、一六〇円)および五〇〇グラムびん入り四一、七二五びん(一びん当り二四三円から二五〇円)を総額一六、二七二、二一五円で購入しているが、著しく高価な特定品を指定して購入したため約八百万円が不経済となつてゐるものと認められる。

右フヂサイドは、駅舎の殺虫消毒用として使用するもので、厚生局において二十九年度にこの種薬品についての総合比較試験を実施した結果多数応募薬品のうちからとくに採用され、銘柄指定により前記会社が提出した見積価格とほぼ同額で購入したものであるが、本品採用の経緯をみると、総合比較試験の結果駅舎散布用剤としてはフヂサイドのほかガンマー乳剤、強力ネオデクロン等が同等品として選ばれたが、強力ネオデクロンについてはベンゾール等の含有量が多く毒性が強いため取扱上不適当であること、ガンマー乳剤については三十年九月仕様書の試験規格を作成するため試験品を再提出させたところ、総合比較試験の際提出した試験品と処方、性能が異なつてゐたことを理由としてそれぞれ排除し、結局、フヂサイドだけを採用したものである。



しかしながら、当局で行なつた総合比較試験の毒性試験数値によれば、強力ネオヂクロンはフヂサイドに比べてむしろ毒性が少ないものとされており、また、ガンマー乳剤については試験品の再提出も容易であつたと認められるもので、当局がとくにフヂサイドだけを採用した理由は認め難いところであつて、総合比較試験の結果からみて少なくともこれらの薬剤をも採用して競争入札を行うなど経済的な購入をはかる処置が必要であつたと認められる。

いま、仮に本件購入にあたり前記総合比較試験において同等と認められた右薬剤等をもあわせ採用したとすれば、その稀釈倍数を考慮した価格がフヂサイドのほぼ半額程度であることからして、購入価額において約八百万円低額となる計算である。

また、本院において本件納入現品の一部についてその成分等を調査したところ、その含有水分は、前記会社が総合比較試験に試供した現品に添付されている成分表によれば五%程度となつていゝるのに対し一八%程度であり、その他の薬品成分も相違しているものと認められた。

(分岐器用タイププレートの購入規格が適切でないため不経済となつていゝると認められるもの)

(一一一八) 日本国有鉄道北海道地方資材部ほか五箇所<sup>(注)</sup>で、昭和三十一年三月から三十二年三月までの間に、公開競争契約により大和工業株式会社ほか五会社から分岐器用タイププレート(削成製品)一四、四九七枚を総額一六、八五四、九三八円で購入しているが、高価な削成製品を指定して購入したため約四百七十万円が不経済となつていゝるものと認められる。

右分岐器用タイププレートは、分岐器の移動防止および衝撃緩和等のためレール分岐箇所敷設するもので、鍛造製品および削成製品の二種類があつていゝずれも同一用途に使用されるものであるが、前記購入箇所においては、使用箇所から削成製品の購入要求があつたことなどを理由として削成製品を一個当り六六〇円から一七〇〇円程度で購入したものである。

しかし、削成製品と鍛造製品は使用上優劣がないとされていゝるのであるから、この購入にあつては両者の価格を検討し経済的な購入をはかる配意が必要であつたと認められるもので、前記購入箇所以外の関東地方資材部等がおおむね同時に鍛造製品を一個当り六一二円から一、〇五〇円程度で購入していることからみて、前記購入箇所においても低価な鍛造製品を購入するのが適當であつたと認められる。

いま、仮に削成製品に代えて鍛造製品を購入することとし、関東地方資材部等が購入した鍛造製品の単価で計算すれば購入総額は約千二百十万円となり、約四百七十万円が低額となる計算である。

(注) 北海道、東北、新潟、九州各地方資材部、関東地方資材部水戸資材事務所、中部地方資材部静岡資材事務所

(一一一九) 古ボイラーを解体切断したため不経済となつていゝると認められるもの

日本国有鉄道鷹取工場で、昭和三十一年度中、機関車ボイラーの取替工事により発生した古ボイラー二三基を解体切断し鋼くずとしたため、売渡価額が著しく低廉となり、有姿のまま売り渡した場合に比べ少なくとも



約三百四十万円が不経済となつていと認められる。

右は、C—五九ほか四形式の機関車ボイラーの取替により発生した古ボイラーを発生のとど逐次解体切断し普通鋼くずとしたもので、右鋼くずは別途資材局でトン当り最高二九、〇〇〇円で売り渡されているものであるが、古ボイラーは伸鉄材として利用することができるところが多いためこれを切断して鋼くずとすることなく売り渡すのが著しく有利と認められるもので、現に、同年度中同種工事により各工場で発生した同種の古ボイラーは、一般に有姿のまま各地方資材部に引き継がれ、関東、関西両地方資材部においてはトン当り四四、〇〇〇円から五〇、〇〇〇円程度で売り渡されている状況であつて、鷹取工場が任意に解体切断したのは妥当な処置とは認められない。

同工場が解体切断したのは構内置場が狭あいでその収容が困難であつたことを理由としているが、取替工事の施行状況からみて古ボイラーの発生は各月一基から五基程度にすぎず、くず鉄置場の収容状況等からみてとくに収容が困難であつたとは認め難い。

いま、仮に本件ボイラー二三基(約三百十三トン)を切断して鋼くずとすることなく売り渡したとすれば、解体切断費が不用となるばかりでなく関西地方資材部等の売渡例からみて少なくともトン当り一一、〇〇〇円総量約三百四十万円有利に処分することができたものと認められる。

(一一二〇) 高架下使用料の料金決定が適正でないもの

(損益勘定) (項)雑収入

日本国有鉄道東京鉄道管理局で、昭和三十一年度中、鉄道弘済会ほか二七四名に二十九年以降使用承認中の高架下四八、四八三平米(ただし、三十一年度は四八、〇〇六平米)の使用料について、二十九、三十両年度分使用料額合計九〇、二九三、九八一円(うち二十九年分四五、二二三、六〇五円、三十年分四五、〇八〇、三七六円)を既往にさかのぼり一七、九一五、二九八円(うち二十九年分九、一一三、九三〇円、三十年分八、八〇一、三六八円)減額処理し、また、三十一年度分については減額後の三十年度分使用料額と同額とし三六、〇三八、九七六円と決定しているが、料金決定の処置が適正を欠いたため約二千六百万円が低額となつていと認められる。

土地、建物等の使用料額については、従来著しく低廉であつた事情から、二十九年度に従来の料金を当局が時価相当と認められた料金に改定したが、その際改定料金額が従来の料金額に比べて著しい値上りとなるものについては緩和処置を講ずることとして、三十一年度において前記改定料金額に達するよう漸増する扱として二十九年分実施料金を定め、また、三十年度分については、当初予定の漸増料金によることなく二十九年分実施料金にすえ置いたため、緩和処置を講じたものの両年度分使用料額はいずれも当時の改定料金に比べて著しく低廉に決定されていたものであるが(昭和三十年決算検査報告三三二一ページ(二一六八)参照)、東京鉄道管理局においては、右緩和処置によるものを含めた実施料金について、なお一部に値上りが著しいことなどを理由と



する値下げ陳情、納入拒否等の抵抗があつたので東京地方土地建物等評価委員会にこの取扱等について諮問したところ、継続使用者についてはある程度の補正による軽減処置を講ずることが社会慣行にも合致し国鉄の収入確保上も適当である旨の答申があつたので、二十七年以前から三十一年十一月まで引続き同一名義人に使用承認している三四六件使用名義人鉄道弘済会ほか二七四名（うち料金について緩和処置を受けていたもの一四六件その使用料年額約二千七百万円）の使用料について二十九年に設定した改定料金額からその三割相当額を減額した額（ただし、右による減額の結果が二十八年分料金額の三割増相当額以下となるものについては二十八年分料金額の三割増相当額）を二十九年以降三十一年度までの各年分使用料額とする扱を決定したものである。

しかしながら、本件減額処置の対象とした使用料の大半は緩和処置を講じ著しく低廉に決定されていたものであり、また、緩和処置を講じていない使用者の使用料金もとくに高額であつたとは認められないもので、二十八年度の料金に比べて実施料金が大幅の値上りとなつたのは従前の料金が著しく低廉に失したことによるものであるから、本件についてとくに減額処置を講じたことは適正な処置とは認められず、減額を受けた使用名義人の使用状況等についてみると、当局の調査によつても、減額条件となつている継続使用は名義だけで、実際は当局の使用承認条件に反して他に使用させているものが少なくなく、また、料金負担能力が十分であると認められる会社団体等が多数含まれている状況である。

不正行為

（一一二一） 職員の不正行為により日本国有鉄道に損害を与えたもの

日本国有鉄道青函船舶、静岡両鉄道管理局で、昭和二十七年四月から三十二年三月までの間に、関係職員により、支払資金、銅線くず等をほしほしに領得されたものが一事項五万円以上のもので二事項現金八、〇四〇、六六八円、銅線くず七九九キログラムほか四点評価額三八一、五三七円計八、四二二、二〇五円（うち三十二年九月末現在補てんされた額五九〇、七四九円）あるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおりである。

所	名	不正行為をした職員	不正行為期間 年月	不正行為金額 円	補てんされた額 （三二、九、三〇現在） 円
日本国有鉄道	青函船舶鉄道管理局	函館車掌区庶務掛 職員 赤池 某	二七、四から 三二、三まで	八、〇四〇、六六八	三九〇、七四九
同人が給与、旅費の請求および支払事務に従事中、諸給与内訳明細書の所得税額を正当額より少額に記入し、その差額だけ現金支給額を付増してこれにより交付を受けた現金から右差額を領得し、また、給与および旅費として交付を受けた現金を支払う際、その一部を少なく支払うなどの方法によりその差額を領得したものである。					



## 第三 日本電信電話公社

(事業損益について)

日本電信電話公社の昭和三十一年度における損益は、営業損益において利益二百七十七億六千二百余万円、営業外損益において利益十七億三千五百余万円であつて、二百三十四億九千八百余万円の純益となり、これを三十年度の純益百九十億七千九百余万円に比べると四十四億千九百余万円の増加となつている。

営業損益は前年度に比べると利益の減少が四億千百余万円となつているが、これは収益面で電話加入者数および加入者の通話度数の増加等のため収入が増加したが、他方、費用面で資産の陳腐化等により撤去された甲種固定資産の未償却相当額を三十年度においては営業外費用である財産除却費に経理していたものを、本年度においてはこれに相当する六十八億六百余万円を営業費用である減価償却費に経理したことなどによるものである。また、営業外損益は前年度に比べると利益の増加が四十八億三千余万円となつているが、これは前記の方法をとつたため財産除却費の減少があつたことなどによるものである。

いま、雑収入を除いた三十一年度の営業損益を事業別にみると、電話事業においては、前記の事由により、収入は千二百八十四億五千二百余万円、前年度に比べ百六十三億六千二百余万円増加しているが、他方、費用は九百七十七億三千九百余万円、前年度に比べ百五十八億二千二百余万円増加しており、収益に対する費用の割合は、前年度の七三%に対し七六%となつている。電信事業においては、取扱通数の増加等によつて収入は九十二億九千二百余万円となり、前年度に比べ五億二千二百余万円増加しているが、他方、費用は二百九十九億九千九百余万円、前年度に比べ十八億五千五百余万円増加しており、収益に対する費用の割合は、前年度の二二九%に対し二三六%となつている。

(建設工事について)

昭和三十一年度における建設勘定の予算額は七百一十一億五千五百余万円(前年度からの繰越額四十五億百九十余万円を含む)、支出済額は六百六十三億五千五百余万円、四十四億五千七百余万円を翌年度に繰り越し、三億三千九百余万円を不用額としている。

検査の結果、なお、工事の計画、施行にあつては、関連部門間の連絡を十分にし、事前の調査に慎重を期し、また、予定価格の積算にあつては、現地の調査や工事施行の実態のは、握に努め、経費の効率的使用に一層留意すべきものと認められる。

(資材の調達、管理および運用について)

昭和三十一年度における資材の調達額は四百九十七億八千九百余万円、前年度に比べ百四十八億六千九百余万円(四二%)の増加を示している。

年度末の貯蔵品在庫額は、前年度の六十億四千五百余万円に対し七十四億四千七百余万円となつているが、右



貯蔵品のほかに前年度と異なる取扱で保有している物品が積送品勘定で十二億二千六百余万円、供給材料勘定で二十九億九千四百余万円ある。

積送品勘定は輸送途中にあるものを経理する勘定であるが、本年度における右積送品勘定計上額は、次年度早期着工工事用として貯蔵品から払い出し年度内に輸送を終了しているものを電信電話施設費の支出に経理しないまま保有しているものである。また、供給材料勘定計上額は、工所用物品を工事請負業者に供給したものととして計上したものであるが、年度末においてまだ供給されていないものが少なくとも九億九千八百余万円に上つてい

る。  
なお、右の貯蔵品等のほかに、納期を年度内と定めて契約したもので、年度末在庫調整のためとしてその納入期限を次年度に延伸する処置をとつたものが十一億七千五百余万円ある。

資材の調達価格の決定については、適正原価のは、握に努めているが、なお一層の努力を要するものと認められ、また、各電気通信局で調達する物品のうちには、その仕様、規格が使用目的に照らし必要以上のものとなつていて価格も割高となつていと認められるものがあり、早急に再検討を要するものと認められる。

### 不 当 事 項

#### 工 事 (一一二二)―(一一二四)

(一一二二) 工事の施行にあたり設計が当を得ないため不経済となっているもの

(一一二三)

(項) 電信電話施設費

(一一二三) 日本電信電話公社九州電気通信局で、昭和三十一年十月、随意契約により日本通信建設株式会社に工事費七五、八五〇、〇〇〇円(ほかに支給材料一〇〇、六四〇、九八三円六二)で請け負わせ施行した八幡局改式工事のうち、工事費約五千四百六十七万円地下管路敷設工事を実施しているが、設計が当を得なかつたため必要な管路二条を敷設し約四百三十万円が不経済となつてい

る。  
右は、八幡局改式に伴う地下ケーブルおよび将来終局期までの増加予定の市内ケーブル一条を収容する目的で敷設した地下管路のうち、G一八号マンホールからG三三号マンホールに至る一、四七九・六メートルの区間については、このほかに本管路と同一路線に直理で敷設されている新田、福岡間無装荷五四対ケーブルを道路が舗装された場合に本件管路に移設するものとしてさらに二条を見込み六条または七条管路として敷設したものである。

しかし、本区間の前記無装荷ケーブルは、本件工事の設計当時作成されていた市外線路経過図にもあるところ、終戦後都市計画により拡張された幅員一八メートル道路の歩道部分に敷設されているのであるから、舗装による移設を必要とする条件はなく、仮に引替を必要とする事態が発生したとしても、歩道部分であるから容易に引替工事を実施することができものである。



いま、仮に本件工事の管路条数を終局期までの必要条数四条または五条として敷設したとすれば、その工事費は約四百三十万円節減することができたものである。

(一一二三) 日本電信電話公社東北電気通信局で、昭和三十一年三月、指名競争契約により東北通信建設株式会社に工事費二〇、一〇〇、〇〇〇円(ほかに支給材料八〇、八四八、八五〇円)で請け負わせ施行した仙台、石巻間市外電話ケーブル施設工事のうち、工事費約六百二十万円をもって施行したケーブル移設工事は、設計当を得ないため約四百三十万円が不経済となっている。

右移設工事は、宮城県桃生郡矢本町地内のL20C点からL22B<sub>2</sub>点間四、一九五メートルの五四対地下ケーブルが埋設してあった国道に並行して新国道が出来たため、旧国道は将来廃道になるおそれがあるとの予想からこれを撤去してこの新国道路線と並行している既設裸線路に同対数の架空ケーブルとして移設したものであるが、旧国道は地元の矢本町がこれを全区間町道として使用することを希望し、道路管理者もこれを道路として使用する条件で同町に貸し付ける意向を有し、引続き道路として存続される事情にあったものと認められるのに、これら現地の状況を調査検討しないで移設したのは妥当な処置とは認められない。

もし右移設工事を実施しないとすれば、本件工事によって撤去されたケーブルの再用価格約百八十二万円を差し引いてもなお約四百三十万円の工事費は節減することができたものである。

(一一二四) 工事の施行にあたり予定価格の積算当を得ないため不経済となっているもの

(項)局舎建設費

日本電信電話公社東海電気通信局で、昭和三十一年十月、大日本土木株式会社に船山マイクロ・ウエーブ中継所局舎新築工事(鉄骨平家建二・一八坪)を七、三五〇、〇〇〇円、山ろくから右局舎に通ずる道路補修工事を三、二五〇、〇〇〇円で請け負わせ施行しているが、予定価格の積算にあたり局舎建設資材の運搬費の検討が不十分であったため約二百八十万円が不経済となっている。

右工事は、三十一年十月下旬指名競争の形式で契約したこととしているが、実際は同年九月中旬前記会社を指定して予定価格を作成することなく工事の施行を開始したもので、十月中旬にいたってその予定価格を局舎新築工事費七、三六〇、〇〇〇円、道路補修工事費三、二六〇、〇〇〇円とし、前記価額で契約したものである。しかし、この予定価格の積算にあたり、当局は、局舎新築工事費において、建築資材の山上げ等の運搬費が実際には総額五、〇一六、二九五円を要すると計算したが、これをそのまま積算すると局舎の新築工事費が割高となることをおそれ、右必要見込運搬費の約半額二、四五五、〇〇〇円を道路補修費に作為積算したばかりでなく、右必要運搬費五、〇一六、二九五円についても、うち直接運搬費二、二二七、九九九円は、山頂までの距離最長約四千メートルを骨材については一日二往復で七五キログラム、セメントについては一往復で五〇キログラム、鉄骨その他資材については二往復で五〇キログラムを運搬することとし、所要人夫約二千二百人その



人夫賃を一日一、〇〇〇円として計算しているが、他の電気通信局における同種工事の積算についてみると、人夫賃は最高七〇〇円、本件と運搬距離が同程度の場合の人夫一人当り運搬量は一日二往復平均七四キログラムであり、これに比べ人夫賃はきわめて割高となっており、一方、一人当り運搬量は過少となっている状況で、また、諸経費のほか食料費、人夫募集費等運搬雑費一、八二七、九二〇円を積算しているが、これは他の電気通信局にもその積算の例がない。

いま、仮に人夫賃を一日七〇〇円とし、人夫一人一日当り運搬量を七四キログラムとして再計算すると、建築資材総重量一三九・一トンに対して所要人夫は延一、八八〇人でその費用の総額は一、三二六、〇〇〇円となり、これに当局の採用した諸経費二四%を加えると合計約百六十三万二千円となるが、仮に工事の施行時期、環境の特殊性等を認めて三割程度の割増を認めるとしても総額二、二二一、〇〇〇円を積算すれば十分と認められ、これに比べて当局積算額五、〇一六、二九五円は約二百八十万円過大となっているものと認められる。

不正行為

(一一二五) 職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの

(一一二七) 日本電信電話公社東京電気通信局管内墨田地区電話局城東分局ほか四箇所、昭和二十九年六月から三十二年五月までの間に、関係職員により、収入金等をほしいままに領得されたものが一事項五万円以上のもので五

事項現金五、九五〇、二七三円、水銀ほか一一点評価額一、〇八二、五一八円計七、〇三二、七九一円(うち三十二年九月末現在補てんされた額五二五、三七四円)があるが、そのうち一事項五十万円以上のものをあげると左のとおり三件現金五、八四三、〇二二円、水銀等評価額五八三、三〇〇円(うち三十二年九月末現在補てんされた額四三九、一七四円)である。

(注) 関東通信病院、墨田地区電話局城東分局、本所電報局、神辺電報電話局、東北電気通信資材配給局  
所 名 不正行為をした職員 不正行為期間 不正行為金額 補てんされた額  
年 月 円 (一一二七)現在 円

(一一二五) 東京電気通信局管内 業務課 出納員 三〇、四から 四、一六〇、六七九 二五五、〇〇〇  
墨田地区電話局城東分局 船内某ほか一名 三二、六まで

(一一二六) 中国電気通信局管内 業務課 出納員 三〇、五から 一、六八二、三四三 八、八九〇  
神辺電報電話局 北川 某 三二、五まで

(一一二七) 東北電気通信資材配給局 東六番町倉庫 社員 鹿野某ほか三名 二九、六から 水銀約五十四キログラム 一七五、二八四  
 三二、二まで 評価額五八三、三〇〇  
 同人が整理品の受払事務に従事中、単独または共謀して、建設部等から返納された物品を整理品に受け入れないで領得したものである。

計

五、八四三、〇二二  
ほかに水銀等 四三九、一七四  
五八三、三〇〇



#### 第四 国民金融公庫

国民金融公庫の昭和三十一年度中の新規貸付実行額は五百八十六億五千九百余万円、これから回収額四百九十七億七千八百余万円を差し引いた年間純増加額は八十八億八千八百余万円に上り、年度末貸付残高は七十八万六千余件五百六十六億四千六百余万円となっている。

三十一年度においては、一応十一億五千五百余万円の利益をあげ、そのうち八億六千六百余万円を滞貸償却引当金等に繰り入れ、残額二億八千九百余万円を三十二年五月国庫に納付した。

しかして、年度末において最終弁済期限を六箇月以上経過した元金延滞額は十九万七千余件三十五億九千九百余万円で、年度末貸付残高に対し件数において二五・一%、金額において六・三%の割合となっており、そのうち更生資金貸付についてみると、年度末残高十九万九千余件二十八億八千八百余万円に対し延滞割合は件数で七六・七%、金額で七〇・三%の高率となっている。

#### 第五 住宅金融公庫

住宅金融公庫の昭和三十一年度中の新規貸付実行額は二百三十七億四千余万円で、これから回収額七十一億五千四百余万円および滞貸償却額二十八万円を差し引いた年間純増加額は百六十五億八千五百余万円に上り、年

度末貸付残高は千五十三億九千九百余万円であつて、このうち元金の延滞が六箇月以上のものは二千百余万円（うち一年以上延滞のもの千百余万円）である。

三十一年度において住宅建設資金の貸付契約を締結した額は、個人住宅二万八千余戸、賃貸住宅四千余戸、分譲住宅一万千余戸、産業労働者住宅九千余戸、増築二万千余戸計七万六千余戸分および宅地造成二十七万二千余坪分二百五十七億千八百余万円であつて、同年度に実行すべき計画額住宅七万九千余戸分および宅地造成二十万坪分二百八十五億千余万円に比べて二十七億九千二百万円下回っているが、これは、主として個人住宅貸付および分譲住宅貸付が計画どおり行われなかったことによるものである。

三十一年度末の手持資金残高は八十一億二百余万円に上り、三十一年度中の資金交付計画額二百九十六億四百余万円の二七%に相当しているが、これは、貸付契約が計画どおり執行されなかったため資金の交付が遅れたことなどによるものであつて、住宅資金の効率的運用の面からもなお一層貸付業務の円滑な遂行が望まれる。

住宅融資保険は、年度内に金融機関を相手方として四十六億九千四百万円を限度とした保険契約を締結したが、これに基き金融機関が住宅融資を行なったものについて同公庫に付保した額は九億四千二百余万円にすぎない。

三十一年度においては、貸付業務では一応八億六千三百余万円の利益をあげたが、これを全額滞貸償却引当金等に繰り入れたため国庫に納付すべき利益金はなかった。



また、住宅融資保険業務では千三百余万円の利益をあげたが、これを全額住宅融資保険特別勘定の積立金として積み立てた。

### 第六 農林漁業金融公庫

農林漁業金融公庫の昭和三十一年度中の新規貸付実行額は、土地改良事業資金九十九億千九百余万円、造林、伐採調整および林道資金二十九億五千九百余万円、漁港施設および漁船資金三十八億二千四百余万円、製塩施設資金十九億四千二百余万円、農林漁業者の共同利用施設資金三十一億三千二百余万円、自作農維持創設資金四十六億三千四百余万円、その他十五億三千三百余万円計二百七十九億四千六百余万円で、これから回収額百十八億九千七百余万円および滞貸償却額七千五百余万円を差し引いた年間純増加額は百五十九億七千三百余万円に上り、年度末貸付残高は千九十八億三千二百余万円であつて、このうち元金の延滞が六箇月以上のもは二十二億三千三百余万円(うち一年以上延滞のもの二十億二千余万円)である。

三十一年度においては、一応五億余万円の利益をあげたが、これを全額滞貸償却引当金等に繰り入れたため国庫に納付すべき利益金はなかつた。

### 不 当 事 項

#### そ の 他

#### (一一二八) 農林漁業資金の貸付後の管理が不十分なもの

農林漁業金融公庫(農林漁業資金融通特別会計から承継した分を含む)が直接または業務委託金融機関を通じて貸し付けた農林漁業資金のうち、本院においては、昭和三十一年三月から九月までの間に、四、〇七〇件百二十六億九千余万円の貸付金について実地に調査した結果、前年度調査未了であつたものを含め、管理が不十分で繰上償還等の処理を要するものが七九七件八三四、四三九、五五四円あり、このうち同公庫では三十二年九月末日までに六五〇件六七一、四六七、七八三円については是正の処置を済ませている。

このような事態が発生しているおもな原因は、同公庫の貸付対象事業に補助金の交付があつたときは一定額を繰上償還させることとなつているのに、委託金融機関と補助金を交付する地方公共団体との連絡が緊密を欠いているものがあり、同公庫はこれが是正について農林省と協力して努力しているが、まだその効果があつていないこと、内部監査および貸付先に対する指導が必ずしも十分でないこと、委託金融機関の事実の確認についての努力が十分でなく、いまだに貸付先の実査が励行されていないことによるものと認められる。

なお、右のほか本院の調査したところによると、貸付先における貸付対象事業についての経理が全く不明であつたり、または事実と相違した経理が行われていたりして事業の実態の確認が困難であるものが多く、なお



本院において調査中のものもあるが、このような傾向を是正するため今後十分の指導が望ましい。

いま、前記の農林漁業資金の貸付後の管理が不十分と認められたものうちまだ是正の処置が済んでいないおもなものをあげると、次のとおりである。

(一) 受領済補助金相当額の繰上償還をさせていないもの

農林中央金庫ほか五箇所扱で、二十七年四月から三十一年八月までの間に、福井県敦賀市粟野農業協同組合ほか五九箇所に対し耕地災害復旧事業等の資金として七三件二二六、七〇〇、〇〇〇円を貸し付けているが、右は、別途国または地方公共団体等から補助金の交付を受けたときはこの補助金相当額を期日前に償還することを条件として貸し付けているのに、すでに補助金が交付済となってもその償還の処理をしないでそのままになっていたものが八〇、七五七、二七四円ある。

(二) 農林漁業金融公庫の業務方法書に規定する貸付の限度をこえる結果となっているもの

農林中央金庫ほか一五箇所扱で、二十六年十月から三十二年一月までの間に、秋田県北秋田郡矢立農業協同組合ほか四六箇所に対し水路災害復旧事業等の資金として六〇件三〇八、三〇〇、〇〇〇円を貸し付けているが、このうち借受人が当初申請とありの工事を施行しなかったりまたは実際の工事費が申請額より少額で完成したなどのため、同公庫の業務方法書に規定する貸付の限度をこえる結果となっていたものが六四、二九八、七二二円ある。

(三) 貸付の目的以外に使用されているもの

農林中央金庫扱で、二十七年二月および三十年五月、愛媛県川之江市川之江漁業協同組合ほか一箇所に対し水産その他施設災害復旧事業等の資金として二件一二、三八〇、〇〇〇円を貸し付けているが、いわし加工場等の災害復旧資金として貸し付けたのに運輸会社の設備資金に使用されるなど貸付の目的以外の資金に使用されていたものが三、八三四、八二五円ある。

### 第七 中小企業金融公庫

中小企業金融公庫の昭和三十一年度中の新規貸付実行額は、設備資金三百十四億二千余万円、運転資金六十八億千八百余万円、商工組合中央金庫貸付金十億円計三百九十二億三千八百余万円、これから回収額二百四十七億千七百余万円および滞貸償却額三億百余万円を差し引いた年間純増加額は百四十二億千九百余万円に上り、年度末貸付残高は六百四十億七千余万円となっている。

新規貸付実行額のうち代理店扱のものは三百五十八億三千二百余万円、直接貸付は計画額六十億円に対しその実績は二十四億五百余万円にとどまっている。直接貸付は三十年十月から開始し、本年度も四支店を増設したが、事務能力不足等のため計画額の半ばに達していない状況である。

三十一年度においては、一応八億千九百余万円の利益をあげたが、これを全額滞貸償却引当金等に繰り入れた



ため国庫に納付すべき利益金はなかった。

なお、承継貸付金の年度末貸付残高三十億八千四百余万円のうち延滞となっているものは二十一億百余万円に上っており、従来その管理がすべて代理店に委託されていたため管理が行き届かず本院でも善処方を要望していたところ、三十二年三月復金承継貸付金二十億三千五百余万円のうち復金直接貸分八億六千余万円を公庫の直接管理に切り替えた。

また、代理店に対する業務委託手数料は、従来実収利息に対し甲方式(代理店八割保証)は四〇%から四五%、乙方式(代理店三割保証)は二五%から三〇%の割合となっていて高率に過ぎると認め昭和二十九年度決算検査報告に掲記したところ、三十一年四月以降の新規貸付分については甲方式は三四%から三八%、乙方式は二一%から二五%の割合に改めた。

### 第八 北海道開発公庫

北海道開発公庫は、北海道における産業の振興開発に必要な長期資金を供給することなどにより、民間の投資および一般の金融機関が行う金融を補完しまたは奨励することを目的として、昭和三十一年六月八日設立されたもので、三十一年度中政府出資金十億円、資金運用部からの借入金三十億円、北海道開発債券の発行四十億円計

八十億円を原資として、七十九億円の出資または貸付を行う事業計画に対し七十九億四千七百余万円の出資または貸付を承諾したが、実行額は出資六千万円、設備資金貸付四十五億九百余万円、運転資金貸付三千六百万円計四十六億五百余万円にすぎなかつたので北海道開発債券の発行は六億円にとどまつた。

右実行額を業種別にみると、左のとおり

	件数	金額 百万円
石炭、または可燃性天然ガスの利用度の高い工業	四	三八七
農林畜水産物の加工度の高い工業	一三	八六六
鉱業および製錬業	二	一三三
産業の振興開発にかかる交通運輸業	一一	六一八
その他主務大臣の指定した業種	一四	二、六〇一
計	四四	四、六〇五

である。

三十一年度においては、一応千三百余万円の利益をあげたが、これを全額滞貸償却引当金等に繰り入れたため国庫に納付すべき利益金はなかった。

なお、出資または貸付の状況を見ると、設備資金貸付において他の政府関係機関が貸付対象としたものに重複して貸し付けているもの、一般の金融機関から調達済のものに貸し付けているものなどがあり、審査が必ずしも十分でない点が見受けられるので改善の要があると認められる。



### 第九 日本開發銀行

日本開發銀行の昭和三十一年度中の新規貸付実行額は四百九十五億二千二百余万円、主として基礎産業部門に重点を置いて融資されたもので、これを業種別にみると、左のとおり

業種	件数	貸付実行額 百万円	比率 %
電気業	五六	一八、二八二	三六・九
運輸業	五一	一六、二六一	三二・八
(海運業)	(三七)	(一五、一七七)	(三〇・六)
金属工業	二〇	四、九一二	九・九
(鉄鋼業)	(一一)	(四、二八七)	(八・六)
鋳業	四七	四、一三〇	八・三
(石炭鋳業)	(四二)	(三、七八六)	(七・六)
機械工業	三九	二、七九一	五・六
化学工業	二三	一、六一四	三・二
繊維工業	九	五八五	一・一
その他	一〇	九四五	一・九
計	二五五	四九、五二二	一〇〇・〇

で、前年度の貸付実行額に比べ五十七億五千七百余万円の減少となっている。

右貸付実行額から年度中の回収額三百八十億八千四百余万円、滞貸償却額八千八百余万円を差し引いた年間純

増加額は百十三億四千九百余万円で、年度末貸付残高は四千六億三千四百余万円となっている。このうち滞貸となつてゐるものは七十九億三百余万円で、前記年度末貸付残高に対し一・九%の割合となり、三十年度末の割合二・八%に比べ低下の傾向を示しているが、復金承継債権についてみると、本年度末残高二百四十六億二千五百余万円のうち二二・七%の五十六億千余万円が滞貸(うち期限経過後一年以上のもの五十二億千余万円)となつてゐる。

三十一年度においては、百五十九億四千三百余万円の利益をあげ、この百分の二十相当額三十一億八千八百余万円を法定準備金として積み立て、残額百二十七億五千五百余万円を国庫に納付(うち二十二億二千二百余万円は三十二年度に納付)した。

### 第十 日本輸出入銀行

日本輸出入銀行の昭和三十一年度中の新規貸付実行額は五百八十六億二千二百余万円で、その内訳は左のとおり

種別	件数	貸付実行額 百万円	比率 %
船舶	六四	四六、八四七	七九・九
車両	三五	六、七五五	一一・五
機械	一一	一、八〇三	三・〇
その他	一六	二、七七〇	四・七



種別	件数	貸付実行額 百万円	比率
投資	五	四三四	〇・七
計	一三一	五八、六一二	一〇〇・〇

となつてあり、前年度に比べ百三十五億二千四百余万円増加しているが、これは主として前年度に引き続き輸出船舶の建造資金貸付が伸びたことによるものである。

しかして、前記貸付実行額から年度中の回収額三百九十八億五百余万円を差し引いた年間純増加額は百八十八億七百余万円で、年度末貸付残高は六百三十五億七千二百余万円となり、前年度末残高四百四十七億六千四百余万円に比べ著しく増加している。

三十一年度においては、二億九千三百余万円の利益をあげたが、全額法定準備金として積み立てたため国庫に納付すべき利益金はなかった。

### 第十一 愛知用水公団

愛知用水公団は、当初主たる財源を余剰農産物資金融通特別会計からの借入金(年利四分)に依存して総事業費三百二十一億二千八百万円の計画により昭和三十年十月十日発足したものであるが、第三次余剰農産物の受入中止により、主要財源を資金運用部資金等の政府資金(年利六分五厘)に振り替えるなど資金計画の全面的変更により、三十二年六月、総事業費は三百三十一億円に増額された。

しかして、同公団は、前記特別会計から三十二年九月末までに三十六億八千万円を借り入れ、事務所、宿舍等の取得、役職員の給与、旅費、実施計画作成費等に二十五億八千三百余万円を支出しているが、発足以来すでに満二箇年を経過した同月末にいたつてもまだ本工事には着手することができない状況である。

なお、当初の事業計画では、本工事期間を三十一年二月から三十五年八月までとして、組織、機構、資金繰り等一切の計画を樹立していたところ、国際復興開発銀行との借款契約の締結が著しく延引したのに伴い、事業実施計画も三十二年六月末にいたるまで縦覧公告の運びにいたらないなど約二箇年の遅延をきたしたため、三十二年八月本院会計実地検査当時においては、工事計画を変更して九月着手、三十五年十二月完成として本工事期間を約三箇年に短縮するのやむなきにいたつていたものである。

### 第三節 会計事務職員に対する検定

#### 第一 出納職員に対する検定

昭和三十一年十二月から三十二年十一月までの間に、出納職員が現金または物品を亡失し損じた事実(物品については、三十二年一月九日までのもの)について当該機関から報告を受理し処理を要するものは、繰越分を含め六七件一七、七七二、六八四円で、これに対し弁償責任の有無の検定の処理をしたものは、四六件一五、七二二、



〇二三円で、その機関別内訳は左のとおりである。

なお、処理未済件数は二一件二、〇五〇、六六一円でいずれも当該機関との間に照会中の案件である。

機関名	報告受理		処 理		無 責 任		計	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
日本専売公社	六七	一七、七七二	五	五、九九七	四一	九、七二四	四六	一五、七二二
計								

前表の有責任と検定した五件の内訳は、現金の亡失で出納職員の内訳は、現金の亡失で出納職員の犯罪行為によるもの一件九二六、三一六円、出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによるもの一件二三〇、九三六円、物品の亡失で出納職員の犯罪行為によるもの二件四、七八八、一六二円、出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによるもの一件五一、七七三元である。

また、無責任と検定したものの大部分は、たばこおよび塩の亡失損に対するもので、その原因のおもなものは、風水害、盗難、変質、ぬれ損等で、その処置、対策については同公社関係責任者に対し注意を促している。

### 第二 物品管理職員に対する検定

昭和三十二年一月十日から三十二年十一月までの間に、物品管理職員が物品を亡失しまたは損傷した事実について当該機関から報告を受理し処理を要するものは、二九件五、三九五、〇〇八円で、これに対し弁償責任の有無

の検定の処理をしたものは、二八件五、三九三、一八四円で、その機関別内訳は左のとおりである。  
 なお、処理未済件数は一件一、八二四円で当該機関との間に照会中の案件である。

機関名	報告受理		有 責 任		無 責 任		計	
	件	千円	件	千円	件	千円	件	千円
日本専売公社	二八	五、三八四	二七	五、三八二	二七	五、三八二	二七	五、三八二
国民金融公庫	一	一一	一	一一	一	一一	一	一一
計	二九	五、三九五	二八	五、三九三	二八	五、三九三	二八	五、三九三

### 第三 予算執行職員等に対する検定

予算執行職員が公社等の経理に関する事務を処理するための法律および命令等の規定に準拠せずまたは予算で定めるところに従わないで支出等の行為をしたと認められるもので、昭和三十一年十二月から三十二年十一月までの間に、弁償責任があるとして検定をしたものは次のとおりである。

日本電信電話公社関東電気通信局管内石岡電報電話局で、同電報電話局簡易支出役社員栗原某が、昭和二十九年十二月二十三日から三十年十月二十四日までの間に、給与の支払にあたり付増しされた伝票に基いて支払命令を発し、同電報電話局出納社員根本某により支払資金一、二〇〇、〇〇〇円を領得された件

右は、同簡易支出役が日本電信電話公社会計規程(昭和二十八年日本電信電話公社公示第九十六号)第三十三条第一



項ならびに日本電信電話公社会計事務規程(昭和二十九年総裁達第三十六号)第四十四条および第四十六条の規定に違反して支出等の行為をしたため、根本社員によって支払資金を領得され日本電信電話公社に損害を与えたものであるが、右支出等の行為をするにあたり同簡易支出役に重大な過失があると認められたので、予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)第九条第二項本文において準用する同法第三条第二項の規定に該当するものと認められた。

第三 予算執行職員等に対する検定

日本電信電話公社 昭和二十九年 予算執行職員等に対する検定  
第一 調査の目的  
第二 調査の範囲  
第三 調査の方法  
第四 調査の結果  
第五 調査の経過  
第六 調査の結論

別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの (大蔵省)

(一) 個人の取引関係等の調査不十分なもの

税務署	年 度	税 目	徴 収 不 足 円	納 税 義 務 者
(東京国税局)				
麴 町	二九	所得税、再評価税	五、二二六、九六〇	納 富 某
譲渡所得一七、九〇八、一九二円および再評価差額一、九八三、三四八円に対し二十九年分所得額および再評価差額を決定しなかったことによるものである。				
神 田	二九	所得税	五八四、四五〇	矢 田 某
二十八年分所得額の決定にあたって、不動産所得一、〇八三、二〇〇円を脱漏したことによるものである。				
京 橋	二八、二九、三〇	所得税	二、三四一、八七〇	長 谷 川 某
不動産所得等一、五七〇、〇〇〇円に対し二十八年分所得額を、不動産所得等二、八七〇、〇〇〇円に対し二十九年分所得額を、不動産所得等一、〇六〇、〇〇〇円に対し三十年分所得額を決定しなかったことによるものである。				
本 郷	二八、二九	所得税	一、三二六、七一〇	吉 川 某
不動産所得七八三、六三〇円、雑所得五二五、九六六円等に対し二十八年分所得額を決定しなかったこと、二十九年分所得額の申告にあたって、不動産所得九九六、九二四円を二四一、五四〇円とし、雑所得五三八、五六六円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。				
品 川	二九	所得税	六七二、八〇〇	吉 岡 某
譲渡所得等三、二五三、三七八円に対し二十九年分所得額を決定しなかったことによるものである。				
同	二七	所得税	五八五、一五〇	斉 藤 某
譲渡所得等一、六一八、七八七円に対し二十七年分所得額を決定しなかったことによるものである。				

別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (四二一四七)







別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (六七―七四)

二六四

税務署 年度 税目 徴収不足 納税義務者

(六六)

円を一、七二八、三九三円としていたのに更正しなかったことによるものである。

新宮 二九、三〇 所得税 七八六、二一〇 山本某

二九九、三十各年分所得額の申告にあたって、雑所得一、二四七、八八九円、二七八、一六六円等を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。

(六五)

(札幌国税局) 札幌 三〇 所得税 七八九、三五〇 堤某

一時所得等三、九二七、五〇〇円に対し三十年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(六八)

(仙台国税局) 郡山 二九 相続税 六九七、〇〇〇 田中某

二一九年十月贈与を受けた現金二、六二〇、〇〇〇円に対し贈与税の決定をしなかったことによるものである。

(七〇)

山形 二九 所得税 一、〇〇〇、七七〇 中村某

二一九年分所得額の申告にあたって、譲渡所得四、一六〇、五〇〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。

(七一)

(名古屋国税局) 名古屋東 二八 所得税 四、三三〇、六七〇 寺島某

譲渡所得等一五、四六二、一九二円に対し二八年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(七二)

名古屋西 二九 所得税 一、四九四、二三〇 亀井某

二一九年分所得額の申告にあたって、譲渡所得七、八二二、五二五円を二、二五一、六二六円としていたのに更正しなかったことによるものである。

(七三)

宮城 二九、三〇、三一 所得税 一、一五八、九三〇 北川某

雑所得等五八六、二二五円に対し二九年分所得額を、雑所得等一、〇四二、六〇〇円に対し三十年分所得額を、雑所得等二、三三三、九九〇円に対し三十一年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(七四)

(金沢国税局) 大野 三二 相続税 六二〇、〇〇〇 新田某

(八八)

三十二年七月贈与を受けた現金二、四〇〇、〇〇〇円に対し贈与税を決定しなかったことによるものである。

(七五)

(広島国税局) 岩国 三〇 所得税 六二六、四八〇 山本某

三十年分所得額の申告にあたって、事業所得四、二二七、八一五円を三、一七〇、五一五円としていたのに更正しなかったことによるものである。

(七六)

下関 三一 再評価税 五六〇、七〇〇 保良某

再評価差額九、四九五、〇三四円に対し三十一年分再評価差額を決定しなかったことによるものである。

(七七)

浜田 三〇 所得税 八七八、九五〇 今井某

配当所得等五、七二五、五〇〇円に対し三十年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(七八)

(高松国税局) 坂出 二九 所得税 七四八、五〇〇 末包某

二九年分所得額の申告にあたって、譲渡所得三、五二二、〇〇〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。

(七九)

(福岡国税局) 遠賀 二八、二九 所得税 一、一五三、二〇〇 久野某

二八、二九各年分所得額の申告にあたって、事業所得一、四八二、〇四八円、二、一六七、七〇〇円をそれぞれ六八〇、〇〇〇円、七二五、二〇〇円としていたのに更正しなかったことによるものである。

(八〇)

飯塚 二八、二九 所得税 一、〇一一、四五〇 妙中某

事業所得六一、九〇〇円に対し二八年分所得額を、譲渡所得等三、九八四、二六四円に対し二九年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(八一)

大牟田 二八 所得税 一、一〇八、四三〇 富重某

山林所得等三、一四七、六二五円に対し二八年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(八二)

(熊本国税局) 熊本 三〇 所得税 七六一、三五〇 鈴木某

三十年分所得額の申告にあたって、譲渡所得四、九六三、一一八円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。

別表第一

租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (七五―八二)

二六五



別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (八三一八八)

二六六

税務署	年 度	税 目	徴 収 不 足	納 税 義 務 者
鹿兒島	三一	所得税	一、二七三、八四〇円	前田某
三十年分所得額の申告にあたって、譲渡所得六、九四九、八〇四円を二、一〇一、〇四四円としていたのに更正しなかったことによるものである。				

(二) 法人の経理内容等の調査不十分なもの

税務署	年 度	税 目	徴 収 過 不 足	納 税 義 務 者
(東京国税局)				
麴 町	三一	法人税	五八九、七二〇	安田火災海上保険株式会社
二十九年四月から三十年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社が前期までに所得から除算済の事業税一、五一六、九六七円を損金に計上していたのに所得に加算しなかったことによるものである。				

京 橋	二九	法人税	一、二八一、〇〇〇	株式会社長岡洋行
二十七年四月から二十九年三月までの二事業年度分所得額の申告にあたって、八五六、〇〇〇円、二、一九四、〇一七円の所得をそれぞれ脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。				

芝	三〇	法人税	一、八六六、六〇〇	東京中重自動車株式会社(旧株式会社シルバモーターズ)
二十九年七月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社が損金に計上した貸倒金のうち四、四四四、二六五円は貸倒れと認められないのに所得に加算しなかったことによるものである。				

同	三〇	法人税	五九七、二〇〇	東亜港湾工業株式会社
二十八年十月から二十九年九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、前期所得に加算した未完成工事高のうち当期工事完成に伴い所得から除算することができる金額一、四一六、二四二円を二、八三八、一五七円としたことによるものである。				

本 郷	三〇	法人税	六一一、九九〇	石原製菓株式会社
-----	----	-----	---------	----------

下 谷	三一	法人税	一、四七五、一三〇	日本電設工業株式会社
二十九年六月から三十年五月までの事業年度分所得額の更正にあたって、損金と認められない債権償却引当金勘定繰入額三、五五七、四九〇円を所得に加算しなかったことによるものである。				

目 黒	三〇	法人税	一、六六八、一七〇	自由ヶ丘事業協同組合
二十八年六月から二十九年五月までの事業年度分所得額の更正にあたって、権利金収入三、〇〇〇、〇〇〇円および建物売却益一、六三五、四八二円を所得に加算しなかったことによるものである。				

淀 橋	三〇	法人税	一、六三六、九五〇	東京製氷株式会社
清算所得額の決定にあたって、積立金および非課税所得から成る金額三、四〇〇、七〇〇円を四、八二七、四〇〇円としたこと、積立金および非課税所得から成る金額以外の金額四、一七八、九〇〇円を零としたことによるものである。				

同	三〇	法人税	八三九、八〇〇	青木電器工業株式会社
二十九年七月十六日から三十年一月十五日までの事業年度分所得額の更正にあたって、未確定の債務一、七四三、〇〇〇円を所得に加算しなかったことによるものである。				

墨 田	三一	法人税	二、〇六六、五二〇	株式会社高義
三十年二月から三十一年一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社が債権償却引当金勘定設定に伴い貸倒準備金二、九五四、〇六一円を取りくずさず、また、前期までに所得から除算済の未納利子税額一、四六六、一五〇円を損金に計上していたのにこれらを所得に加算しなかったことによるものである。				

(関東信越国税局)

水 戸	三〇	法人税	五四八、九六〇	茨城日産自動車株式会社
二十九年十月から三十年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、割もどし金収入一、一六〇、四六二円を所得に加算しなかったことによるものである。				

新 潟	三一	法人税	六九一、四二〇	株式会社田中竹二郎商店
三十年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社が債権償却引当金勘定設定に伴い貸倒準備金一、五〇〇、〇〇〇円を所得に加算しなかったことによるものである。				

別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (八九一九五)

二六七



別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (九六一一〇二)

二六八

税務署 年度 税目 徴収過不足(△) 納税義務者

(九六)

村 上

三〇

法人税

一、五七五、五二〇

合資会社宮本製作所

二十八年度から二十九年度までの事業年度分所得額の更正にあたって、二十九年度から十二月までの事業年度において有価証券売却益等二、七六九、九六一円を所得に加算しなかったこと、当期において所得に加算すべき交際費二、〇〇〇、〇〇〇円を二十八年度から十二月までの事業年度において所得に加算したことによるものである。

(大阪国税局)

(九七)

西

三〇

法人税

五六七、二四〇

有限会社北村商店

二十九年度から三十年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社が債権償却引当金勘定設定に伴い貸倒準備金一、五六一、七三八円を取りすぎなかったのに所得に加算しなかったことによるものである。

(九八)

南

三〇

法人税

一、四五二、五二〇

株式会社水都ホテル

貸付金三七、五二二、二一九円から生ずべき所得三、六九三、八一四円に対し三十年一月から十二月までの事業年度分所得額を決定しなかったことによるものである。

(九九)

北

三一

法人税

一、〇六一、三三〇

玉村株式会社

三十年六月から三十一年五月までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社が損金に計上した貸倒金のうち二、三四六、九六五円は貸倒れと認められないのに所得に加算しなかったことによるものである。

(一〇〇)

大阪福島

三〇

法人税

一、二九八、六九〇

合資会社ヒロタ鋳力印刷工場

二十九年度から三十年十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、前期において損金繰入れを認めた債権償却引当金二、八六九、四〇一円を同会社が当期に再び計上していたのに所得に加算しなかったことによるものである。

(一〇一)

住 吉

三一

法人税

五六三、七二〇

株式会社キョタニ商店

三十年六月から三十一年五月までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社が雑収入に計上した一、二六六、二六〇円を所得から除算したことによるものである。

(一〇二)

下 京

三一

法人税

八八六、一七〇

株式会社堀健商店

(一〇三)

伏 見

二九

法人税

八七〇、一一〇

第一電接工業株式会社

二十九年度から十二月までの事業年度分所得額の決定にあたって、土地譲渡による所得二、〇七一、七三八円を脱漏したことによるものである。

(一〇四)

兵 庫

三一

法人税

九〇〇、二四〇

合資会社四ツ井工作所

三十年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、土地の取得価額に算入すべき一、〇七二、七五八円を所得に加算しなかったことによるものである。

(一〇五)

和 歌 山

三〇

法人税

六八七、一八〇

岡畑産業株式会社

二十八年度から二十九年度までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社が損金に計上した貸倒金のうち一、六四二、八九四円は貸倒れと認められないのに所得に加算しなかったことによるものである。

(一〇六)

同

三〇

法人税

六八一、九八〇

株式会社山東鉄工所

二十九年度から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、損金と認められない債権償却引当金勘定繰入額一、五五四、〇〇〇円を所得に加算しなかったことによるものである。

(一〇七)

名古屋西

三〇

法人税

九一九、四九〇

三幸毛糸紡績株式会社

二十八年度から二十九年度までの事業年度分所得額の更正にあたって、輸入機械の取得価額に算入すべき関税二、〇八六、一九五円を損金としていたのに所得に加算しなかったことによるものである。

(一〇八)

同

三一

法人税

六四四、七四〇

株式会社片野商会

三十年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社が債権償却引当金勘定設定に伴い貸倒準備金九六七、四一八円を取りすぎず、また、損金と認められない同勘定繰入額四七九、八三八円を計上していたのにこれらを所得に加算しなかったことによるものである。

(一〇九)

浜 松

二九

法人税

七四五、九二〇

合名会社中村社団

二十八年度から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、土地譲渡による所得のうち一、七七六、〇〇〇円を脱漏した

別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (二〇三一一〇九)

二二六九



別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一一〇―一二四)

税務署 年度 税 目 徴収過不足(△) 納税義務者

(一一〇)

浜松 法人税 六七七、九五〇 新居織物工業協同組合  
二十九年度から三十年三月までの事業年度分所得額の申告にあたって、損金に算入することができる事業分量分配金五〇三、〇五三円を二、四四〇、〇〇〇円としていたのに更正しなかったことによるものである。

(広島国税局)

(一一一)

下関 法人税 五一九、八〇〇 株式会社昭和商会  
三十年六月から十一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、損金と認められない債権償却引当金勘定繰入額一、二九九、五〇〇円を所得に加算しなかったことによるものである。

(高松国税局)

(一一二)

高松 法人税 四、九五一、五八〇 株式会社横田鉄工所  
三十年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、損金と認められない債権償却引当金勘定繰入額一〇、九〇八、九六五円を所得に加算しなかったことによるものである。

(一一三)

高知 法人税 △一、〇七五、六九〇 株式会社高知大丸  
三十一年三月から八月までの事業年度分所得額の更正にあたって、土地売買契約は解除されていたのに土地売却益計上漏れとして二、四一五、七六一円を所得に加算したことなどによるものである。

(熊本国税局)

(一一四)

熊本 法人税 九九二、四四〇 株式会社熊本相互銀行  
三十年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、未經過引料一、七四二、九六四円および計上漏れ貯蔵品七六九、五〇〇円を所得に加算しなかったことなどによるものである。

(三) 法令の適用を誤ったもの

税務署 年度 税 目 徴収過不足(△) 納税義務者

(一一五)

麹町 法人税 五三七、一八〇 リーダーズ・ダイジェスト日本支社  
二十八年度から十二月までの事業年度分欠損金額の繰りもどしにあたって、繰りもどすことができる金額三、九七三、三六〇円を四、五一〇、五四〇円としたことによるものである。

(一一六)

日本橋 法人税 一、三二二、五四〇 芝浦精糖株式会社  
二十九年度から三十年三月までの二事業年度分所得額の更正にあたって、価格変動準備金勘定への繰入限度超過額二九、八〇八、八二三元、四二、四六二、八三七円をそれぞれ二八、六九八、四六三元、三九、一七八、九九九円としたことなどによるものである。

(一一七)

京橋 法人税 一、三〇三、二五〇 東映株式会社  
三十年九月から三十一年二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、価格変動準備金勘定への繰入限度超過額五、七六〇、〇〇〇円を所得に加算しなかったことによるものである。

(一一八)

同 法人税 一、〇九一、三七〇 株式会社巴川製紙所  
二十八年十一月から二十九年度分所得額の更正にあたって、価格変動準備金勘定への繰入限度超過額八、九五三、九五八円を五、九九二、七九九円としたことによるものである。

(一一九)

同 法人税 一、〇七七、三八〇 株式会社帝國地方行政学会  
二十八年四月から九月までの事業年度分の課税にあたって、同会社は同族会社であるのに積立金額二一、七九七、七九〇円に対し課税しなかったことによるものである。

(一二〇)

同 法人税 五六七、三三〇 日本酸素株式会社  
二十九年十一月から三十年四月までの事業年度分所得額の更正にあたって、貸倒れの確定に伴い貸倒準備金一、三五〇、七四七円を取りくずさなかったのに所得に加算しなかったことによるものである。

(一二一)

芝 法人税 △八二五、九三〇 株式会社寿屋商店東京店  
別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一一五―一二二) 二七一



別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (二二二―二二七)

二七二

税務署 年度 税目 徴収過不足 納税義務者

(二二二) 品川 二九、三〇 法人税 七〇五、四三〇 株式会社鈴木商店  
二十九年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、課税すべき留保金額一、三二六、八九五円を九、五八六、一〇〇円としたことによるものである。

(二二三) 品川 二九、三〇 法人税 七〇五、四三〇 株式会社鈴木商店  
二十八年四月から三十年三月までの二事業年度分所得額の更正にあたって、所得から控除することができない二十七年四月から二十八年三月までの事業年度分繰越欠損金一、六七五、三四五円を控除したことによるものである。

(二二四) 淀橋 二九 法人税 六一六、八九〇 株式会社伊藤商店  
二十八年八月から二十九年七月までの事業年度分所得額の更正にあたって、増差税額一、五四四、八五〇円は同会社が隠へいした事実に基づく税額であるのにこれに対し重加算税額を徴収しなかったことによるものである。

(二二五) 小田原 二八 法人税 三、三四〇、七八〇 小田原漁業協同組合  
二十七年四月から二十八年三月までの事業年度分所得額の申告にあたって、同組合が事業分量分配金と認められない九、五四五、一三〇円を所得から除算していたのに更正しなかったことによるものである。

(二二六) 茂原 二九 法人税 九五二、七三〇 東浪見村農業協同組合  
二十八年四月から二十九年三月までの事業年度分所得額の申告にあたって、同組合が事業分量分配金と認められない二、二二五、九〇〇円を所得から除算していたのに更正しなかったことによるものである。

(関東信越国税局)

(二二六) 川口 三〇 法人税 五六九、一五〇 株式会社角田忠治商店  
二十九年六月から三十年五月までの事業年度分所得額の更正にあたって、増差税額のうち一、四〇二、一七〇円は同会社が隠へいした事実に基づく税額であるのにこれに対し重加算税額を徴収しなかったことによるものである。

(二二七) 同 三一 法人税 五六八、〇五〇 民生ディーゼル工業株式会社  
二十九年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、損金と認められない再評価税等七一七、四〇〇円を所得に加算しなかったことと、増資配当に対し法人税の免除される所得九、九五三、六九七円を一〇、五八九、〇四五円としたことによるものである。

(二二八) 川越 三〇 法人税 六二七、八〇〇 丸高燃糸株式会社  
二十八年四月から二十九年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、増差税額一、三九七、〇〇〇円は同会社が隠へいした事実に基づく税額であるのにこれに対し重加算税額を徴収しなかったことによるものである。

(二二九) 行田 二九 法人税 五一六、二二〇 小島株式会社  
二十八年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、益金に算入しない受入利益配当二、八〇二、八九五円を四、〇三一、九九五円としたことによるものである。

(大阪国税局)

(二三〇) 東 三〇、三一 法人税 一、一五二、七三〇 武田薬品工業株式会社  
二十九年四月から三十年九月までの三事業年度分所得額の更正にあたって、輸出損失準備金勘定への繰入限度超過額一、〇〇〇、六八五円、一、一五六、九二二円、一、〇五八、六九五円をそれぞれ所得に加算しなかったことによるものである。

(二三一) 北 三一 法人税 一、〇一八、一二〇 日和産業株式会社  
三十年六月から三十一年五月までの事業年度分欠損金額のうち繰りもどすことができる金額二、八〇二、三〇〇円を五、一二六、四〇〇円としたことによるものである。

(二三二) 堺 二九 法人税 五七八、四四〇 大塚合名会社  
二十八年五月から二十九年四月までの事業年度分所得額の更正にあたって、損金と認められない通告処分による罰金相当額一、五六〇、六〇〇円を所得に加算しなかったことによるものである。

(二三三) 神戸 三一 法人税 七七〇、四〇〇 桑正株式会社  
三十年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、交際費の損金不算入額一、九二六、七二五円を所得に加算しなかったことによるものである。

(名古屋国税局)

(二三四) 熱田 三一 法人税 一、二三九、二九〇 株式会社共立機械製作所  
三十年七月から十二月までの事業年度分欠損金額三、八五八、二〇一円を繰りもどすことができない二十九年一月から十二月までの事業年度分所得額に繰りもどしたることによるものである。

別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (二二八―二三四)

二七三



別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一三五―一四〇)

二七四

税務署	年度	税目	徴収過不足	納税義務者
(一三五) 中 川	三〇	法人税	五五六、〇三〇 <sup>円</sup>	合資会社後藤合板製作所

二十九年一月から十二月までの事業年度分欠損金額のうち一、三三三、九二〇円を非青色申告事業年度である二十八年一月から十二月までの事業年度分所得額に繰りもどしたことによるものである。

(高松国税局)

(一三六) 高 松	三一	法人税	三、七二一、八〇〇	四国電力株式会社
-----------	----	-----	-----------	----------

二十九年四月から九月までの事業年度分所得額の更正にあたって、増資配当に対し法人税の免除される所得二、〇〇九、〇六九円を二九、八四九、〇七〇円としていたことによるものである。

(一三七) 同

(一三七) 同	三一	法人税	六八七、七六〇	日本恩金株式会社
---------	----	-----	---------	----------

三十年一月から十二月までの二事業年度分所得額の申告にあたって、繰もどし済の欠損金額一、九二八、四一七円を繰越欠損金として所得から控除していたのに更正しなかったことなどによるものである。

(一三八) 今 治

(一三八) 今 治	三一	法人税	五四〇、〇〇〇	丸武タオル工業協同組合
-----------	----	-----	---------	-------------

三十年三月から三十一年二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、損金算入の申告がないのに同組合が貸倒準備金勘定および価格変動準備金勘定に繰り入れた金額五〇〇、〇〇〇円および一、〇〇〇、〇〇〇円を所得に加算しなかったことと、貸倒れの確定に伴い貸倒準備金三〇〇、〇〇〇円を取りくずさなかったのに所得に加算しなかったことによるものである。

(福岡国税局)

(一三九) 田 川	三〇	法人税	八一八、三九〇	松尾製菓株式会社
-----------	----	-----	---------	----------

二十八年九月から三十年八月までの二事業年度分所得額の更正にあたって、増差税額のうち二十八年九月から二十九年八月までの事業年度分九七六、一四〇円および二十九年九月から三十年八月までの事業年度分二四〇、八五〇円はいずれも同会社が隠へいした事実に基づく税額であるのにこれらに対し加重算税額を徴収しなかったことなどによるものである。

(一四〇) 久 留 米

(一四〇) 久 留 米	三〇	法人税	一、三六二、八七〇	ブリヂストンタイヤ株式会社
-------------	----	-----	-----------	---------------

二十九年一月から十二月までの事業年度分所得額の更正にあたって、輸出損失準備金勘定への繰入限度超過額四、三二九、一二三円を所得に加算しなかったことによるものである。

(一四一) 佐 賀

(一四一) 佐 賀	二九	法人税	五二八、六八〇	佐賀県信用農業協同組合連合会
-----------	----	-----	---------	----------------

二十八年四月から二十九年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、非課税となる留保金額三、一九八、八一四円を四、三二八、六三七円としたことと、益金に算入しない受入利益配当二五、七九四円を五六一、八〇〇円としたことなどによるものである。

(熊本国税局)

(一四二) 玉 名	二九	法人税	七五五、九六〇	有限会社フクハル百貨店
-----------	----	-----	---------	-------------

二十八年五月から二十九年四月までの事業年度分所得額の更正にあたって、非青色申告事業年度である二十七年五月から二十八年四月までの事業年度分欠損金一、七九九、九四九円を所得から控除したことによるものである。

(四) 課税資料についての通報連絡または活用の不十分なもの

税務署	年度	税目	徴収不足	納税義務者 (または徴収義務者)
-----	----	----	------	---------------------

(東京国税局)

(一四三) 芝	二八、二九	所得税	九七七、三三〇	有 田 某
---------	-------	-----	---------	-------

譲渡所得等一、六〇二、三九九円に対し二十八年分所得額を、譲渡所得等三、六三〇、八一円に対し二十九年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(一四四) 四 谷	三〇	所得税	五二三、三五〇	加 藤 某
-----------	----	-----	---------	-------

譲渡所得等二、五〇〇、四〇〇円に対し三十年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(一四五) 下 谷	二九、三〇	所得税	五九八、三五〇	大 羽 某
-----------	-------	-----	---------	-------

譲渡所得等六八五、六〇〇円に対し二十九年分所得額を、譲渡所得等三、〇八四、九九三円に対し三十年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(一四六) 大 森	二八	所得税	七六八、二〇〇	木野内某
-----------	----	-----	---------	------

譲渡所得等三、五八〇、八〇〇円に対し二十八年分所得額を決定しなかったことによるものである。

別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一四一―一四六)

二七五



別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (二四七―一五五)

二七六

税務署	年	度	税	目	徴収不足	納税義務者 (または徴収義務者)
(二四七)	蒲田	二七	所得税		一、〇七二、四三五	大井某
(二四八)	同	二八	所得税		九七七、五〇〇	水谷某
(二四九)	同	二九	所得税		六一八、九〇〇	鈴木某
(一五〇)	渋谷	二九	所得税		一、五七〇、二九五	協和建興株式会社
(一五一)	同	二八	所得税		六〇〇、七五〇	馬場某
(一五二)	杉並	二九	所得税		九七三、四〇〇	江藤某
(一五三)	王子	三二	所得税		一、三九三、六九二	大洋自動車交通株式会社
(一五四)	墨田	三二	所得税		二、一三三、一一〇	株式会社八島製作所
(一五五)	立川	二八	所得税		六三六、四〇〇	尾崎某

二十八年分所得額の申告にあたって、譲渡所得四、一六四、五三八円を一、五九七、一六二円としていたのに更正しなかったことによるものである。  
 二十九年分所得額の申告にあたって、譲渡所得九、二八六、七六〇円を六、四〇三、五六〇円としていたのに更正しなかったことによるものである。  
 三十一年五月支払った賞与の性質を有する給与三、九〇〇、〇〇〇円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。  
 三十一年五月支払った賞与の性質を有する給与二、七五〇、〇〇〇円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。  
 二十八年分所得額の申告にあたって、譲渡所得四、四八一、四六〇円に対し二十八年分所得額を決定しなかったことによるものである。  
 二十九分所得額の申告にあたって、譲渡所得三、九九〇、六〇〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。  
 (関東信越国税局)  
 東松山 二八 所得税 一、一二四、三三〇 横川某  
 二十七年分所得額の更正にあたって、山林所得二、三五五、四〇〇円を脱漏したことによるものである。  
 東 二七 所得税 五五〇、〇〇〇 近江絹糸紡績株式会社  
 二十七年九月支払った賞与の性質を有する給与一、〇〇〇、〇〇〇円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。  
 浪速 二八 所得税 九〇二、一五八 大タク株式会社  
 二十八分十二月支払った賞与の性質を有する給与二、二三九、八六一円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。  
 (一六〇) 旭 二七 所得税 五八八、五五〇 浅岡某  
 譲渡所得一、五四七、一〇五円に対し二十七年分所得額を決定しなかったことによるものである。  
 (一六一) 豊能 二九 所得税 九七五、八七〇 東谷某  
 譲渡所得四、二〇二、一三八円に対し二十九年分所得額を決定しなかったことによるものである。  
 (一六三) 上京 三〇 所得税 一、三〇〇、二七〇 田中某  
 譲渡所得五、八七一、〇五五円に対し三十年分所得額を決定しなかったことによるものである。  
 (一六四) 神戸 二九 所得税 二、七一九、一三〇 蔡某  
 二十九年分所得額の申告にあたって、譲渡所得一〇、二六九、二四四円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。

別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (二五六―一六四)

二七七

(一五六)	武蔵野	二八	所得税		九四七、六三〇	田中某
(一五七)	戸塚	三二	所得税		八九九、一〇〇	原田某
(一五八)	東松山	二八	所得税		一、一二四、三三〇	横川某
(一五九)	東	二七	所得税		五五〇、〇〇〇	近江絹糸紡績株式会社
(一六〇)	浪速	二八	所得税		九〇二、一五八	大タク株式会社
(一六一)	旭	二七	所得税		五八八、五五〇	浅岡某
(一六二)	豊能	二九	所得税		九七五、八七〇	東谷某
(一六三)	上京	三〇	所得税		一、三〇〇、二七〇	田中某
(一六四)	神戸	二九	所得税		二、七一九、一三〇	蔡某



別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一六五―一七二)

二七八

税務署	年 度	税 目	徴 収 不 足	納 税 義 務 者
(一六五)	和歌山	所得税	一、〇五二、〇四〇	(または徴収義務者) 竹中某
				二十九分所得額の更正にあたって、譲渡所得三、六五六、六九八円を脱漏したことによるものである。
(一六六)	札幌	所得税	五二四、八六〇	堤商事株式会社
				三十一分所得額の申告にあたって、譲渡所得二、五三五、七八〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。
(一六七)	釧路	所得税	五三三、三五〇	見田某
				二十九分所得額の申告にあたって、譲渡所得二、五三五、七八〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。
(一六八)	仙台	所得税	二、二六二、六九〇	遠藤某
				譲渡所得九、一一四、八八〇円に対し三十年分所得額を決定しなかったことによるものである。
(一六九)	同	所得税	八八二、三五〇	仙石某
				三十年分所得額の申告にあたって、譲渡所得三、八八四、〇八〇円を脱漏していたのに更正しなかったことによるものである。
(一七〇)	名古屋	所得税	五〇二、七九六	株式会社加藤兵三商店
				二十七年五月支払った賞与の性質を有する給与九八〇、五八一円等に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。
(一七一)	一宮	所得税	八一六、七六三	中和羊毛工業株式会社
				二十九年四月支払った賞与の性質を有する給与一、四九〇、四〇〇円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。
(一七二)	玉島	所得税	五〇四、二五〇	滝沢某
				(広島国税局)

(一七三) 高松 二八 所得税 七九二、四五〇 宮宇地某  
譲渡所得二、七四四、〇二〇円に対し二十九年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(一七四) 福岡 二九、三〇 所得税 八八九、四八三 白藤証券株式会社  
二十九分所得等三、八〇五、三四五円に対し二十八年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(一七五) 熊本 三〇 所得税 六六七、四〇〇 黒田某  
譲渡所得三、四九六、七四〇円に対し三十年分所得額を決定しなかったことによるものである。

(五) 源泉徴収所得税に関する調査不十分なもの  
税務署 年 度 税 目 徴 収 不 足 徴 収 義 務 者

(一七六) 東京 二八、二九 所得税 一、二九六、九五〇 ハント・ヒル・アンド・ベツ  
ツ弁護士事務所  
二十九分所得額を決定しなかったことによるものである。

(一七七) 麻布 二八、二九、三〇、所得税 一、〇五八、〇八一 遠藤某  
二十九分所得額を決定しなかったことによるものである。

(一七八) 世田谷 二九 所得税 五二五、〇〇〇 東洋無線株式会社  
二十九分所得額を決定しなかったことによるものである。

別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一七三―一七八)

二七九



別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (二七九―一八五)

二八〇

税務署 年度 税 徴収不足 徴収義務者

(二七九) 墨田 二八、二九、三〇、三十一 所得税 三、三九七、二四七 大機ゴム工業株式会社

二十八年度から三十二年二月までの間に支払った配当二四、二六六、五〇二円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかつたことによるものである。

(一八〇) 同 三十一 所得税 六四一、九七一 永柳コルク工業株式会社

三十一年三月支払った配当三、〇〇〇、〇〇〇円および役員賞与五〇〇、〇〇〇円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかつたことによるものである。

(一八一) 横浜中 二九、三〇、三十一 所得税 七〇二、三七五 金港興業株式会社

二十九年七月から三十一年六月までの間に支払った給与のうち一〇、七六二、七一八円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかつたことによるものである。

(大阪国税局)

(一八二) 東 二八、二九 所得税 六八四、〇〇〇 株式会社鉄谷商店

二十八年五月および二十九年七月支払った配当三、六一〇、〇〇〇円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかつたことによるものである。

(一八三) 同 二九 所得税 五四〇、〇〇〇 住友金属工業株式会社

二十九年四月および五月支払った工業所有権使用料等のうち五、四〇〇、〇〇〇円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかつたことによるものである。

(一八四) 尼崎 三十一 所得税 五四六、二五〇 株式会社精機工業所

二十八年度十二月、二十九年十二月および三十年十二月支払った賞与の性質を有する給与に対する源泉徴収所得税二、一八五、九六五円は納付期限までに納付されなかつたのにこれに対する源泉徴収加算税額を徴収しなかつたことによるものである。

(札幌国税局)

(一八五) 札幌 三〇、三十一 所得税 一、二一九、八八五 医療法人中江病院

三十年九月から三十一年六月までの間に支払った給与のうち一一、二六五、九八七円に対する源泉徴収所得税を同法人から徴収しなかつたことによるものである。

(一八六) 同 三十一 所得税 五五〇、〇〇〇 札幌酪農牛乳株式会社

三十一年三月支払った配当五、五〇〇、〇〇〇円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかつたことによるものである。

(一八七) 室蘭 二八 所得税 五九三、六五〇 室蘭菱雄石炭販売株式会社

二十八年九月支払った配当二、九六八、二五〇円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかつたことによるものである。

(一八八) 十勝池田 二九、三〇、三十一 所得税 五、六一五、二六四 大津漁業協同組合

二十九年五月、三十年五月および三十一年五月支払った給与三八、三八七、六三五円に対する源泉徴収所得税を同組合から徴収しなかつたことによるものである。

(仙台国税局)

(一八九) 気仙沼 二九、三〇、三十一 所得税 一、三五五、四四〇 尾形某

二十九年五月から三十一年四月までの間に支払った給与のうち二四、一六〇、八〇〇円に対する源泉徴収所得税を同人から徴収しなかつたことによるものである。

(一九〇) 平 三〇 所得税 九五九、八四八 株式会社金成商店

三十年五月から十二月までの間に支払った給与一一、六〇八、八二三円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかつたことによるものである。

(一九一) 同 三〇 所得税 九一四、四五二 株式会社とよろ商店

三十年六月から十二月までの間に支払った給与九、四三六、九一五円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかつたことによるものである。

(一九二) 同 三〇 所得税 八七四、一六八 明治漁業株式会社

三十年四月から十二月までの間に支払った給与のうち一〇、一五四、三二七円に対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかつたことによるものである。

(名古屋国税局)

(一九三) 岐阜北 三〇 所得税 五三七、八六七 岐阜県厚生農業協同組合連合会

別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一八六―一九三)

二八一



別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一九四一―一九八)

二八二

税務署	年 度	税 目	徴 収 不 足	徴 収 義 務 者
(一九四)	三十年三月支払った配当三、五八六、三五二円に対する源泉徴収所得税を同連合会から徴収しなかったことによるものである。 (福岡国税局)	所得税	一、三六七、一五〇	大正鋳業株式会社
(一九五)	三十年八月支払った給与に対する源泉徴収所得税六、〇七一、二八四円は納付期限までに納付されなかったのにこれに対する源泉徴収加算税額を徴収しなかったことによるものである。 三十二年三月および四月支払った給与に対する源泉徴収所得税四、一〇〇、〇〇〇円は納付期限までに納付されなかったのにこれに対する源泉徴収加算税額を徴収しなかったことによるものである。	所得税	五〇五、〇〇〇	株式会社毎日新聞社西部本社
(一九六)	二十九年度 税関および 東京税関 三三二	関税	二、三五六、一六〇	日本製粉株式会社
(一九七)	二十九年度 物品税、関税 横浜税関 二九	物品税、関税	一、一〇八、八〇〇	中野 某
(一九八)	二十九年度 物品税 東京国税局 二八、二九、三〇	物品税	一、七八二、五六〇	愛興電機産業株式会社

(六) その他の過誤によるもの

税関および 税務署	年 度	税 目	徴 収 不 足	納 税 義 務 者 (または徴収義務者)
(一九九)	二十九年度 法人税 京 橋 三〇	法人税	九三〇、四五〇	出光興産株式会社
(二〇〇)	二十九年度 法人税 品 川 三〇	法人税	六四八、七二〇	株式会社中屋商店
(二〇一)	二十九年度 所得税 古 川 二九	所得税	五九六、三五〇	株式会社齊藤材木店
(二〇二)	二十九年度 法人税 福 岡 三〇	法人税	八〇三、八一〇	株式会社松屋

(一九九) 二十八年度六月から三十年五月までの間に移出した物品の課税標準額の申告にあたって、二七、四〇〇、三〇〇円を脱漏していたのに決定しなかったことによるものである。

(二〇〇) 二十九年度十月から三十年三月までの事業年度分所得額の更正にあたって、寄付金の損金不算入額四、九八二、八一六円を二、四八六、二六五円としたことによるものである。

(二〇一) 清算所得三、二四三、六四五円に対し所得額を決定しなかったことによるものである。

(二〇二) 二十九年度六月支払った一、二四二、〇〇〇円を賞与の性質を有する給与としなかったためこれに対する源泉徴収所得税を同会社から徴収しなかったことによるものである。

(二〇三) 二十九年度二月から三十年一月までの事業年度分所得額の更正にあたって、同会社は同族会社であるのに留保金額八、〇三八、一〇〇円に対し課税しなかったことによるものである。

別表第二 代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの (農林省)

庁 名	受託県	工 事	請 負 人	着工年月 完成年月	工 事 費	不当事工費	摘 要
(三一)	北海道	大狩部地区幹線 道路三十年災害 復旧	新冠村開拓農業 協同組合	三三、二 三三、二	一、六三三、〇〇〇 分り三十年度 九五、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	出来高不足
(三二)	同	上杵臼地区幹線 道路	浦河町開拓農業 協同組合	三〇、三 三一、三	四、九七〇、〇〇〇 (三十年度分)	五〇五、〇〇〇	設計過大

別表第一 租税の徴収過不足を是正させたもの(大蔵省) (一九九一―二〇〇二)

二八三

別表第二 代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの(農林省) (三二―三三)



別表第二 代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの(農林省) (三三三三三三)

序 名	受託県	工 事	請 負 人	着工年月 完成年月	工 事 費	不当工事費	摘 要
(三三三)	北海道開発局	北海道 上豊畑地区幹線道路	静内町開拓農業協同組合	三三、一一	二、七五〇〇〇	三、六〇〇	出来高不足
(三三四)	同	同 春別地区幹線道	中春別農業協同組合	三三、一二	一、三六、〇〇〇	三、六〇〇	設計過大、出来高不足
(三三五)	同	同 西別地区幹線道	野付郡高玉某	三三、一〇	三、六四、〇〇〇	二、三三、〇〇〇	出来高不足
(三一六)	同	同 隆農地区幹線道	大洋建設株式会社	三三、一二	二、六八、〇〇〇	四、六〇〇	粗漏工事、出来高不足
(三一七)	仙台農地事務局	善光寺平線開拓道路	株式会社村上組 ほか一名	三三、〇八	三、五七、〇〇〇 三、〇〇〇	二、六〇〇	設計過大
(三一八)	同	西岩木山麓線開拓道路	菅原建設株式会社 ほか五名	二九、〇七	九、八七、〇〇〇 一、四三、〇〇〇	九、八七、〇〇〇	不当工事

二十九年度から三十二年度までに施行した道路延長五、六一一メートルは鯉ヶ沢町の長平、間木両部落を結ぶものであるが、代行地区には直接県道弘前、高杉、鯉ヶ沢線に通ずる既設の道路があり、また、付近の補助地区には本件開拓道路と並行した幅員三メートル程度の既設道路が通じているので、開拓者はいずれもこれらを利用して営農に支障がない。なお、右のうち三十年十月二、六三〇、〇〇〇円で菅原建設株式会社ほか一名に請け負わせたコンクリート橋りょう三箇所のうち二箇所の橋台コンクリート一六三立米は一・三・六の配合で施行したところとしているが、実際は配合の悪いコンクリートに玉石を混入したもので施行しているなどのため二二三、一二九丸が出来高不足となっている。

(三一九)	同	野沢平線開拓道路	三戸郡大村某ほか一名	三三、一一	二、五四、〇〇〇 分ち三十年度 八、〇〇〇	三、〇〇〇	出来高不足
(三二〇)	同	民部平地区幹線道路	青森土木建設測量有限公司	三三、一〇	二、四二、〇〇〇 分ち三十年度 一、一〇〇、〇〇〇	二、五八、〇〇〇	設計過大
(三二一)	同	岩手県 有芸地区幹線道	東磐井郡横田某	三三、〇九	一、一〇〇、〇〇〇	三、六〇〇	出来高不足
(三二二)	同	西部線開拓道路	株式会社大林組	三三、〇八	一、三三〇、〇〇〇 (三十年度分)	一、三三〇、〇〇〇	不当工事
(三二三)	同	同上場地区幹線水路	花巻市阿部某ほか一名	三三、一〇	三、二四、〇〇〇 分ち三十年度 九、〇〇〇	二、七〇〇	出来高不足
(三二四)	同	田野畑普代線開拓道路	飯田建設株式会社	三三、一〇	一、〇〇八、九三〇 (三十年度分)	三、七〇〇	同
(三二五)	同	岳山地区幹線道	宮城建設技術合資会社	三三、〇六	四、四六、〇〇〇 分ち三十年度 八、六〇〇 三十二年分 七、〇〇〇	六、四九、〇〇〇	同
(三二六)	同	山形県 大台野地区幹線道路	大台野開拓農業協同組合	三三、〇七	三、〇〇〇 分ち三十年度 三、〇〇〇	三、〇〇〇	出来高不足

別表第二 代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの(農林省) (三三一九一三二六)

道路延長三、四九七メートルの施行にあたり、切土二二、九四九立米、盛土六、八二五立米を施行したこととして、実際は切土一九、二七〇立米、盛土六、六四〇立米を施行したにすぎない。



別表第二 代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの(農林省) (三二七―三三三)

序 名	受託県	工 事	請 負 人	着工年月 完成年月	工 事 費	不当事費	摘 要
(三二七)	仙台農地事 務局	山形県 大森山線開拓道 (九五ページ参照)	松田建設株式会 社	二九、一二 三〇、一八	八六〇,〇〇〇 (三十年度分)	八六〇,〇〇〇	粗漏工事
(三二八)	同	銀山線開拓道路	升川建設株式会 社	三一、一六 三二、一〇	三、七四五、六七四	三六三,〇〇〇	同
(三二九)	同	白玉川地区幹線 水路ほか一	酒田市富樫某は か一会社	三〇、一〇 三一、一八	三、八六五、〇〇〇 (うち三十年度分) 一、八七〇,〇〇〇	七四〇,〇〇〇	出来高不足、 粗漏工事
(三三〇)	同	福島県 大久地区溜池	日産建設株式会 社	三〇、一四 三一、一三	二、九一八、〇〇〇 (三十年度分)	三七一,〇〇〇	出来高不足
(三三一)	同	折菅地区幹線道	大栄工業株式会 社	三一、一三 三一、一三	九五三,〇〇〇	三六三,〇〇〇	粗漏工事
(三三二)	同	千咲川西地区幹 線水路	丸一建設工業株 式会社	二九、一三 三〇、一六	五、二一〇,〇〇〇 (三十年度まで) (三十年度分)	三三三,〇〇〇	出来高不足
(三三三)	金沢農地事 務局	新潟県 谷根地区幹線水 路	新潟県土木建築 工業協同組合	三〇、一〇 三一、一二	二、四四四、六〇〇 (うち三十年度分) 六五、六六六	四二二,〇〇〇	同

三面張コンクリート水路延長一、二二三メートルの新設にあたり、うち五三九メートルのコンクリート一〇六立米は一・三・六の配合で施行したこととしているが、実際は配合の悪い粗悪なもので施行しているなどのため四三九、〇〇〇円が出来高不足となっている。また、頭首工延長一五メートルの復旧にあたり、水たぎの練石張一〇二平米は胴込コンクリート平米当り〇・二五立米総量二五立米を施行したこととしているが、実際は平米当り〇・一立米総量一〇立米を施行したにすぎないなど工事の施行が粗漏なため三十二年六月の出水によりその大部が崩壊している状況で三〇一、〇〇〇円相当の工事が災害復旧の目的を達していない。

(三三四)	京都	兵庫	大平地区幹線道	播磨土建工業株 式会社ほか一名	二九、一〇 三一、一三	四、五九〇,〇〇〇 (三十年度まで) (三十年度分)	四、五九〇,〇〇〇	不適当工事
(三三五)	岡山	山口	徳佐地区幹線水 路	株式会社井森組	三〇、一三 三一、一三	一、二四一,〇〇〇 (三十年度分)	二六六,〇〇〇	出来高不足
(三三六)	同	同	菩提寺山地区幹 線道路	岡本建設興業株 式会社	三一、一〇 三一、一三	二八五,〇〇〇	四三三,〇〇〇	粗漏工事
(三三七)	同	愛媛	岩松地区干拓埋 立	株式会社宇都宮	三〇、一三 三一、一三	一、〇八三,〇〇〇 (三十年度分)	五七〇,〇〇〇	設計過大
(三三八)	熊本農地事 務局	福岡	御五神島地区船 溜	愛媛興産株式会 社	三〇、一三 三一、一三	一、七五八,〇〇〇 (三十年度分)	三六八,〇〇〇	設計過大、 出来高不足
(三三九)	同	福岡	椎田地区干拓工 事用道路	豊和産業株式会 社	三一、一三 三一、一三	一、三三六,〇〇〇 (三十年度分)	一、三三六,〇〇〇	不適当工事
(三四〇)	同	同	分田地区幹線道	浮羽郡生野某は か一名	三一、一三 三一、一三	一、七七〇,〇〇〇 (三十年度分)	二八八,〇〇〇	出来高不足
(三四一)	同	同	星野地区幹線道	株式会社橋爪組 ほか二名	三一、一三 三一、一三	二、八六六,〇〇〇 (三十年度分)	五〇四,〇〇〇	同

ポンプ式しゅんせつ船により埋立九八、一七三立米を施行するにあたり、その立米当り単価一一二円二五は一箇月間の埋立量を二一、〇〇〇立米として積算したものであるが、右のうちポンプ船の磨耗修理および消耗品費として見込んだ二九円一六は誤って一箇月間に二八、八〇〇立米を埋め立てる際の経費を計上していたものであるから二一、〇〇〇立米を基礎とした二四四、二七を見込めば足りたものである。

道路延長一、七〇二メートルおよびコンクリート橋りより二箇所の施行にあたり、路側から積石垣一、四三〇平米は控三五センチメートルの雑石を使用したこととしているが、実際はうち一、一〇四平米は現場付近で採取した不ぞろいなものを使用し、石積の施行も粗雑となっている。

別表第二 代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの(農林省) (三三四―三四一)



別表第二 代行工事の施行にあたり処置当を得ないもの(農林省) (三四二―三四六)

二八八

庁名	受託県	工事	請負人	着工年月 完成年月	工事費 円	不当事費 円	摘要
(三四二)	熊本農地事務局	大浦第一地区干拓堤塘三十二年災害復旧	日本グラウト工業株式会社ほか一名	三二、一〇 三二、三	四八七二、〇〇〇	四八七二、〇〇〇	不当事工
(三四三)	同	久保田地区干拓堤塘	佐賀郡土橋某ほか一名	三〇、五 三二、三	一五七五、〇〇〇 七五、〇〇〇	一八四三、〇〇〇	出来高不足
(三四四)	同	大福地区干拓堤塘ほか一	合資会社稲富組ほか三会社	三〇、一〇 三二、二	四〇、四〇〇 五、〇〇〇	二三三、〇〇〇	出来高不足
(三四五)	同	西川副地区干拓堤塘三十二年災害復旧	株式会社水野組ほか一会社	三二、一〇 三二、三	三三、二〇〇	一三、〇〇〇	出来高不足
(三四六)	同	東山代地区干拓堤塘	伊万里市黒川某ほか一名	三二、一 三二、三	七、三三、〇〇〇	八三、〇〇〇	同
(三四七)	同	藤津東部線開拓道路	佐賀県ほか二名	二八、九 三二、三	五、二九、〇〇〇 三、五七、〇〇〇	五、二九、〇〇〇	不当事工
(三四八)	同	南川副地区干拓堤塘三十二年災害復旧	株式会社松尾組	三二、一〇 三二、三	三、七三、〇〇〇	一、八六、〇〇〇	出来高不足
(三四九)	同	飯田高原地区幹線水路ほか一	豊州建設株式会社	三〇、一 三二、三	三、三三〇、〇〇〇 三、三三〇、〇〇〇	三、三三〇、〇〇〇	出来高不足
(三五〇)	同	昭和井路地区幹線水路ほか一	株式会社佐藤組ほか四会社	三〇、二 三二、三	一、九六三、〇〇〇 三、三三〇、〇〇〇	二、六六、〇〇〇	出来高不足、粗漏工事

三十、三十一両年度に工事費三、四七〇、九六八円をもって施行した道路延長一、〇一四メートルは二級国道佐賀、諫早線から太良町平野に至る既設の村道を幅員五メートルに拡張したものであるが、右村道は幅員四メートル程度の良好なものであり、また、二十八年度から三十一年度までに工事費一、八二一、三〇四円をもって施行した一、二七〇メートルは既設の村道にはば並行して幅員五メートルの道路を新設したものであるが、右村道は幅員四メートル程度の良好なもので、いずれも開拓者はこれを利用して営農に支障がない。

堤とう延長二、三三二メートルの復旧にあたり、練積石垣七、八二四平米は控三六センチメートルまたは四五センチメートルの間知石を使用し、胴込コンクリート平米当り〇・一八立米から〇・二四立米総量一、六三一立米を施行したこととしているが、実際は仕調の不良な間知石を使用し、胴込コンクリートは平米当り〇・一四立米から〇・一九立米程度総量一、三〇五立米を施行したにすぎず、また、盛土は一五、五五五立米を施行したこととしているが、実際は一三、八三二立米を施行したにすぎない。

水路延長二、五九一メートルの施行にあたり、うち道六一三メートルの巻立コンクリートは四九四立米、開きよ一、八五八メートルのコンクリートは四七五立米を一・三・六の配合で施行したこととしているが、実際はすい道の巻立四四四立米、開きよ四五八立米をいすれも粗悪な骨材を使用した配合の悪いもので施行したにすぎないため一、五三五、三五六円が出来高不足となっている。また、災害復旧工事で施行した開きよ一一二メートルのコンクリート七立米は一・二・四または一・三・六の配合で施行したこととしているが、実際は水を多量に使用した練混ぜつき固めの不十分な粗悪なもので施行しているためすでに各所にき裂を生じ漏水している状況で一、一六一、〇〇〇円相当の工事が災害復旧の目的を達していない。



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (二五二―三五七) 二九〇

庁名	受託県	工事	請負人	着工年月 完成年月	工事費	不当工事費	摘要
計				二四九、九二六、五六四 うち三十年度 までの分 二九、〇〇〇、〇〇〇 三十一年度分 三、二七〇、〇〇〇	五九、五六〇、〇〇〇	円	

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの (農林省)

(二五二―三五七) 農業施設

道府県	工事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 三十一年度 までの交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 国庫補助 金相当額 のうち三十二 年度以降交付す る額を以て 要する額	摘要
(三五二)	北海道	札幌市琴似地区軌道 客土	一、〇六四、七七 円	六六八、八三三 円	六六八、八三三 円	三九五、八五五 円	三三、五二三 円	設計過大
(三五三)	同	士別市ポソの沢溜池 土地改良	八七三、〇〇〇	四三六、八〇〇	四三六、八〇〇	二四七、〇〇〇	二四七、〇〇〇	出来高不足
(三五四)	同	虻田郡京極村川西水 路土地改良	一一、九九八、〇〇〇	五九九、九〇〇	五九九、九〇〇	一一、二九六、一五六	六四八、〇七八	同
(三五五)	同	石狩郡新篠津村新篠 津水路土地改良	四九〇、〇〇〇	二、七〇六、〇〇〇	二、七〇六、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	二四、五〇〇	同
(三五六)	同	瀬棚郡今金町上八束 温溜池土地改良	八、〇八三、〇〇〇	四〇四、一五〇	四〇四、一五〇	五九八、〇〇〇	二九、〇〇〇	同
(三五七)	同	空知郡北村北村水路 土地改良	九八〇、〇〇〇	五三九、〇〇〇	五三九、〇〇〇	九七〇、〇〇〇	五三、五〇〇	設計過大

(三五八)	同	空知郡南富良野村浅 野水路土地改良	四、四四一、〇〇〇	二、二二〇、五〇〇	二、二二〇、五〇〇	五九、四四四	三五九、七三	出来高不足
(三五九)	同	夕張郡長沼町南長沼 水路土地改良	八七五、六五四	四八一、五六九	四八一、五六九	三七三、九五六	二〇五、六七六	粗漏工事
(三六〇)	同	旭川市江丹別川本流 頭首工二十六年災害 復旧	三八五、〇〇〇	三〇四、三〇〇	三〇四、三〇〇	五八五、〇〇〇	四六二、五〇	事業主体負担不 足
(三六一)	同	士別市黄金溜池揚水 機二十八年災害復旧	一五、九五六、四四二	一四三六、〇七七	七三六、〇七九	八五四、〇〇〇	七六八、六〇〇	同
(三六二)	同	士別市下士別頭首工 三十年災害復旧	二、二七二、〇〇〇	一、三四一、七〇〇	五、四一五、五〇〇	八二九、〇〇〇	五三、八四四	同
(三六三)	同	名寄市日進頭首工三 十年災害復旧	三、二八九、〇〇〇	一九一六、五〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、六六六、〇〇〇	一、三九九、七六〇	同
(三六四)	同	上川郡風連町二十九 線頭首工三十年災害 復旧	四、七三三、八四〇	四、〇六六、四三二	一、〇〇〇、〇〇〇	三、四一、〇〇〇	二、九三二、六〇	事業主体負担不 足
(三六五)	同	網走郡津別町豊永頭 首工二十八年災害復 旧	二、九四九、〇〇〇	二、四四二、九〇〇	一、五五四、七九七	二七五、〇〇〇	三、五五〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(三六六)	同	雨竜郡秩父別村滝の 上乙頭首工二十八年 災害復旧	二、五三三、一五六	二、三二六、八四二	二、三二六、八四二	六九〇、二八九	六三、二六〇	設計過大、事業 主体負担不足
(三六七)	同	雨竜郡秩父別村滝の 上丙頭首工二十八年 災害復旧	四、六八一、三四	四、一五五、三三〇	三、七〇〇、〇五九	四〇八、三三三	三、六七四、五四	同

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (三五八―三六七) 二九一



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (三六八―三七五) 二九二

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 三十一年度 までの交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 国庫補助 金相当額 うち三十二年 度以降交付予 要する額	摘 要
北海道	雨竜郡沼田町更新第三幹線頭首工二十八年災害復旧	沼田町土地改良区	1,101,000	99,900	99,900	1,101,000	99,900	改良工事その他補助の対象としてはならないもの
	雨竜郡幌加内村長留内農地二十八年災害復旧	幌加内村開拓農業協同組合	1,301,000	1,171,300	1,171,300	1,171,300	1,301,000	出来高不足、事業主体負担不足
	雨竜郡妹背牛町大鳳地区馬橋客土	妹背牛町農業協同組合	6,400,000	3,105,000	3,105,000	2,296,000	9,506,000	同
	河東郡音更町下音更地区暗渠排水	音更町土地改良区	2,370,000	2,159,000	2,159,000	2,157,000	5,791,500	設計過大、事業主体負担不足
	河東郡音更町東中土幌地区暗渠排水	同	1,946,000	883,600	883,600	1,013,000	4,554,000	同
	上磯郡木古内町鶴岡頭首工二十六年災害復旧	受益者共同施行	6,470,000	5,282,400	5,282,400	2,990,000	2,451,800	出来高不足
	上川郡神楽町西神楽水路二十八年災害復旧	聖台土地改良区	10,000,000	9,000,000	7,100,000	1,576,000	1,418,400 (1,418,400)	事業主体負担不足
	水路延長四八メートルを工事費一〇,〇〇〇,〇〇〇円で復旧したこととしてゐるが、実際は国庫補助金を下回る八、四二四、〇〇〇円で工事を施行したにすぎず、事業主体はその負担したとしてゐる一、〇〇〇,〇〇〇円を全く負担していないばかりでなく五七六、〇〇〇円の剰余を生ずることとなっている。							
	上川郡上川町共進頭首工二十八年災害復旧	上川土地改良区	7,321,000	6,555,800	4,500,000	918,000	826,100 (2,611,000)	事業主体負担不足
	上川郡当麻村中央頭首工二十八年災害復旧	当麻村	37,944,000	34,185,600	2,565,599	2,433,000	2,180,700 (2,180,700)	設計過大、事業主体負担不足

(三七六) 同 上川郡当麻村中央頭首工二十八年災害復旧 当麻村 三七九四四〇〇〇 三四一八五六一〇〇 二、五六一、五九九 二、四三三、〇〇〇 (二、一八〇、七〇〇) 設計過大、事業主体負担不足

(三七七) 同 上川郡比布村中島頭首工二十八年災害復旧 比布土地改良区 二、九四四、〇〇〇 二、六八五、六〇〇 二、六八五、六〇〇 二、四〇〇、〇〇〇 二、二六〇、〇〇〇 事業主体負担不足

(三七八) 同 上川郡風連町第二地区暗渠排水 風連農業協同組合 一、二四〇、〇〇〇 五、一三九、〇〇〇 五、一三九、〇〇〇 五、一〇〇、〇〇〇 三、四〇〇、〇〇〇 同

(三七九) 同 上川郡風連町日進地区暗渠排水 同 一、二四〇、〇〇〇 五、一三九、〇〇〇 五、一三九、〇〇〇 四、五〇〇、〇〇〇 二、〇一五、〇〇〇 同

(三八〇) 同 紋別郡西興部村忍路子農道二十八年災害復旧 西興部村 一、六七八、〇〇〇 一、五、〇一、〇〇〇 一、五、〇一、〇〇〇 七、七六、四四九 六、四四八、〇〇〇 粗漏工事

(三八一) 同 夕張郡長沼町南長沼地区区画整理 南長沼土地改良区 一、五五〇、〇〇〇 六、九七五、〇〇〇 六、九七五、〇〇〇 二、〇八五、〇〇〇 九、三八、二五〇 出来高不足、事業主体負担不足

計 三〇六、六六〇、九四五 二、〇一八、五〇、〇〇〇 一、五、一、七、七、五、四四 二、五、五、七、七、四三四 一、七、三、八、二、一七二 (七、九六五、一八八)

(三八二) 青森県 青森市石山溜池二十年災害復旧 受益者共同施行 七四五、〇〇〇 四八四、一五〇 四八四、一五〇 七四五、〇〇〇 四八四、一五〇 粗漏工事、事業主体負担不足

(三八三) 同 上北郡天間林村坪水路三十年災害復旧 坪土地改良区 六八四、〇〇〇 四、四三三、〇〇〇 一、八三三、〇〇〇 二、二六二、〇〇〇 (一、四〇〇、〇〇〇) 設計過大、事業主体負担不足

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (三七六―三八三) 二九三

ずい道延長三〇九メートルの支保工の用材および巻立用型わくはいずれも一回使用で施行したこととしてゐるが、実際は二回または三回使用することができたなどのため工事費は四、六六二、〇〇〇円にすぎず、事業主体はその負担したと



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (三三八四―三三九〇) 二九四

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうちに 三十一年度 までの交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 国庫補助 金相当額 のうち三十二 年度以降交付す る額を 要する額	摘 要
(三三八四)	青森県	北津縣郡金木町安次郎溜池二十六年災害復旧	八四八,〇〇〇	五五二,〇〇〇	五五二,〇〇〇	八四八,〇〇〇	五五二,〇〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(三三八五)	同	中津縣郡相馬村藤沢下頭首工二十八年災害復旧	二七〇,〇〇〇	二四八,〇〇〇	一九〇,三五〇	四八六,〇〇〇	(四三七,四〇〇)	設計 過 大
(三三八六)	同	西津縣郡藤ヶ沢町長平地区開拓道路開設	二七二,〇〇〇	一三九,一〇〇	一三九,一〇〇	六四,〇〇〇	三二,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(三三八七)	同	東津縣郡平内町松野木地区客土	三四五,〇〇〇	一〇三,五〇〇	一〇三,五〇〇	八四,〇〇〇	二四,一〇〇	同
(三三八八)	宮城県	伊具郡丸森町立石頭首工二十八年災害復旧	五五,〇〇〇	三六,〇五〇	三六,〇五〇	四七,九〇〇	三二,三五〇	改良工事その他補助の対象としてはならないもの
(三三八九)	同	栗原郡一迫町西風水路土地改良	一〇,一〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	八六四,〇〇〇	三四五,六〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(三三九〇)	同	玉造郡岩出山町金田農地二十九年災害復旧	二,五〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	八五,五〇〇	九八,七五〇	(四六四,三七五)	設計過大、事業主体負担不足
計			二,五〇〇,〇〇〇	一,二五〇,〇〇〇	八五,五〇〇	九八,七五〇	(四六四,三七五)	

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうちに 三十一年度 までの交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 国庫補助 金相当額 のうち三十二 年度以降交付す る額を 要する額	摘 要
(三三九一)	同	遠田郡田尻町蕪栗堤塘二十八、二十九年災害復旧	二,四七五,〇〇〇	一六〇,八七五	一,三四九,六〇〇	三八〇,〇〇〇	二四七,〇〇〇	事業主体負担不足
(三三九二)	秋田県	大館市川口中島水路二十八年災害復旧	四,三〇〇,〇〇〇	二,八三四,〇〇〇	二,四四四,〇〇〇	六九六,三三五	四五六,六一八	出来高不足、事業主体負担不足
(三三九三)	同	大館市下川沿中島農地二十七年災害復旧	七八〇,〇〇〇	四,六〇〇,〇〇〇	四,五八,〇〇〇	九七,〇〇〇	五九,二〇〇	事業主体負担不足
(三三九四)	同	大館市二井田頭首工二十七年災害復旧	一,一七四,〇〇〇	七六三,一〇〇	七六三,一〇〇	一,一七四,〇〇〇	七六三,一〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(三三九五)	同	大館市雪沢頭首工二十六年災害復旧	二,二九五,〇〇〇	一,七七一,五〇〇	一,六六四,五五〇	二九六,二〇〇	三六〇,七四〇	事業主体負担不足
(三三九六)	同	本荘市大谷地水路二十七年災害復旧	二,〇八〇,〇〇〇	一,五二二,〇〇〇	一,五二二,〇〇〇	五五六,〇〇〇	三六七,九〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(三三九七)	同	雄勝郡東成瀬村岩井川水路土地改良	七六五,〇〇〇	三,〇六〇,〇〇〇	三,〇六〇,〇〇〇	九四〇,〇〇〇	三七六,〇〇〇	出来高不足
(三三九八)	同	鹿角郡花輪町花輪地区区画整理	一,五五九,〇〇〇	四,六七七,〇〇〇	四,六七七,〇〇〇	一,九三〇,七三五	五七九,三三二	事業主体負担不足
(三三九九)	同	鹿角郡八幡平村桐木水路三十年災害復旧	六六五,〇〇〇	四三二,二五〇	四三二,二五〇	六六五,〇〇〇	四三二,二五〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(四〇〇〇)	同	北秋田郡合川町李岱頭首工三十年災害復旧	五,二二五,〇〇〇	三,〇六五,七五〇	二,〇七二,八七五	三七五,四八〇	(三〇,九六九)	事業主体負担不足
(四〇〇一)	同	北秋田郡田代町花岡越溜池二十六年災害復旧	二,〇一三,〇〇〇	一,五二九,八八〇	一,四七四,四五〇	二九四,二二五	(三三,五三五)	同
(四〇〇二)	同	北秋田郡比内町大巻溜池二十七年災害復旧	一,一〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	七五,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	七五,〇〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (三三九一―四〇二二) 二九五



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四〇三―四〇九) 二九六

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に対する国庫補助金相当額のうち三十二年以降交付予定額中減額を要する額	摘 要
(四〇三)	秋田県	仙北郡田沢湖町梅沢地区区画整理	二,五〇〇,〇〇〇 円	三,七五〇,〇〇〇 円	三,七五〇,〇〇〇 円	八〇〇,〇〇〇 円	二四〇,〇〇〇 円	事業主体負担不足
(四〇四)	同	平鹿郡大森町拳割沢頭首工二十八年度災害復旧	九五五,〇〇〇	七五五,〇〇〇	七五五,〇〇〇	四二五,〇〇〇	二六九,五〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(四〇五)	同	平鹿郡雄物川町福地旧農地二十八年度災害復旧	一,三三〇,〇〇〇	一,一八〇,〇〇〇	五〇〇,一〇〇	二五〇,〇〇〇	(三三〇,〇〇〇) (三三〇,〇〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
計			六四,七五七,〇〇〇	三〇,五九六,三〇〇	二八,一九八,二五〇	一〇,五〇九,八七五	五,七〇〇,三六七 (一,〇四九,九九七)	
(四〇六)	福島県	伊達郡保原町東根川水路三十一年度災害復旧	七,七六六,二六六	四,七七〇,〇〇〇	四,七七〇,〇〇〇	五,八〇五,九四〇	三,七三六,六一	改良工事その他補助の対象としてはならないもの
(四〇七)	同	会津若松市黒川頭首工二十八年度災害復旧	一,二七六,〇〇〇	七六五,七〇〇	四八三,〇〇〇	三四一,〇〇〇	(三二六,五〇〇) (三二六,五〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(四〇八)	同	会津若松市赤井地区区画整理	二,九七五,〇〇〇	八九三,二五〇	八九三,二五〇	八七七,五〇〇	二六三,二五〇	事業主体負担不足
(四〇九)	同	会津若松市若松地区区画整理	一,六五八,〇〇〇	五八,九四〇,〇〇〇	五八,九四〇,〇〇〇	六五八,〇〇〇	一,九七四,〇〇〇	同
		農地九五一町の区画整理を工事費一九六,五八〇,〇〇〇円で施行したこととしていますが、実際は一九〇,〇〇〇,〇〇〇						

円で施行しており、事業主体はその負担したとして一三三、七、六〇六、〇〇〇円のうち六、五八〇、〇〇〇円を負担して

(四一〇) 同

大沼郡会津高田町高田地区区画整理

高田町土地改良区

事業主体負担不足

農地四八一町の区画整理を工事費五五、二六〇、〇〇〇円で施行したこととしていますが、実際は四七、八一三、〇〇〇円で施行しており、事業主体はその負担したとして三六、四二五、〇〇〇円のうち七、四四七、〇〇〇円を負担して

(四一一) 同

双葉郡富岡町滝沢池二十九年度災害復旧

南郷土地改良区

粗漏工事、事業主体負担不足

堤より延長一〇九メートルの復旧にあたり、前はがね土三、九〇三立米を施行したこととしていますが、実際はつき固めが不十分なためすでにうんでいる状況で工事の施行が粗漏となっており災害復旧の目的を達していない。なお、工事は一、四〇〇、〇〇〇円で施行しており、事業主体はその負担したとして七〇〇、〇〇〇円のうち六〇〇、〇〇〇円を負担して

(四一二) 同

耶麻郡西会津町高橋農道二十八年度災害復旧

新郷土地改良区

粗漏工事、事業主体負担不足

計

二六六,〇三三,七六六

一〇,三九一,一六一

(四一三) 茨城県

稲敷郡河内村庄布川地区区画整理

新利根上流土地改良区

設計過大、事業主体負担不足

農地一七一町の区画整理にあたり、農道延長二二、八四九メートルの盛土は三五、一八四立米を六〇〇メートルから八〇〇メートル運搬したこととしていますが、実際は二二、九九六立米を二〇〇メートルから八〇〇メートル運搬すれば足りたなどのため工事費は一六、一九二、八〇〇円にすぎず、事業主体はその負担したとして一三、〇八〇、九〇〇円のうち三、七三〇、二〇〇円を負担して

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四一〇―四一四) 二九七



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四一五一四二二) 二九八

道府県	工 事	事業主体	工 事 費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 三十一年度 までの交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 国庫補助 金相当額 うち三十二年 度以降交付す る額 要する額	摘 要
(四一五)	茨城県 西茨城郡岩間町岩間 水路土地改良	岩間町土地 改良区	一八四七,〇〇〇 円	七三九,一〇〇 円	七三九,一〇〇 円	四〇六四,〇〇〇 円	一六三五,六〇〇 円	設計過大、事業 主体負担不足
(四一六)	同	同	同	同	同	同	同	同
(四一七)	栃木県 佐野市高萩揚水機土 地改良	高萩土地改 良区	六,六五〇,〇〇〇	二,六六〇,〇〇〇	二,六六〇,〇〇〇	九三〇,〇〇〇	三三二,〇〇〇	事業主体負担不 足
(四一八)	同	同	同	同	同	同	同	同
(四一九)	同	同	同	同	同	同	同	同
(四二〇)	同	同	同	同	同	同	同	同
(四二一)	同	同	同	同	同	同	同	同
計			一〇〇,六六二,〇〇〇	三六,五五五,四八六	三六,五五五,四八六	五〇八,八八〇	一八六,九七三,六 (四七三,九九三)	

(四二二)	神奈川県 厚木市金田水路土地 改良	金田土地改 良区	八,四二五,〇〇〇	三,七三〇,〇〇〇	三,七三〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	出来高不足、事 業主体負担不 足
(四二三)	新潟 糸魚川市天ヶ島水路 二十八年災害復旧	受益者共同 施行	一,七二〇,〇〇〇	一一八,〇〇〇	一一八,〇〇〇	三五〇,〇〇〇	三七五,〇〇	設計過大、事業 主体負担不足
(四二四)	同	同	同	同	同	同	同	同
(四二五)	同	同	同	同	同	同	同	同
(四二六)	同	同	同	同	同	同	同	同
(四二七)	同	同	同	同	同	同	同	同
(四二八)	同	同	同	同	同	同	同	同
(四二九)	同	同	同	同	同	同	同	同
(四三〇)	同	同	同	同	同	同	同	同

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四二二一四三〇) 二九九

(四三〇)	中蒲原郡亀田町亀田 地区区画整理	亀田郷土地 改良区	七,六三三,四〇七	二,八四九,七七一	二,八四九,七七一	二九八,〇〇〇	二,七七七,三 足	事業主体負担不 足
-------	---------------------	--------------	-----------	-----------	-----------	---------	--------------	--------------

農地一、二五三町の区画整理を工事費二二五、七八二、三四〇円で施行したとされているが、実際は一一八、四四六、三  
四〇円で施行しており、事業主体はその負担したとされている八八、〇四七、六四〇円のうち七、三三六、〇〇〇円を負担し  
ていない。

北蒲原郡水原町南部  
地区区画整理

北蒲原郡南  
部土地改良  
区

農地一、二五三町の区画整理を工事費二二五、七八二、三四〇円で施行したとされているが、実際は七三、五一〇、九〇〇円  
で施行しており、事業主体はその負担したとされている五四、〇四五、一〇〇〇円のうち三、六九六、〇〇〇円を負担してい  
ない。

北蒲原郡加治川村加  
治地区暗渠排水

北蒲原郡加  
治郷

長岡市上前島町ほか  
二地区区画整理

宮内

直江津市保倉地区区  
画整理

保倉

小千谷市高梨農地二  
十七年災害復旧

南部郷土地  
改良区

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四三二—四三八) 三〇〇

道府県	工	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に對する国庫補助金相当額のうち三十二年(度)以降交付する額を要する額	摘要
(四三二) 新潟県	中蒲原郡白根町下塩俵ほか三地区暗渠排水	白根郷土地改良区	二,四四三,一〇〇	六,四三七,三三〇	六,四三七,三三〇	三,一八五,〇〇〇	九,五五〇,〇〇〇	事業主体負担不足
(四三二) 同	中頸城郡妙高村横江頭首工二十八年度災害復旧	受益者共同施行	七六〇,〇〇〇	六,九四〇,〇〇〇	六,九四〇,〇〇〇	四四〇,〇〇〇	三,九六〇,〇〇〇	粗漏工事
(四三三) 同	西蒲原郡弥彦村弥彦地区区画整理	西蒲原土地改良区	三,七六六,〇〇〇	九,五三三,八〇〇	九,五三三,八〇〇	二,六八二,六九三	八〇四,八〇七	事業主体負担不足
(四三四) 同	計		三七九,八二二,四三二	一三三,八四七,四九二	一三三,八四七,四九二	二五,八二二,六九三	八,七〇三,四九〇	(一,二五三,九〇〇)
(四三五) 同	富山県	富山県	一八,〇七七,〇〇〇	九,〇〇〇,八五〇	九,〇〇〇,八五〇	一,三三六,二八一	五六八,一四〇	粗漏工事
(四三六) 同	石川	金沢市(旧湯涌谷村)	三六〇,〇〇〇	三,三三二,〇〇〇	一,七三三,五〇〇	四〇八,〇〇〇	三,七二〇,〇〇〇	出来高不足
(四三七) 同	輪島市鈴屋農地二十八年災害復旧	町野町農業協同組合	五七八,〇〇〇	五,一〇二,二〇〇	一,六一二,〇〇〇	三三三,〇〇〇	一,〇〇七,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(四三八) 同	鹿島郡鹿島町高島水路二十八年度災害復旧	御租	九七八,〇〇〇	八,八〇二,二〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	二四二,二四〇	二,七二一,六〇〇	事業主体負担不足
(四三九) 同	河北郡津幡町瓜生堤塘二十七年度災害復旧	津幡町(旧羽咋郡河合合村)	一,八三四,〇〇〇	一,三九三,八三〇	一,三九三,八三〇	四六一,〇〇〇	三,五〇三,六〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(四四〇) 同	河北郡森本町滝下松復旧	森本	五五五,〇〇〇	三,八八五,〇〇〇	二,九五四,〇〇〇	五五五,〇〇〇	三,八八五,〇〇〇	同
(四四一) 同	河北郡森本町竹又農地二十七年度災害復旧	同(旧三谷村)	三,〇五〇,〇〇〇	一,九二九,五三六	一,八六四,六四〇	四〇〇,〇〇〇	二,五六〇,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(四四二) 同	能美郡根上町浜地区区画整理	根上町砂丘地区土地改良	三,〇〇〇,〇〇〇	六,六〇〇,〇〇〇	六,六〇〇,〇〇〇	一,二四〇,〇〇〇	三,七二〇,〇〇〇	事業主体負担不足
(四四三) 同	羽咋郡志賀町大坂溜池二十八年度災害復旧	下甘田農業協同組合	五二五,〇〇〇	三,四二二,二五〇	二,五三三,五〇〇	五二五,〇〇〇	三,四二二,二五〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(四四四) 同	計		三三,一〇〇,〇〇〇	一五,三六五,五六	一三,七六三,三四〇	四,〇五三,三四〇	二,四九九,二二六	(一,〇六七,三九二)
(四四五) 同	福井県	大飯郡大飯町川上水路二十八年度災害復旧	二,三三三,〇〇〇	二,〇〇七,〇〇〇	二,〇〇七,〇〇〇	三三三,〇〇〇	二,〇〇七,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(四四六) 同	大飯郡大飯町川上水路二十九年度災害復旧	同	三,五九七,〇〇〇	三,〇三二,四〇〇	二,八八四,七〇〇	三,五九七,〇〇〇	三,〇三二,四〇〇	同
(四四七) 同	遠敷郡名田庄村小倉頭首工二十八年度災害復旧	知三農業協同組合	二,二八八,〇〇〇	二,〇五九,二〇〇	六,六六〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	四,三三〇,〇〇〇	事業主体負担不足
(四四八) 同	三方郡美浜町野口農地二十八年度災害復旧	耳	四,〇五五,〇〇〇	三,六四九,五〇〇	三,五九九,一〇〇	九二,〇〇〇	八,六四九,九〇〇	(五〇,四〇〇)
(四四九) 同	計		一,二一三,三〇〇	一〇,七三〇,八八〇	九,一五〇,五三〇	二,〇三三,〇〇〇	一,七九九,一八〇	(六,一九一,五〇〇)
(四四九) 同	山梨県	甲府市相川溜池土地改良	七,四四四,〇〇〇	三,三三三,四〇〇	三,三三三,四〇〇	五七八,五〇〇	二,四六六,〇〇〇	出来高不足
(四四九) 同	大月市五ヶ堰水路土地改良	五ヶ堰	一,六三九,〇〇〇	六,六四一,六〇〇	六,六四一,六〇〇	六七四,九八五	二,六九九,九八四	出来高不足、事業主体負担不足
(四四九) 同	北巨摩郡須玉町八巻農道開設	江草村	三,四〇〇,〇〇〇	一,三六〇,〇〇〇	一,三六〇,〇〇〇	一一八,三〇〇	四,七三〇,〇〇〇	同

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四三九—四四九) 三〇一

道府県	工	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に對する国庫補助金相当額のうち三十二年(度)以降交付する額を要する額	摘要
(四三九) 同	河北郡森本町滝下松復旧	森本	五五五,〇〇〇	三,八八五,〇〇〇	二,九五四,〇〇〇	五五五,〇〇〇	三,八八五,〇〇〇	同
(四四〇) 同	河北郡森本町竹又農地二十七年度災害復旧	同(旧三谷村)	三,〇五〇,〇〇〇	一,九二九,五三六	一,八六四,六四〇	四〇〇,〇〇〇	二,五六〇,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(四四一) 同	能美郡根上町浜地区区画整理	根上町砂丘地区土地改良	三,〇〇〇,〇〇〇	六,六〇〇,〇〇〇	六,六〇〇,〇〇〇	一,二四〇,〇〇〇	三,七二〇,〇〇〇	事業主体負担不足
(四四二) 同	羽咋郡志賀町大坂溜池二十八年度災害復旧	下甘田農業協同組合	五二五,〇〇〇	三,四二二,二五〇	二,五三三,五〇〇	五二五,〇〇〇	三,四二二,二五〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(四四三) 同	計		三三,一〇〇,〇〇〇	一五,三六五,五六	一三,七六三,三四〇	四,〇五三,三四〇	二,四九九,二二六	(一,〇六七,三九二)
(四四四) 同	福井県	大飯郡大飯町川上水路二十八年度災害復旧	二,三三三,〇〇〇	二,〇〇七,〇〇〇	二,〇〇七,〇〇〇	三三三,〇〇〇	二,〇〇七,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(四四五) 同	大飯郡大飯町川上水路二十九年度災害復旧	同	三,五九七,〇〇〇	三,〇三二,四〇〇	二,八八四,七〇〇	三,五九七,〇〇〇	三,〇三二,四〇〇	同
(四四六) 同	遠敷郡名田庄村小倉頭首工二十八年度災害復旧	知三農業協同組合	二,二八八,〇〇〇	二,〇五九,二〇〇	六,六六〇,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	四,三三〇,〇〇〇	事業主体負担不足
(四四七) 同	三方郡美浜町野口農地二十八年度災害復旧	耳	四,〇五五,〇〇〇	三,六四九,五〇〇	三,五九九,一〇〇	九二,〇〇〇	八,六四九,九〇〇	(五〇,四〇〇)
(四四八) 同	計		一,二一三,三〇〇	一〇,七三〇,八八〇	九,一五〇,五三〇	二,〇三三,〇〇〇	一,七九九,一八〇	(六,一九一,五〇〇)
(四四九) 同	山梨県	甲府市相川溜池土地改良	七,四四四,〇〇〇	三,三三三,四〇〇	三,三三三,四〇〇	五七八,五〇〇	二,四六六,〇〇〇	出来高不足
(四四九) 同	大月市五ヶ堰水路土地改良	五ヶ堰	一,六三九,〇〇〇	六,六四一,六〇〇	六,六四一,六〇〇	六七四,九八五	二,六九九,九八四	出来高不足、事業主体負担不足
(四四九) 同	北巨摩郡須玉町八巻農道開設	江草村	三,四〇〇,〇〇〇	一,三六〇,〇〇〇	一,三六〇,〇〇〇	一一八,三〇〇	四,七三〇,〇〇〇	同



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四五〇―四五六) 三〇二

道府県	工 事	事業主体	工 事 費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 三十一年度 までの交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 国庫補助 金相当額 のうち三十二 年度以降交付す る額(交付予 定額中減額を 要する額)	摘 要
(四五〇)	山梨県	北巨摩郡長坂町塚川 溜池土地改良	六、二五〇、〇〇〇 円	二、七二六、〇〇〇 円	二、七二六、〇〇〇 円	八、四四〇、〇〇〇 円	三三、三六〇 円	事業主体負担不足
(四五一)	同	中巨摩郡敷島町吉沢 上組堰水路土地改良	三、六五〇、五〇〇	一、四六〇、二〇〇	一、四六〇、二〇〇	六、八二〇、〇〇〇	二七、二八〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(四五二)	同	中巨摩郡田富村西花 輪水路土地改良	一、三九二、〇〇〇	五、五六八、〇〇〇	五、五六八、〇〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇 円	同
(四五三)	同	西八代郡下部町杉の 木頭首工二十八年度災 害復旧	一、〇七三、〇〇〇	九、九五七、〇〇〇	九、九五七、〇〇〇	二、四三三、〇〇〇	二、八七〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(四五四)	同	東八代郡石和町神明 水路土地改良	七、九〇〇、〇〇〇	三、一六〇、〇〇〇	三、一六〇、〇〇〇	一、一六七、〇〇〇	四、六六八、〇〇〇 円	事業主体負担不足
(四五五)	計	恵那郡阿木村奥平堤 塘二十八年度災害復旧	五、九七〇、五〇〇	二、五〇九、四〇〇	二、五〇九、四〇〇	七、九七七、七五〇	三、三五八、二四〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(四五六)	同	恵那郡阿木村根木屋 橋梁二十八年度災害復 旧ほか一	一、一五三、〇〇〇	一、一三七、〇〇〇	四、五〇九、九〇〇	三、三三三、〇〇〇	二、九八八、〇〇〇 円 (一、八五四、〇〇〇)	事業主体負担不足

水路延長二、四四〇メートルの施行にあたり、から積石垣は七、五四六平米を法長一・五メートルから一・七メートルで、裏込ぐり石平米当り〇・一五立米から〇・三立米総量一、六〇三立米を施行したこととして、実際は七、〇八五平米を法長一・二メートルから一・六メートルで、裏込ぐり石〇・一立米から〇・一八立米総量一、〇三五立米を施行したにすぎないなどのため工事費は一、二二〇、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして六、二九九、八〇〇円のうち二、七〇〇、〇〇〇円を負担していない。

(四五七)	同	恵那郡山岡町遠山地 区画整理	二、三三〇、七〇〇	六、三九一、〇〇〇	六、三九一、〇〇〇	七、五五〇、〇〇〇	三、六五〇 円	同
(四五八)	同	海津郡海津町東江地 区画整理	二、八二六、二〇〇	一、〇四六、一〇〇	一、〇四六、一〇〇	一、〇〇四、〇〇〇	三、七三三、九六〇 円	同
(四五九)	同	吉城郡上宝村上宝地 区開墾建設	二、二一八、〇〇〇	六、〇五九、〇〇〇	六、〇五九、〇〇〇	一、八一八、〇〇〇	九、〇九〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(四六〇)	静岡県	庵原郡庵原村広瀬農 道開設	三、三八〇、〇〇〇	二、四九〇、九八〇	二、四九〇、九八〇	四、一四三、〇〇〇	二、〇一八、〇九六 円 (一、八五四、〇〇〇)	粗漏工事、事業主体負担不足
(四六一)	同	小笠郡浜岡町池新田 地区客土	四、四七〇、〇〇〇	一、三三七、一〇〇	一、三三七、一〇〇	一、三〇三、〇〇〇	三、九〇、九〇〇 円	設計過大、事業主体負担不足
(四六二)	同	小笠郡浜岡町池新田 農地二十七年度災害復 旧	一、五六二、〇〇〇	七、八一、〇〇〇	七、八一、〇〇〇	四、五三三、〇〇〇	三、三六〇、〇〇〇 円	事業主体負担不足
(四六三)	同	浜名郡浜北町北浜地 区客土	一、八五一、〇〇〇	五、五五三、一〇〇	五、五五三、一〇〇	二、二六〇、四五六 円	六、七八、二二六 円	同
(四六四)	同	浜名郡浜北町永島水 路土地改良	一、〇四〇、〇〇〇	四、一六〇、〇〇〇	四、一六〇、〇〇〇	一、六三三、四七三 円	六、五二、五八九 円	出来高不足、事業主体負担不足
(四六五)	愛知県	岡崎市屋根場先頭首 工二十八年度災害復旧	八、九三、〇〇〇	六、六〇、九〇〇	六、六〇、九〇〇	二、七七一、〇〇〇	一〇、五〇〇、〇〇〇 円	出来高不足
(四六六)	同	豊橋市二回農地二十 八年災害復旧	一、一〇〇、〇〇〇	九、九〇、〇〇〇	九、九〇、〇〇〇	五、五六、〇〇〇	五、〇〇、〇〇〇 円	事業主体負担不足
(四六七)	同	豊橋市天津新田堤塘 二十八年度災害復旧ほか 七	八、一五、〇〇〇	七、三三、二五〇	一、五四七、〇〇〇	一、二八五、〇〇〇	一、〇六六、五〇〇 円 (一、〇六六、四〇〇)	同

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四五七―四六七) 三〇三  
天津新田堤とろほか七工事を八、一三五、〇〇〇円で復旧したこととしているが、実際は国庫補助金を下回る六、九五〇、



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四六八一四七四) 三〇四

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のうちに三十一年度までの交付額	補助工事費から除外すべき額	同上に對する国庫補助金相当額(うち三十二年度以降交付予定額を減額する額)	摘 要
(四六八)	愛知県	西尾市北浜水路地盤変動対策	北浜悪水地改良区	二四,六〇〇,〇〇〇	二,三〇〇,〇〇〇	二,三〇〇,〇〇〇	八〇〇,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(四六九)	同	西尾市将監水路二十年災害復旧	寺津	五,三七〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	四,五〇〇,〇〇〇	一,二六七,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(四七〇)	同	西尾市中根新田樋門二十年災害復旧	寺津土地改良区	八,六三〇,〇〇〇	七,七八八,八〇〇	七,七六八,八〇〇	六二,九〇〇	事業主体負担不足
(四七一)	同	西尾市福地区区画整理	福地	五,三六三,〇〇〇	一,五七五,六〇〇	一,三七八,六〇〇	八,六六九,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(四七二)	同	半田市七本木溜池二十年災害復旧	半田市	二,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	出来高不足
(四七三)	同	渥美郡田原町谷熊水路土地改良	谷熊土地改良区	二,一八〇,〇〇〇	四,七四四,〇〇〇	四,七四四,〇〇〇	九〇,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(四七四)	同	渥美郡田原町野田水路土地改良	野田	二,三〇〇,〇〇〇	八,五二〇,〇〇〇	八,五二〇,〇〇〇	七九,〇〇〇	同

〇〇〇円で工事を施行したにすぎず、事業主体はその負担したとして八一三、五〇〇円を全く負担していないばかりでなく三七一、五〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

水路延長七八メートルの復旧にあたり、側壁は配合比一・三・六のコンクリートで、上幅一五センチメートル、下幅二四センチメートル、高さ八八センチメートル総量二七一立米、基礎コンクリート一五立米を施行したこととして、四センチメートル、高さ八八センチメートル総量二七一立米、基礎コンクリート一五立米を施行したこととして、が、実際は現場付近の土砂を混入した配合の粗悪なコンクリートで高さ九〇センチメートル、下幅二四センチメートル総量二七七立米を施行し基礎コンクリートは全く施行しないなどのため一、二六七、〇〇〇円が出来高不足となっている。なお、工事は国庫補助金を下回る四、七七五、〇〇〇円で施行しており、事業主体はその負担したとして五三三、七〇〇円を全く負担していないばかりでなく二八、三〇〇円の剰余を生ずることとなっている。

(四七五)	同	海部郡飛島村筏川堤塘二十年災害復旧	飛島用悪水	一,二四五,〇〇〇	九五六,五〇〇	九五六,五〇〇	一,一四五,〇〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(四七六)	同	知多郡知多町浦浜新田農地二十年災害復旧	知多町(旧八幡町)	一,七四四,〇〇〇	一,五九六,六〇〇	一,五九六,六〇〇	三三六,九〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(四七七)	同	知多郡豊浜町乙方水路土地改良	乙方土地改良区	二,一〇〇,〇〇〇	四,七二〇,〇〇〇	四,七二〇,〇〇〇	六八,〇〇〇	事業主体負担不足
(四七八)	同	西加茂郡猿投町枝下水路二十年災害復旧	明治用水	二,六〇〇,〇〇〇	二,五二〇,〇〇〇	二,二四四,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	同
(四七九)	同	額田郡幸田町深溝地区客土	深溝	四,八八〇,〇〇〇	一,四六二,〇〇〇	一,四六二,〇〇〇	七三,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(四八〇)	同	東春日井郡高蔵寺町玉野水路土地改良	玉野用水	一,三五六,五〇〇	五,四三六,六〇〇	五,四三六,六〇〇	八〇,〇〇〇	事業主体負担不足
(四八一)	同	碧海郡桜井町桜井地区区画整理	桜井町	四,五八八,〇〇〇	一,六三三,二〇〇	一,六三三,二〇〇	七〇,〇〇〇	同
(四八二)	同	碧海郡高浜町腰落堤塘二十年災害復旧	高浜町	一,七八三,〇〇〇	一,六〇四,七〇〇	九〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	出来高不足
(四八三)	同	碧海郡知立町割目川堤塘二十年災害復旧	知立町	二,九八〇,〇〇〇	二,四六六,〇〇〇	一,七二〇,〇〇〇	六五〇,〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(四八四)	同	南設楽郡鳳来町一色頭首工二十年災害復旧	鳳来寺土地改良区	九三六,〇〇〇	八四二,四〇〇	八四二,四〇〇	四三,〇〇〇	同
(四八五)	三重県	上野市井地川水路二十年災害復旧	上野市	三,四〇〇,〇〇〇	一,〇二一,一〇〇	九三三,〇〇〇	三,四三三,九〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
計				三三,四〇〇,一〇〇	一〇二,一〇一,一〇〇	九三,三〇一,〇〇〇	三,四三三,九〇〇	(一,一四一,九一〇)

(一〇一ページ参照)

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四七五一四八五) 三〇五



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四八六―四九五) 三〇六

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 三十一年度 までの交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 国庫補助 金相当額 のうち三十二 年度以降交付予 要する額	摘 要
(四八六)	上野市天神溜池二十 八年災害復旧 (一〇二ページ参照)	上野市	一、四一六、〇〇〇 円	一、〇三二、四〇〇 円	一、〇三二、四〇〇 円	二九四、〇〇〇 円	二六四、〇〇〇 円	事業主体負担不 足
(四八七)	上野市並木農地二十 八年災害復旧 (一〇二ページ参照)	同	三、三六三、〇〇〇	三、〇四四、七〇〇	三、〇四四、七〇〇	一、二二一、〇〇〇	一、〇〇八、九〇〇	設計過大、事業 主体負担不足
(四八八)	上野市服部農地二十 八年災害復旧 (一〇二ページ参照)	同	七、七六六、〇〇〇	七、〇〇七、四〇〇	七、〇〇七、四〇〇	二、〇六五、〇〇〇	一、八五八、五〇〇	同
(四八九)	上野市守田農地二十 八年災害復旧 (一〇二ページ参照)	同	三、〇六〇、〇〇〇	二、七五四、〇〇〇	二、七五四、〇〇〇	四八、〇〇〇	三七六、二〇〇	同
(四九〇)	上野市八幡農地二十 八年災害復旧 (一〇二ページ参照)	同	二、八八六、〇〇〇	二、五九七、四〇〇	二、五九七、四〇〇	二九四、〇〇〇	二六四、六〇〇	同
(四九一)	上野市一之井頭首工 二十七年災害復旧	友生農業協 同組合	一、三三〇、〇〇〇	八四四、九〇〇	八四四、九〇〇	三六六、二二	二五八、八三	出来高不足、事 業主体負担不足
(四九二)	鳥羽市安楽島堤塘二 十八年災害復旧	志摩郡第一 土地改良区	一、四八五、〇〇〇	一、三三六、五〇〇	一、三三六、五〇〇	二四五、〇〇〇	三三〇、五〇〇	出来高不足
(四九三)	鳥羽市二工堤塘二十 八年災害復旧	同	七六〇、〇〇〇	六六七、七〇〇	六六七、七〇〇	三三〇、〇〇〇	二〇三、〇六七	同
(四九四)	松阪市朝見頭首工二 十八年災害復旧	西黒部農業 協同組合	一、五〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇	七九七、七〇〇	二五〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	同
(四九五)	四日市市大治田地区 客土	大治田土地 改良区	六、五〇〇、〇〇〇	一、九五〇、〇〇〇	一、九五〇、〇〇〇	七九七、〇〇〇	三三九、一〇〇	事業主体負担不 足

(四九六)	安芸郡安濃村岩城頭 首工二十六年災害復 旧	草生農業協 同組合	六八八、〇〇〇	四〇一、七〇〇	四〇一、七〇〇	六八八、〇〇〇	四〇一、七〇〇	粗漏工事、事業 主体負担不足
(四九七)	安芸郡芸濃町前興頭 首工二十七年災害復 旧	芸濃町 (旧安濃郡 安西村)	一、三九四、〇〇〇	九六一、〇〇〇	九六一、〇〇〇	六〇八、〇〇〇	三九五、二〇〇	同
(四九八)	安芸郡芸濃町柳原頭 首工二十八年災害復 旧	同	一、六〇〇、〇〇〇	一、四四〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	三〇四、〇〇〇	二七三、六〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(四九九)	阿山郡阿山村石川農 地二十八年災害復旧 (二号)	阿山村	三、〇四三、〇〇〇	二、七三八、七〇〇	二、七三八、七〇〇	九五六、〇〇〇	八六〇、四〇〇	設計過大、事業 主体負担不足
(五〇〇)	同(三号)	同	三、一八一、〇〇〇	二、八六二、九〇〇	二、八六二、九〇〇	五八七、〇〇〇	五二八、三〇〇	同
(五〇一)	阿山郡阿山村馬田農 地二十八年災害復旧	同	三、一五六、〇〇〇	二、八四二、三〇〇	二、八四二、三〇〇	六九九、〇〇〇	六二九、一〇〇	同
(五〇二)	阿山郡阿山村波敷野 農地二十八年災害復 旧	同	一、三三八、〇〇〇	一、一一四、二〇〇	一、一一四、二〇〇	二六〇、〇〇〇	二三四、〇〇〇	同
(五〇三)	阿山郡阿山村政所頭 首工二十八年災害復 旧	同(旧玉滝村)	一、七九五、〇〇〇	一、六一五、五〇〇	一、六一五、五〇〇	三三九、〇〇〇	三〇五、一〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(五〇四)	一志郡白山町中田頭 首工二十八年災害復 旧	白山町 (旧大三村)	一、六九〇、〇〇〇	一、五二一、〇〇〇	一、五二一、〇〇〇	三九〇、〇〇〇	三五二、〇〇〇	同
(五〇五)	一志郡久居町稲葉頭 首工二十八年災害復 旧	稲葉農業協 同組合	四九三、〇〇〇	四四三、七〇〇	二五二〇、〇〇〇	五三六、〇〇〇	(四八二四、〇〇 四八二四、〇〇)	同
(五〇六)	志摩郡浜島町畦ヶ戸 堤塘二十八年災害復 旧	志摩郡第二 土地改良区	二、三二〇、〇〇〇	一、八七九、一〇〇	一、八七九、一〇〇	三五〇、〇〇〇	二六七、八三五	設計過大

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (四九六―五〇六) 三〇七



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省)(五〇七―五二五) 三〇八

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付額	補助工事費から除外すべき額	同上に対する国庫補助金相当額のうち三十二年以降交付予定額を要する額	摘 要
三重県	志摩郡浜島町畦ヶ戸農道二十八年災害復旧	志摩郡第二土地改良区	三六七,000	三三〇,九三〇	三三〇,九三〇	五二七,000	四七三,三〇〇	設計過大
同	名賀郡青山町堀抜頭首工二十七年災害復旧	青山町	七〇〇,000	四五五,000	四五五,000	七〇〇,000	四五五,000	粗漏工事、事業主体負担不足
同	三重郡川越村当新田地区区画整理	当新田土地改良区	一三〇,九〇〇	三九六,九九〇	三九六,九九〇	一五九七,000	四七九,一〇〇	事業主体負担不足
同	度会郡大宮町阿曾農地二十八年災害復旧	大宮町(旧滝原町)	一三〇,000	一七〇,000	一七〇,000	三〇九,000	二七八,一〇〇	設計過大、事業主体負担不足
同	度会郡南島町里浜農地二十八年災害復旧	鶴倉土地改良区	一三三,000	一八九,000	一八九,000	二九三,000	二六三,七〇〇	同
計			七六九六,000	五三三九,五〇〇	五三三九,五〇〇	一五,四三六,三二	一,一八七,四四五(九八,一〇〇)	
滋賀県	大上郡甲良町若宮溜池二十八年災害復旧	厚生社農業協同組合	二四四,000	二一九六,〇〇	一四二,一〇〇	三六一,000	三四二,九〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
同	蒲生郡日野町篠原橋梁二十八年災害復旧	日野町(旧東桜谷村)	一,一九〇,000	一,一六,000	九〇〇,000	二七九,000	二五二,一〇〇	事業主体負担不足
同	蒲生郡日野町冷井頭首工二十八年災害復旧ほか	同	九六,000	八四四,000	七六七,000	三三四,000	三三六,六〇〇(四七,七〇〇)	同
同	神崎郡能登川町福堂農地二十八年災害復旧	福堂土地改良区	一四五六,000	一三二,一〇三,〇〇	七五五,九〇〇	六九九,000	六二九,一〇〇(六二九,一〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
甲賀郡信楽町江田水路二十八年災害復旧	信楽町	七〇三,000	六三七,四七〇	五六七,000	五五五,000	四九〇,五〇〇(四九〇,五〇〇)	事業主体負担不足	
高島郡安曇川町二ツ矢農地二十八年災害復旧	安曇川沿岸	一六,〇〇〇,000	一四,四〇〇,000	一〇,六七三,000	八四三,000	七五八,七〇〇(七八七,000)	設計過大、事業主体負担不足	
高島郡朽木村地子原頭首工二十八年災害復旧	朽木村	一,〇一七,000	九五三,000	九五三,000	二四七,000	三三三,000	出来高不足、事業主体負担不足	
高島郡朽木村野尻水路二十八年災害復旧	同	九六四,000	八六七,六〇〇	六二二,000	三五〇,000	三五〇,000	事業主体負担不足	
高島郡朽木村野尻農地二十八年災害復旧	同	一,一九二,000	一,五三三,八〇〇	一,二二七,000	二八九,000	二六〇,一〇〇(二六〇,一〇〇)	設計過大、事業主体負担不足	
高島郡マキノ町下農地二十八年災害復旧	マキノ町(旧劍熊村)	九三三,000	八七五,七〇〇	八七五,七〇〇	三二八,000	二五〇,000	同	
計			四六,九四六,000	四二,一五二,四〇〇	三〇,五三三,八〇〇	四,一五〇,000	三七,二五〇(三〇,五七〇)	
京都府	京都市大黒農地二十八年災害復旧	巨椋池土地改良区(宇治市所)	五九,〇〇〇,000	五二,一〇〇,000	五二,一五七,000	三四七,000	三,一三三,000(一九四三,000)	設計過大、事業主体負担不足
同	(一〇三三ページ参照)							
同	宇治市古川水路二十八年災害復旧	同	四四〇,〇〇〇	三九六,三〇〇	三三六,六二〇	二八〇,000	二五二,000(二五二,000)	同
同	(一〇三三ページ参照)							
同	久世郡久御山町巨椋池幹線水路二十八年災害復旧	同	二五,一五〇,000	三三,七五〇,000	二八,〇〇一,100	一,七二八,000	一,五四六,二〇〇(八六四,九〇〇)	事業主体負担不足
同	(一〇三三ページ参照)							
同	綾部市粟水路二十八年災害復旧	綾部市(旧豊里村)	一八,五八〇,000	一六,四三三,二〇〇	一六,四三三,二〇〇	五七一,000	五三三,九〇〇	同

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省)(五一六―五二五) 三〇九

甲賀郡信楽町江田水路二十八年災害復旧	信楽町	七〇三,000	六三七,四七〇	五六七,000	五五五,000	四九〇,五〇〇(四九〇,五〇〇)	事業主体負担不足	
高島郡安曇川町二ツ矢農地二十八年災害復旧	安曇川沿岸	一六,〇〇〇,000	一四,四〇〇,000	一〇,六七三,000	八四三,000	七五八,七〇〇(七八七,000)	設計過大、事業主体負担不足	
高島郡朽木村地子原頭首工二十八年災害復旧	朽木村	一,〇一七,000	九五三,000	九五三,000	二四七,000	三三三,000	出来高不足、事業主体負担不足	
高島郡朽木村野尻水路二十八年災害復旧	同	九六四,000	八六七,六〇〇	六二二,000	三五〇,000	三五〇,000	事業主体負担不足	
高島郡朽木村野尻農地二十八年災害復旧	同	一,一九二,000	一,五三三,八〇〇	一,二二七,000	二八九,000	二六〇,一〇〇(二六〇,一〇〇)	設計過大、事業主体負担不足	
高島郡マキノ町下農地二十八年災害復旧	マキノ町(旧劍熊村)	九三三,000	八七五,七〇〇	八七五,七〇〇	三二八,000	二五〇,000	同	
計		四六,九四六,000	四二,一五二,四〇〇	三〇,五三三,八〇〇	四,一五〇,000	三七,二五〇(三〇,五七〇)		
京都府	京都市大黒農地二十八年災害復旧	巨椋池土地改良区(宇治市所)	五九,〇〇〇,000	五二,一〇〇,000	五二,一五七,000	三四七,000	三,一三三,000(一九四三,000)	設計過大、事業主体負担不足
同	(一〇三三ページ参照)							
同	宇治市古川水路二十八年災害復旧	同	四四〇,〇〇〇	三九六,三〇〇	三三六,六二〇	二八〇,000	二五二,000(二五二,000)	同
同	(一〇三三ページ参照)							
同	久世郡久御山町巨椋池幹線水路二十八年災害復旧	同	二五,一五〇,000	三三,七五〇,000	二八,〇〇一,100	一,七二八,000	一,五四六,二〇〇(八六四,九〇〇)	事業主体負担不足
同	(一〇三三ページ参照)							
同	綾部市粟水路二十八年災害復旧	綾部市(旧豊里村)	一八,五八〇,000	一六,四三三,二〇〇	一六,四三三,二〇〇	五七一,000	五三三,九〇〇	同



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (五二六―五三五) 三一〇

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付額	補助工事費から除外すべき額	同上に對する国庫補助金相当額(うち三十二年以降交付予定額中減額を要する額)	摘 要
京都府	綾部市日置殿水路二十八年災害復旧	綾部市(旧中上林村)	六八〇,〇〇〇 円	六二〇,〇〇〇 円	五,五四〇,〇〇〇 円	二六八,〇〇〇 円	二四二,〇〇〇 (四一,〇〇〇)	事業主体負担不足
同	綾部市豊里地区区画整理	豊里土地改良区	二〇,三四六,七〇〇	六〇七,四〇〇	六〇七,四〇〇	一,一〇四,〇〇〇	三三二,〇〇〇	同
同	綾部市陸志堤塘二十八年災害復旧	中上林々	四六七,〇〇〇	四一五,五三〇	四一五,五三〇	二五,〇〇〇	二〇二,五〇〇	出来高不足
同	福知山市戸田農地二十八年災害復旧	福知山市	六七〇,〇〇〇	六〇三,三六〇	六〇三,三六〇	五三三,〇〇〇	四七九,七〇〇	事業主体負担不足
同	舞鶴市大谷水路二十八年災害復旧	舞鶴々	四四三,〇〇〇	三九八,七〇〇	二五二,一〇〇	四〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇 (三六〇,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
同	舞鶴市大迫水路二十八年災害復旧	同	三,〇七〇,〇〇〇	二,七六三,〇〇〇	二,七六三,〇〇〇	二九五,〇〇〇	二六五,五〇〇	同
同	舞鶴市大丹生水路二十八年災害復旧	同	一四,五六〇,〇〇〇	一三,一三三,〇〇〇	一〇,四八五,〇〇〇	七七一,〇〇〇	六九四,八〇〇 (六九四,八〇〇)	同
同	舞鶴市堂奥水路二十八年災害復旧	堂奥土地改良区	一,一〇〇,〇〇〇	一〇七,七〇〇	九,五四〇,〇〇〇	三九八,〇〇〇	三五八,二〇〇 (三五八,二〇〇)	同
同	北桑田郡京北町鳥居農地二十八年災害復旧	受益者共同施行	一,四〇一,〇〇〇	一,一六〇,九〇〇	一,一六〇,九〇〇	二五二,〇〇〇	三六,八〇〇	設計過大、事業主体負担不足
同	北桑田郡美山町切谷川水路二十八年災害復旧	鶴ヶ岡村土地改良区	二,六五〇,〇〇〇	二,三八五,〇〇〇	二,三五八,〇〇〇	七三三,〇〇〇	六五八,八〇〇 (七三〇,〇〇〇)	粗漏 工事

同	北桑田郡美山町田土農地二十八年災害復旧	同	一,九二八,〇〇〇	一,七六三,三〇〇	一,二二五,〇〇〇	四七四,〇〇〇	四六六,六〇〇 (四六六,六〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
同	北桑田郡美山町吉田農地二十八年災害復旧	同	二,六四一,〇〇〇	二,三七六,九〇〇	一,四〇四,〇〇〇	三三五,〇〇〇	二九二,五〇〇 (二九二,五〇〇)	同
同	北桑田郡美山町下吉田農地二十八年災害復旧	受益者共同施行	二,二二〇,〇〇〇	一,九八九,〇〇〇	一,一七二,〇〇〇	三二〇,〇〇〇	二七九,〇〇〇 (二七九,〇〇〇)	事業主体負担不足
同	相楽郡加茂町宮の谷水路二十八年災害復旧	加茂町	四一八,〇〇〇	三七六,二〇〇	三七六,二〇〇	四八,〇〇〇	三七六,二〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
同	相楽郡加茂町例幣登大路堤塘二十八年災害復旧	同	二,五〇〇,〇〇〇	二,二五〇,〇〇〇	二,二五〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	三三五,〇〇〇	事業主体負担不足
同	相楽郡南山城村奥田農地二十八年災害復旧	南山城村(旧大原村)	五,五〇〇,〇〇〇	四,九五〇,〇〇〇	四,八六一,八〇〇	四五〇,〇〇〇	四〇五,〇〇〇 (八八,二〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
同	相楽郡南山城村童仙房農道二十八年災害復旧	同	四,八三〇,〇〇〇	四,三四七,〇〇〇	四,三三〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇	三三四,〇〇〇 (二七,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
同	相楽郡和束町釜塚農地二十八年災害復旧	和束町	三,〇〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	二,七〇〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
同	相楽郡和束町杉田水路二十八年災害復旧	同	二,六三〇,〇〇〇	二,三六七,〇〇〇	二,三三〇,〇〇〇	六二二,〇〇〇	五五〇,八〇〇 (四六,八〇〇)	粗漏 工事
同	相楽郡和束町滝の谷川水路二十八年災害復旧	同	五,〇七〇,〇〇〇	四,五三三,〇〇〇	四,五三三,〇〇〇	二七〇,〇〇〇	二四三,〇〇〇	出来高不足
同	相楽郡和束町中農地二十八年災害復旧	同	七,三三八,〇〇〇	六,五九五,二〇〇	六,五九五,二〇〇	一,八六八,〇〇〇	一,六七三,二〇〇	設計過大、事業主体負担不足

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (五三六―五四六) 三一



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (五四七―五五三) 三二二

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のうち 三十一年度 までの交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 国庫補助 金相当額 のうち三十二 年度以降交付す る額(減額を 要する額)	摘 要
(五四八)	京都府	綴喜郡宇治田原町大 福堤塘二十八年度災 害復旧	宇治田原 二二二,〇〇〇	二二二,〇〇〇	一九〇,〇〇〇	四六,〇〇〇	四二七,〇〇〇 (一六三,〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(五四七)	京都府	綴喜郡井手町平ヶ谷 水路二十八年度災 害復旧	井手町 一,四〇〇,〇〇〇	一,二八七,〇〇〇	一,二八七,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	二九七,〇〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(五四九)	同	綴喜郡宇治田原町孫 谷頭首工二十八年度 害復旧	同 (旧田原村)	一,一〇〇,〇〇〇	一,〇七〇,〇〇〇	二五七,〇〇〇	三三二,〇〇〇	設計過大、事業 主体負担不足
(五五〇)	同	綴喜郡多賀村浜鐘付 水路二十八年度災 害復旧	多賀村 七六〇,〇〇〇	六八九四,〇〇〇	六八九四,〇〇〇	七六六,〇〇〇	六八九四,〇〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(五五一)	同	船井郡園部町熊原農 地二十八年度災 害復旧	園部町 三,八七〇,〇〇〇	三,四三三,〇〇〇	二,三九九,〇〇〇	一,〇四〇,〇〇〇	九二七,〇〇〇 (九七,〇〇〇)	設計過大、事業 主体負担不足
(五五二)	同	船井郡園部町佐切農 地二十八年度災 害復旧	同	一,一五〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇	三三三,〇〇〇 (三五五,〇〇〇)	同
(五五三)	大阪府	枚方市長尾老朽溜池 土地改良	長尾土地改 良区 一,〇三九,〇〇〇	三,九六六,六六六	三,九六六,六六六	九〇〇,〇〇〇	三六九,七七一	事業主体負担不 足
(五五四)	兵庫県	川西市高木頭首工二 十八年度災 害復旧 (一〇四ページ参照)	川西農業協 同組合 一,三六九,〇〇〇	二,二二〇,九〇〇	一,〇七三,三〇〇	二,三三〇,〇〇〇	二,一五〇,〇〇〇 (九三七,七〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(五五五)	同	姫路市御立水路土地 改良	郷内土地改 良区 一,七〇五,〇〇〇	六,八三八,〇〇〇	六,八三八,〇〇〇	一,三一九,〇〇〇	四五五,六〇〇	事業主体負担不 足
(五五六)	同	揖保郡新宮町下野頭 首工二十八年度災 害復旧	受益者共同 施行 四,五九四,〇〇〇	四,一三四,六〇〇	四,一三四,六〇〇	六〇〇,〇〇〇	五四〇,〇〇〇	同
(五五七)	同	川辺郡猪名川町杉生 頭首工二十八年度災 害復旧	六瀬土地改 良区 一,一五三,〇〇〇	一,〇六八,八〇〇	六〇〇,〇〇〇	三七〇,〇〇〇	三三三,〇〇〇 (三三三,〇〇〇)	粗漏 工事
(五五八)	同	美方郡美方町伊津神 水路二十八年度災 害復旧	受益者共同 施行 一,一四〇,〇〇〇	一,〇一七,〇〇〇	七六五,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	一〇七,〇〇〇 (一〇七,〇〇〇)	出来高不足、事 業主体負担不足
(五五九)	奈良県	橿原市初王寺頭首工 二十八年度災 害復旧	受益者共同 施行 一,一七〇,〇〇〇	一,五三九,〇〇〇	一,五三九,〇〇〇	三三六,〇〇〇	二九三,〇〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
(五六〇)	同	天理市沢の子老朽溜 池土地改良	和爾土地改 良区 一,五〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	八八七,〇〇〇	四七〇,〇〇〇	二三五,〇〇〇 (八八,〇〇〇)	粗漏工事、事業 主体負担不足
(五六一)	同	吉野郡野迫川村中農 地二十八年度災 害復旧	受益者共同 施行 三,三六〇,〇〇〇	三,〇四二,〇〇〇	三,〇四二,〇〇〇	二四二,〇〇〇	二七,八〇〇	事業主体負担不 足
(五六二)	和歌山 県	和歌山市四ヶ井頭首 工二十九年度災 害復旧	四ヶ井土地 改良区 一,三三四,〇〇〇	一,四四五,六〇〇	七八〇,〇〇〇	三四九,〇〇〇	三六,八五〇 (三六,八五〇)	出来高不足
(五六三)	同	御坊市藪水路二十八 年度災 害復旧	御坊市 六八七,〇〇〇	六八五,二〇〇	六八五,二〇〇	六八二,〇〇〇	六三,八〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足
計			三七六五,〇〇〇	二五,三三七,三〇〇	三三,七四〇,八〇〇	四六八,九〇〇	三六五,〇〇〇 (二,四七七,七〇〇)	

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (五五四―五六三) 三二三

(五五九)	和歌山 県	和歌山市四ヶ井頭首 工二十九年度災 害復旧	四ヶ井土地 改良区 一,三三四,〇〇〇	一,四四五,六〇〇	七八〇,〇〇〇	三四九,〇〇〇	三六,八五〇 (三六,八五〇)	出来高不足
(五六三)	同	御坊市藪水路二十八 年度災 害復旧	御坊市 六八七,〇〇〇	六八五,二〇〇	六八五,二〇〇	六八二,〇〇〇	六三,八〇〇	出来高不足、事 業主体負担不足



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (五六四―五七〇) 三一四

道府県	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付額	補助工事費から除外すべき額	同上に対する国庫補助金相当額のうち三十二年度以降交付予定額を要する額	摘要
(五六四)	和歌山 御坊市熊野川水路二十八年度災害復旧	御坊市 (旧野口村) 四六六,〇〇〇 円	四一九,〇〇〇 円	四一九,〇〇〇 円	七四八,〇〇〇 円	六七三,二〇〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(五六五)	有田郡金屋町中湯頭首工二十八年度災害復旧	金屋町 (旧石垣村) 二二六,七〇〇	二〇四,〇〇〇	二〇四,〇〇〇	三六六,〇〇〇	三三九,四〇〇	出来高不足
(五六六)	有田郡五村二沢堤塘二十八年度災害復旧	五村 一九九,四〇〇	一七九,五〇〇	一七五,〇〇〇	一三三,〇〇〇	一〇二,一六〇 (四八,三三〇)	設計過大、事業主体負担不足
(五六七)	有田郡清水町大谷堤塘二十八年度災害復旧 (旧安部村)	清水町 一九三,〇〇〇	一七三,七〇〇	一七三,七〇〇	三五七,九四〇	三三二,四六〇	出来高不足、事業主体負担不足
(五六八)	有田郡清水町上井手谷堤塘二十八年度災害復旧	同 二二五,三〇〇	一九六,八〇〇	一九四,四〇〇	四六九,〇〇〇	四三二,一〇〇 (四三,一〇〇)	事業主体負担不足
(五六九)	有田郡清水町下井手谷堤塘二十八年度災害復旧	同 二五九,〇〇〇	二三八,一〇〇	二三五,〇〇〇	六六〇,〇〇〇	五九四,〇〇〇 (八二,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(五七〇)	有田郡清水町瀬の奥溜池二十八年度災害復旧	同 二五〇,〇〇〇	二二五,〇〇〇	一四四,〇〇〇	四七三,二四〇	四二五,〇〇〇 (四八,二四〇)	事業主体負担不足

堤とう延長二、五〇メートルの復旧にあたり、じゃか二、八四五本の詰り石一、九八三立米および敷り石三八七立米はすべて八〇〇メートル運搬したこととしているが、実際はうち半量程度は現場付近で採取することができ、また、練積石垣一、一四九平米は胴込コンクリート平米当り〇・一立米総量一一四立米を施行したこととしているが、実際は〇・六立米総量六八立米を施行したにすぎないなどのため工事費は一八、七六〇,〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている一、九九八、四〇〇円のうち一、二二四、〇〇〇円を負担していない。

(五七一)	有田郡清水町瀬山堤塘二十八年度災害復旧	同 二二七,〇〇〇	二四六,三〇〇	二四六,三〇〇	四四〇,五六〇	三九六,五〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(五七二)	有田郡清水町平水路二十八年度災害復旧	同 二二九,〇〇〇	二〇六,〇〇〇	二〇六,〇〇〇	三四八,九六〇	三四〇,六四〇	設計過大、事業主体負担不足
(五七三)	有田郡清水町中神農道二十八年度災害復旧	同 一〇六,二〇〇	九七,八〇〇	九七,八〇〇	四七二,〇〇〇	四三三,九〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(五七四)	有田郡清水町中畑水路二十八年度災害復旧	同 二八四,〇〇〇	二五九,六〇〇	二五九,六〇〇	四八二,六八〇	四三三,五二〇	同
(五七五)	有田郡清水町原手農道二十八年度災害復旧	同 一五〇,〇〇〇	一三六,八〇〇	一三六,八〇〇	二五五,二〇〇	三九六,八〇〇	同
(五七六)	有田郡清水町森本谷水路二十八年度災害復旧	同 一七〇,〇〇〇	一五三,八〇〇	一五三,八〇〇	二六〇,一三〇	二五二,〇八〇	同
(五七七)	有田郡清水町谷田水路二十八年度災害復旧	同 (旧八幡村) 一四四,八〇〇	一三〇,一〇〇	一三〇,一〇〇	二五三,〇〇〇	二二七,七〇〇 (二三,三〇〇)	出来高不足
(五七八)	有田郡清水町中谷水路二十八年度災害復旧	同 一四五,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	一三〇,〇〇〇	二九八,〇〇〇	二六八,二〇〇	同
(五七九)	有田郡清水町西谷水路二十八年度災害復旧	同 四一六,〇〇〇	三七五,二〇〇	三七五,二〇〇	三四〇,〇〇〇	三〇六,〇〇〇	設計過大
(五八〇)	有田郡広川町柿谷堤塘二十八年度災害復旧	同 (旧津木村) 二二八,〇〇〇	二〇九,二〇〇	二〇九,二〇〇	三三八,八〇〇	二〇五,九三〇	事業主体負担不足
(五八一)	有田郡広川町室河堤塘二十八年度災害復旧	同 六二九,〇〇〇	五五三,一〇〇	四〇,五二八	六二九,〇〇〇	五五五,二一〇 (五五,二一〇)	同
(五八二)	海草郡紀伊村北野上野農地二十七年災害復旧	紀伊村 三二四,〇〇〇	一五七,七〇〇	一五七,七〇〇	四二一,〇〇〇	二〇五,五〇〇	同
(五八三)	海草郡直川村千手農地二十七年災害復旧	直川 六〇〇,〇〇〇	四一三,〇〇〇	四一三,〇〇〇	四八〇,〇〇〇	三四〇,八〇〇 (三六,九〇〇)	同

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (五七一―五八三) 三一五







別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六〇二一六一二) 三一八

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に對する 国庫補助 金	同上のう ち三十一 年度の 交付 済額	補助工事費 から除外す べき額	同上に對する 国庫補助 金相当額 のうち三十二 年度以降交付 する額	摘 要
(六〇二)	島根県 大原郡加茂町加茂農地盤變動対策	加茂町	八五九,〇〇〇 円	四二七,五〇〇 円	四二七,五〇〇 円	一,一九九,〇〇〇 円	五九九,五〇〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(六〇三)	那賀郡金城村佐野水路土地改良	今福土地改良区	二八八,五〇〇 円	一,一五五,三〇〇 円	一,一五五,三〇〇 円	五三三,三〇〇 円	二二二,二八〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(六〇四)	仁多郡馬木村中原水路土地改良	中原	二三五,〇〇〇 円	九四二,〇〇〇 円	九四二,〇〇〇 円	七五〇,〇〇〇 円	三〇〇,〇〇〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(六〇五)	瀬摩郡温泉津町井田地区区画整理	中正路	七三五,〇〇〇 円	二,二一〇,〇〇〇 円	二,二一〇,〇〇〇 円	一,七八二,〇〇〇 円	五三四,六〇〇 円	設計過大、事業主体負担不足
(六〇六)	瀬摩郡温泉津町鷲峯寺農道開設	鷲峯寺	三〇一,〇〇〇 円	六〇一,〇〇〇 円	六〇一,〇〇〇 円	一,〇一〇,〇〇〇 円	二〇二,〇〇〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(六〇七)	能美郡布部村滝奥農道開設	布部	四五七,〇〇〇 円	一,八二八,〇〇〇 円	一,八二八,〇〇〇 円	一,二七〇,〇〇〇 円	五〇八,〇〇〇 円	設計過大、事業主体負担不足
(六〇八)	簸川郡湖陵村神西農地盤變動対策	神西湖岸	三三七八,〇〇〇 円	一,一八五,三〇〇 円	一,一八五,三〇〇 円	七三三,〇〇〇 円	三五一,五〇〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(六〇九)	簸川郡佐田村細田屋下頭首工二十九年度災害復旧	佐田村(旧窪田村)	一,三〇〇,〇〇〇 円	八四四,四五〇 円	八四四,四五〇 円	三三〇,〇〇〇 円	二四,五〇〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(六一〇)	簸川郡斐川村出東地区客土	斐伊川右岸土地改良区	一五〇,〇〇〇 円	四,五七〇,〇〇〇 円	四,五七〇,〇〇〇 円	二,〇九五,〇〇〇 円	六二八,五〇〇 円	設計過大、事業主体負担不足
(六一一)	三原市伝中頭首工二十六年災害復旧	三原市(旧高坂村)	八八五,〇〇〇 円	五,五七五,二五〇 円	五,五七五,二五〇 円	八八五,〇〇〇 円	五七五,二五〇 円	粗漏工事、事業主体負担不足
(六一二)	安佐郡高陽町友光頭首工三十年災害復旧	高陽町	一,四四五,〇〇〇 円	一,一九九,二五〇 円	一,一九九,二五〇 円	五〇八,〇〇〇 円	三〇一,〇〇〇 円	出来高不足

(六一三)	芦品郡新市町新市水路土地改良	新市土地改良区	一〇五九,〇〇〇 円	四,三九二,〇〇〇 円	四,三九二,〇〇〇 円	一,三七一,七六〇 円	五〇八,七〇〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(六一四)	賀茂郡西条町幸鶴溜池二十八年度災害復旧	西条町(旧郷田村)	二二五,〇〇〇 円	一,九九三,五〇〇 円	一,九九三,五〇〇 円	四二七,〇〇〇 円	三六四,三〇〇 円	粗漏工事
(六一五)	佐伯郡能美町下二谷水路二十六年度災害復旧	能美(旧高田村)	一五八,〇〇〇 円	一,五三一,〇一〇 円	一,五三一,〇一〇 円	三九五,〇〇〇 円	三二〇,五〇〇 円	出来高不足
(六一六)	佐伯郡湯来町大谷堤塘二十六年度災害復旧	湯来(旧上水内村)	一,二六〇,〇〇〇 円	一,〇六一,四〇〇 円	一,〇六一,四〇〇 円	二四七,〇〇〇 円	二〇五,〇一〇 円	同
(六一七)	佐伯郡湯来町森本堤塘二十六年度災害復旧	同	一五〇,二〇〇 円	一,二四六,六六〇 円	一,二四六,六六〇 円	二四一,〇〇〇 円	二〇〇,〇〇〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(六一八)	豊田郡竹原町毛木地区客土	毛木土地改良区	五,〇八三,〇〇〇 円	一,五三四,七〇〇 円	一,五三四,七〇〇 円	七五,〇〇〇 円	二四,五〇〇 円	出来高不足、事業主体負担不足
(六一九)	熊毛郡上関村笠石農道二十九年度災害復旧	上関村	一,一五四,〇〇〇 円	七六一,六四〇 円	七六一,六四〇 円	一,一五四,〇〇〇 円	七六一,六四〇 円	粗漏工事
(六二〇)	松山市御手洗堤塘二十六年災害復旧	受益者共同施行	一,〇八五,〇〇〇 円	七五五,二五〇 円	七五五,二五〇 円	三七九,七五〇 円	二四六,八三七 円	出来高不足、事業主体負担不足
(六二一)	大洲市新谷水路土地改良	新谷大洲土地改良区	五,三六二,〇〇〇 円	二,一四四,八〇〇 円	二,一四四,八〇〇 円	七五六,〇〇〇 円	三〇二,四〇〇 円	同
(六二二)	越智郡上浦村近井水路二十八年度災害復旧	上浦村(旧盛口村)	一,六七七,〇〇〇 円	一,五〇九,三〇〇 円	一,五〇九,三〇〇 円	二五一,〇〇〇 円	三三五,九〇〇 円	同
(六二三)	温泉郡西中島村小畑里堤塘二十九年度災害復旧	西中島	三,〇四七,〇〇〇 円	二,三六六,一九〇 円	二,三六六,一九〇 円	二七四,〇〇〇 円	二〇,九八〇 円	事業主体負担不足
(六二四)	上浮穴郡小田町南山農道開設	小田町村土地改良区	二,九〇〇,〇〇〇 円	九四二,〇〇〇 円	九四二,〇〇〇 円	一,六一〇,〇〇〇 円	四七四,〇〇〇 円	改良工事その他補助の対象としてはならないもの

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六一三一六一四) 三一九



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六二五—六三二) 三二〇

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に對する国庫補助金相当額のうち三十二年以降交付予定額中減額を要する額	摘 要
(六二五) 愛媛県	北宇和郡遊子村明越農道開設	遊子村土地改良区	五,九三〇,〇〇〇	二,七三三,〇〇〇	二,七三三,〇〇〇	五,九三〇,〇〇〇	二,七三三,〇〇〇	改良工事その他補助の対象としてはならないもの
(六二六) 同	北宇和郡吉田町丸田堤塘二十九年災害復旧	吉田町(旧奥南村)	一,五四〇,〇〇〇	一,一八五,八〇〇	一,一八五,八〇〇	二九七,〇〇〇	三三六,六〇〇	出来高不足
(六二七) 同	喜多郡内子町熊之滝農道開設	大瀬土地改良区	五,六四五,〇〇〇	二,二五八,〇〇〇	二,二五八,〇〇〇	六五九,〇〇〇	二六三,六〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六二八) 同	西宇和郡保内町城高農道開設	喜須来々	三,六五〇,〇〇〇	一,八二五,〇〇〇	一,八二五,〇〇〇	七〇〇,〇〇〇	三五五,〇〇〇	粗漏工事、事業主体負担不足
(六二九) 同	南宇和郡内海村綱代農道開設	綱代々	二,九三〇,〇〇〇	九三,九〇〇	九三,九〇〇	八八六,〇〇〇	二〇,二〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(六三〇) 高知県	吾川郡伊野町枝川地区地盤変動対策	枝川土地改良区	三三,六四六,〇〇〇	一六,三三〇,二四〇	一六,三三〇,二四〇	一七,七三三,七五〇	四八八,九六七	設計過大、事業主体負担不足
(六三一) 同	高岡郡窪川町宮内仕出原地区区画整理	宮内仕出原土地改良区	一四,四一〇,〇〇〇	四,三三六,〇〇〇	四,三三六,〇〇〇	一八,一四〇,〇〇〇	五四,二〇〇	設計過大、事業主体負担不足

農道延長二、二七〇メートルを改修したこととしているが、実際は村道を幅員一・八メートル程度から四メートルに拡幅改修したものである。

吾川郡伊野町枝川地区地盤変動対策 農地二八町二反の復旧にあたり、客土一六三、四八七立米は二三〇メートルから三五〇メートル運搬したこととしてい

るが、実際はうち七九、三三五立米は一六〇メートルから三〇〇メートル運搬すれば足りたなどのため工事費は二七、六九四、〇〇〇円にすぎず、事業主体はその負担したとして一四、九〇二、五〇〇円のうち二、一一一、〇〇〇円を負担していない。

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に對する国庫補助金相当額のうち三十二年以降交付予定額中減額を要する額	摘 要
(六三二) 福岡県	八幡市楠橋地区特別鉱害復旧	福岡県	四四,三五〇,〇〇〇	一九,三三八,五〇〇	一九,三三八,五〇〇	三,九三五,〇〇〇	一,五九九,七〇〇	設計過大
(六三三) 同	八女郡黒木町上野水路土地改良	同	三,七二一,〇〇〇	三,五五五,五〇〇	三,五五五,五〇〇	五三三,〇〇〇	二六,五〇〇	出来高不足
(六三四) 同	甘木市片延農地二十年災害復旧	甘木市(旧燈城村)	三,五三八,〇〇〇	三,一八四,一〇〇	三,一八四,一〇〇	三七七,〇〇〇	三三九,三〇〇	事業主体負担不足
(六三五) 同	久留米市合川農地二十年災害復旧	久留米々	四,五四八,〇〇〇	四,〇九三,一〇〇	二,八七八,〇〇〇	二七三,〇〇〇	二四五,七〇〇	同
(六三六) 同	柳川市沖端ほか十一地区揚水機土地改良	柳川市土地改良区	二四,九六六,〇〇〇	一三,二八五,〇〇〇	一三,二八五,〇〇〇	一,五二六,〇〇〇	七三,五〇〇	同
(六三七) 同	朝倉郡朝倉村大庭農地二十年災害復旧	朝倉村(旧大福村)	二〇,四一九,〇〇〇	一八,三七七,一〇〇	一,一四三,九〇〇	七六,一〇〇	六八四,九〇〇	同
(六三八) 同	糸島郡北崎村宮浦サワリ水路二十年災害復旧	北崎々	四,一七五,〇〇〇	三,七五七,五〇〇	三,一〇七,七〇〇	三五〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	出来高不足
(六三九) 同	浮羽郡浮羽町袋野水路二十年災害復旧	袋野堰土地改良区	九,二二〇,〇〇〇	八,二八九,〇〇〇	七,〇九七,四〇〇	五二二,〇〇〇	五〇五,八〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六四〇) 同	粕屋郡須恵町城山溜池二十年災害復旧	須恵町	六,一七一,〇〇〇	五,五五三,九〇〇	三,三三六,六〇〇	二四六,八〇〇	(三三,一三〇)	事業主体負担不足
(六四一) 同	粕屋郡久山町大谷農地二十年災害復旧	久山々(旧山田村)	一,〇五五,〇〇〇	九四九,五〇〇	二七九,九〇〇	三七五,〇〇〇	(三三,七五〇)	同
(六四二) 同	鞍手郡宮田町石尺水路二十年災害復旧	宮田々(旧笠松村)	六,七〇〇,〇〇〇	六,〇三〇,〇〇〇	三,三五〇,〇〇〇	六七〇,〇〇〇	(一八,八〇〇)	粗漏工事、事業主体負担不足
(六四三) 同	鞍手郡宮田町畑田頭首工二十年災害復旧	同	一,八五一,〇〇〇	一,一〇二,七〇〇	五九九,七〇〇	四九九,〇〇〇	(二九,八三五〇)	粗漏工事
(六四四) 同	鞍手郡宮田町羅漢農地二十年災害復旧	同	二,〇三三,〇〇〇	一,八五六,七〇〇	一,〇八〇,〇〇〇	五六四,〇〇〇	(五〇,七六〇)	設計過大、事業主体負担不足

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六三二—六四四) 三二一



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六四五―六五四) 三三二

道府県	工	事業主体	工事費	同上に對する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付額	補助工事費から除外すべき額	同上に對する国庫補助金相当額のうち三十二年度以降交付予定額中減額を要する額	摘要
(六四五)	福岡県	築上郡新吉富村市場頭首工二十八災害復旧	一、九四五、〇〇〇 円	一、七五〇、五〇〇 円	一、七五〇、五〇〇 円	四七、〇〇〇 円	三八四、三〇〇 円	粗漏工事、事業主体負担不足
(六四六)	同	山門郡三橋町ほか二地区揚水機土地改良	二六、〇〇五、〇〇〇	一三、九七五、〇〇〇	一三、九七五、〇〇〇	一、七七四、〇〇〇	八六七、〇〇〇	事業主体負担不足
(六四七)	佐賀県	伊万里市一の川堤塘二十八災害復旧	一四九、四六二、〇〇〇	九九、六三三、八〇〇	八三、一七五、〇〇〇	九、九六八、八〇〇	六、九六一、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六四八)	同	唐津市向河内水路二十八災害復旧	二、七七八、〇〇〇	二、四九一、〇〇〇	二、〇八三、三三〇	二七六、八〇〇	二、四九一、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六四九)	同	多久市上田町農地二十八災害復旧	三、九八六、〇〇〇	三、五三三、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	粗漏工事
(六五〇)	同	多久市庄農地二十八災害復旧	一、四三三、〇〇〇	一、二二二、五〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	三、七三〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六五一)	同	多久市牟田辺農地二十八災害復旧	二、二四一、〇〇〇	一、九六六、九〇〇	五、七〇六、〇〇〇	七、四三〇、〇〇〇	三、九三〇、〇〇〇	同
(六五二)	同	多久市梅ノ木鶴農地二十八災害復旧	一、三三四、〇〇〇	一、一九二、六〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二、七九九、〇〇〇	同
(六五三)	同	多久市高柳農地二十八災害復旧	二、二八八、〇〇〇	二、〇五九、二〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	二、八九、〇〇〇	二、六〇一、〇〇〇	同
(六五四)	同	多久市岸川農地二十八災害復旧	三、九〇三、〇〇〇	三、五二二、七〇〇	一、四九三、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	二、八二六、〇〇〇	同

(六五五)	同	多久市高木川内農地二十八災害復旧	二、九九九、〇〇〇	二、六三六、一〇〇	一、八八八、九〇〇	四〇七、〇〇〇	三、六六三、〇〇〇	同
(六五六)	同	多久市東原水路二十八災害復旧	二、四四八、〇〇〇	二、二〇三、〇〇〇	二、二〇三、〇〇〇	三、九〇〇、〇〇〇	二、〇六一、〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(六五七)	同	多久市道祖元農地二十八災害復旧	四、八四〇、〇〇〇	四、三三六、〇〇〇	一、〇四二、〇〇〇	三、五一一、〇〇〇	三、三九九、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六五八)	同	小城郡小城町荒谷水路二十八災害復旧	二、二一〇、〇〇〇	一、八九九、〇〇〇	一、八九九、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	二、九一六、〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(六五九)	同	小城郡小城町石体農地二十八災害復旧	九四一、〇〇〇	八四六、九〇〇	二九三、四〇〇	三、二六、〇〇〇	二、八四四、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六六〇)	同	小城郡小城町東小松農地二十八災害復旧	九八三、〇〇〇	八八四、七〇〇	二六二、九九〇	二、九三、〇〇〇	一、六三三、七〇〇	同
(六六一)	同	小城郡三日月村東分水路二十八災害復旧	一、七三三、〇〇〇	一、五五〇、七〇〇	一、三三三、七〇〇	四一〇、〇〇〇	三、六九九、〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(六六二)	同	小城郡三日月村道辺農地二十八災害復旧	一、五二二、〇〇〇	一、三六九、〇〇〇	九二八、四四〇	三、〇一〇、〇〇〇	二、七〇九、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六六三)	同	神崎郡東背振村山田溜池二十八災害復旧	一、三三三、〇〇〇	一、一八二、七〇〇	一、一八二、七〇〇	二、四三、〇〇〇	三、〇五〇、〇〇〇	出来高不足
(六六四)	同	杵島郡江北町搦水路土地改良	一、七九二、五〇〇	七、一六五、〇〇〇	七、一六五、〇〇〇	一、五八七、〇〇〇	六、三四、八〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(六六五)	同	西松浦郡西有田村岳堤塘二十八災害復旧	二、三三四、〇〇〇	二、〇八二、六〇〇	二、七〇〇、〇〇〇	三、三二、〇〇〇	二、〇八三、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六五五―六六五) 三三三

農地二二町六反の復旧にあたり、排土一〇六、五五一立米を施行したこととして、実際は八二、一二八立米を施行すれば足りたなどのため工事費は国庫補助金を下回る二二、二〇〇、〇〇〇円にすぎず、事業主体はその負担したとして、一、五二二、〇〇〇円を全く負担してはいないばかりでなく、四八九、〇〇〇円の剰余を生ずることとなっている。



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六六六―六七二) 三二四

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に対する国庫補助金相当額(うち三十二年以降交付予定額中減額を要する額)	摘 要
佐賀県	藤津郡塩田町堤の上 農地二十八年災害復旧	塩田町 (旧久間村)	一四一,〇〇〇 円	一七,二六〇 円	九九,〇〇〇 円	三〇,〇〇〇 円	二八八,〇〇〇 (一七三,六〇〇)	出来高不足
計			七三,四〇四,五〇〇	五七,一〇七,八〇〇	三五,三〇三,六九〇	一〇,九八二,〇〇〇	九,〇三三,八八〇 (七,六〇二,四八〇)	
大分県	日田市一ノ瀬頭首工 二十八年災害復旧	日 田 市	一,一八五,〇〇〇	一,〇六六,五〇〇	一,〇六六,五〇〇	一,一八五,〇〇〇	一,〇六六,五〇〇	粗漏 工事
	井ぞき延長二〇メートルの復旧にあたり、えん体一三二立米は玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は配合の粗悪な玉石コンクリートで七五立米を、また、水たたきは厚さ五〇センチメートルから七〇センチメートル総量七二立米を玉石コンクリートで施行したこととしているが、実際は厚さ一五センチメートル総量二四立米を施行したにすぎないなど工事の施行が著しく粗漏で全延長にわたりき裂を生じすでに一部は崩壊している状況である。							
(六六八)	同	農地二十八年災害復旧	二五,三〇〇	二二,六一七	二二,六一七	二五,〇〇〇	三五,〇〇〇	事業主体負担不足
(六六九)	同	玖珠郡九重町恵良頭 首工二十八年災害復旧	二〇,六一〇	一八,五八〇	一八,五八〇	三七,〇〇〇	三三,九〇〇	同
(六七〇)	同	玖珠郡九重町河原田 農地二十八年災害復旧	五,〇一〇,〇〇〇	四,五八,〇〇〇	三,五九四,〇〇〇	八六〇,〇〇〇	七,七四〇,〇〇〇 (七,四〇〇,〇〇〇)	同
(六七一)	同	玖珠郡九重町桑原農 地二十八年災害復旧	二六,三〇〇	二二,九九七	二二,九九七	二七六,〇〇〇	二四八,四〇〇	同
(六七二)	同	玖珠郡九重町長田農 地二十八年災害復旧	一,一五四,〇〇〇	一,一八六,〇〇〇	九〇〇,〇〇〇	二四二,〇〇〇	二七八,〇〇〇 (二七八,〇〇〇)	同

(六七三)	同	玖珠郡九重町松栄頭 首工二十八年災害復旧	一七八,〇〇〇	一,九〇〇,一〇〇	一,九〇〇,一〇〇	一,〇一一,〇〇〇	九〇九,九〇〇	粗漏 工事
(六七四)	同	日田郡上津江村手水 野堤塘二十八年災害 復旧	一七五,〇〇〇	一,五二五,〇〇〇	七九三,〇〇〇	三四〇,〇〇〇	三,〇六〇,〇〇〇 (三,〇六〇,〇〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(六七五)	同	日田郡栄村舟石農地 二十八年災害復旧	一,一九五,〇〇〇	一,〇九五,五〇〇	九五,〇〇〇	三九五,〇〇〇	三五五,五〇〇 (一五,一〇〇)	設計過大、事業主体負担不足
計			一九,三九五,〇〇〇	一七,四二八,五〇〇	一五,〇五三,〇〇〇	四,九〇〇,〇〇〇	四,四三七,〇〇〇 (一,四三三,九九〇)	
(六七六)	宮崎県	北諸郡那三股町榊山 地区客土	七,九七〇,〇〇〇	二,三九一,一〇〇	二,三九一,一〇〇	一九二,二八〇	五九七,六八四	出来高不足、事業主体負担不足
(六七七)	同	北諸郡那三股町堂領 溜池二十九年災害復旧	七〇,〇〇〇	四七六,〇〇〇	四七六,〇〇〇	五七七,〇〇〇	三四九,〇五〇	粗漏 工事
(六七八)	同	児湯郡西都町杉安地 区画整理	六二,七五〇,〇〇〇	一八,八七〇,〇〇〇	一八,八七〇,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	九九〇,〇〇〇	事業主体負担不足
(六七九)	同	児湯郡高鍋町中鶴地 区画整理	九七〇,〇〇〇	二,九一〇,〇〇〇	二,九一〇,〇〇〇	八三三,〇〇〇	二四九,九〇〇	同
(六八〇)	同	西臼杵郡五ヶ瀬町内 の口農地二十九年災 害復旧	一,三三五,〇〇〇	六五七,五〇〇	四七二,五〇〇	四八三,〇〇〇	二四一,五〇〇 (一八五,〇〇〇)	同
(六八一)	同	西臼杵郡高千穂町東 岸寺水路土地改良	五,三四〇,〇〇〇	二,二二六,〇〇〇	二,二二六,〇〇〇	五〇五,〇〇〇	一〇一,〇〇〇	同
(六八二)	同	西諸郡那須木村片地 橋梁二十九年災害復旧	一七六,〇〇〇	一,一四九,一〇〇	一,一四九,一〇〇	三二一,〇〇〇	一〇二,一五〇	粗漏 工事
(六八三)	同	西諸郡那真幸町堂本 地区区画整理	一,一〇〇,〇〇〇	三,三三〇,〇〇〇	三,三三〇,〇〇〇	二一七,〇〇〇	六五一,三〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(六八四)	同	宮崎郡佐土原町釘元 水路二十九年災害復旧	三七八,〇〇〇	二四五,七〇〇	二四五,七〇〇	三七八,〇〇〇	二四五,七〇〇	粗漏 工事

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六七三―六八四) 三二五



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六八五―六八九) 三二六

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に対する国庫補助金相当額のうち三十二年(定額中交付予定額)を要する額	摘 要
鹿兒島	枕崎市別府地区農地保全	別府上手土地改良区	四、六七〇、〇〇〇	二、三五五、〇〇〇	二、三五五、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
同	贈嶺郡大隅町松木段地区農地保全	松木段	九、四五六、〇〇〇	四、七二八、〇〇〇	四、七二八、〇〇〇	九四三、〇〇〇	四、七二、〇〇〇	同
同	贈嶺郡末吉町光神山地区農地保全	光神山	一〇、〇五六、〇〇〇	五、〇四八、〇〇〇	五、〇四八、〇〇〇	一、〇〇八、五〇〇	五、〇四二、六〇〇	同
同	贈嶺郡財部町馬立地区農地保全	馬立	三、三九五、〇〇〇	六、六四七、六〇〇	六、六四七、六〇〇	一、三三九、〇〇〇	六、四四、五〇〇	同
計			一〇〇、九七七、〇〇〇	三三、〇三一、〇〇〇	三三、〇八一、〇〇〇	一〇、五二〇、二八〇	三、七九二、六四〇 (一八五、〇〇〇)	
道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額 <td>補助工事費から除外すべき額</td> <td>同上に対する国庫補助金相当額のうち三十二年(定額中交付予定額)を要する額</td> <td>摘 要</td>	補助工事費から除外すべき額	同上に対する国庫補助金相当額のうち三十二年(定額中交付予定額)を要する額	摘 要
北海道	空知郡音江村一般林道沖里河線開設	音江村森林組合	二〇、〇四八、〇〇〇	八、〇七九、〇〇〇	八、〇七九、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	二、四四〇、〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
計			二、九〇七、〇五五、五五三	一、五五六、〇三三、九〇一	一、三三九、三三八、八三三	三二、九七八、六〇〇	一、九五四、八〇六 (一七九、五三三、三五六 五、八七三、二四三)	

(二) 山林施設

道府県	工 事	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に対する国庫補助金相当額のうち三十二年(定額中交付予定額)を要する額	摘 要
茨城県	久慈郡金砂郷村一般林道赤土線開設	金砂郷村	五、一〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	五、一〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	改良工事その他補助の対象としてはならないもの
同	林道延長一、五八五メートルを改修したこととして、幅工事を施行したものである。							これは拡
同	大飯郡大飯町九頭龍川流域笹谷川崩壊地復旧	福井県	六、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	粗漏工事
同	大飯郡高浜町九頭龍川流域関屋川崩壊地復旧	同	二、五〇〇、〇〇〇	一、八七五、〇〇〇	一、八七五、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	一、八七五、〇〇〇	同
計	(一〇五ページ参照)		三三、一〇〇、〇〇〇	二四、〇七五、〇〇〇	二四、〇七五、〇〇〇	二、八五〇、〇〇〇	二、一三七、五〇〇	
山梨県	南巨摩郡早川町奥地開発林道早川線二十年八災害復旧	山梨県	三、九四四、〇〇〇	三、五四九、六〇〇	三、二四二、八〇〇	六、〇三九、四〇〇	五、四三三、四七六 (五四三、五四七)	改良工事その他補助の対象としてはならないもの
同	林道延長二、三四一メートルの復旧にあたり、うち延長三四八メートルの路側練積石垣一、八一四平米は胴込コンクリート平米当り〇・二立米総量三六二立米を施行したこととして、実際は〇・〇八立米から〇・一六立米総量二六四立米を施行したにすぎないため五〇〇、三九四円が出来高不足となっているばかりでなく、本件林道は別途県営で施行した西山発電用ダム建設の資材運搬道路として使用するため、工事費三、四九一、七七五円で一部路線の位置を変更し、こ							
同	とさら練積石垣等を施行するなど災害復旧の程度をこえ改良工事を施行しているもので、本件補助の対象から除外すべきものと認められる。また、工事は三九、四四四、〇〇〇円で施行したこととしているが、実際は三七、三九六、七四九円で施行しているため国庫補助金相当額一、八四二、五二六円の剰余を生ずることとなっているから前記改良工事分等を合							
同	わせ総額六、〇三九、四二〇円は本件補助工事費から除外すべきものと認められる。							
岐阜県	揖斐郡久瀬村奥地開発林道高地谷線開設	久瀬村	六、五九七、〇〇〇	三、二九八、五〇〇	三、二九八、五〇〇	六、七五〇、〇〇〇	三、三七五、〇〇〇	出来高不足、事業主体負担不足

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六九〇―六九四) 三二七



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (六九五—七〇二) 三二八

道府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に対する国庫補助金相当額のうち三十二年以降交付予定額中減額を要する額	摘 要
(六九五) 京都府	相楽郡南山城村一般林道野殿線二十八年災害復旧	大河原森林組合	一五八,四四〇.〇〇	一四一,五九六.〇〇	一二〇,五六二.六九	八三九.〇〇	七五五,一〇〇 (七五,一〇〇)	出来高不足、事業主体負担不足
(六九六) 和歌山県	日高郡南部川村一般林道湯の川線二十八年度災害復旧	清川シ	二,九〇〇,〇〇〇	一,八八一,〇〇〇	一,八八一,〇〇〇	三三〇,〇〇〇	二八八,〇〇〇	同
(六九七) 鳥取県	鳥取市賀露海岸砂地造林 (一〇五ページ参照)	鳥取県	四,六五四,〇〇〇	二,三三七,〇〇〇	二,三三七,〇〇〇	五八八,〇〇〇	二九四,〇〇〇	設計過大、事業主体負担不足
(六九八) 同	鳥取市浜坂海岸砂地造林 (一〇五ページ参照)	同	五,六〇四,〇〇〇	二,九〇一,〇〇〇	二,九〇一,〇〇〇	七〇八,〇〇〇	三五四,〇〇〇	同
(六九九) 同	岩美郡福部村海土海岸砂地造林 (一〇五ページ参照)	同	四,六五五,〇〇〇	二,三三七,五〇〇	二,三三七,五〇〇	五八八,〇〇〇	二九四,〇〇〇	同
(七〇〇) 同	岩美郡福部村湯山海岸砂地造林 (一〇五ページ参照)	同	四,六五五,〇〇〇	二,三三七,五〇〇	二,三三七,五〇〇	五八八,〇〇〇	二九四,〇〇〇	同
(七〇一) 鳥根県	鹿足郡六日市町高津川流域高津川崩壊地復旧	鳥根県	一,五五五,〇六三	一,〇三三,三七五	一,〇三三,三七五	三〇三,〇六三	二〇二,〇四二	出来高不足
(七〇二) 同	仁多郡馬木村斐伊川流域馬木川崩壊地復旧	同	三,七三二,七九七	二,六〇五,五〇三	二,六〇五,五〇三	三六六,七七一	二四九,六三六	同
計			一九,五六八,〇〇〇	九,七四四,〇〇〇	九,七四四,〇〇〇	二,四七二,〇〇〇	一,三三六,〇〇〇	
(七〇三) 広島県	山県郡千代田町一般林道外原線二十九年災害復旧	千代田町	一,一五三,〇〇〇	八七九,四五〇	八七九,四五〇	三六〇,〇〇〇	三三四,〇〇〇	出来高不足
(七〇四) 高知県	土佐清水市奥地開発林道久百百線開設	土佐清水市	六,八三〇,〇〇〇	三,四四五,〇〇〇	三,四四五,〇〇〇	四三三,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	粗漏 工事
(七〇五) 大分県	下毛郡山国村奥地開発林道奥谷線開設	山国村	九,六〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	九,六〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇 (一〇〇,〇〇〇)	改良工事その他補助の対象としてはならないもの
(七〇六) 宮崎県	西諸県郡飯野町川内川流域畦倉崩壊地復旧	宮崎県	一,三〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	九七五,〇〇〇	四六一,〇〇〇	三四五,七五〇	粗漏 工事
(七〇七) 同	東臼杵郡椎葉村奥地開発林道十根川線二十九年災害復旧	同	二,九七三,〇〇〇	一,九三二,四五〇	一,九三二,四五〇	五六四,〇〇〇	三六六,六〇〇	出来高不足
(七〇八) 同	東臼杵郡南郷村耳川流域小丸川崩壊地復旧	同	二,九五八,五〇〇	二,二二八,八七五	二,二二八,八七五	三七四,一〇九	二八〇,五八一	同
計			七,七三二,五〇〇	五,一三六,三三五	五,一三六,三三五	一,三九九,一〇九	九九二,九三二	
合計			一四二,三三九,一六〇	九四,五四七,七七三	七六〇,五九七,七二	三,四六二,六三三	一八,六七八,一八九 (六,三九〇,五七八)	

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (七〇三—七〇八) 三二九

道府県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する国庫補助金	同上のうち三十一年度までの交付済額	補助工事費から除外すべき額	同上に対する国庫補助金相当額のうち三十二年以降交付予定額中減額を要する額	摘 要
(七〇三) 山県郡千代田町一般林道外原線二十九年災害復旧	山県郡千代田町一般林道外原線二十九年災害復旧	千代田町	一,一五三,〇〇〇	八七九,四五〇	八七九,四五〇	三六〇,〇〇〇	三三四,〇〇〇	出来高不足
(七〇四) 高知県	土佐清水市奥地開発林道久百百線開設	土佐清水市	六,八三〇,〇〇〇	三,四四五,〇〇〇	三,四四五,〇〇〇	四三三,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	粗漏 工事
(七〇五) 大分県	下毛郡山国村奥地開発林道奥谷線開設	山国村	九,六〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	九,六〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇 (一〇〇,〇〇〇)	改良工事その他補助の対象としてはならないもの
(七〇六) 宮崎県	西諸県郡飯野町川内川流域畦倉崩壊地復旧	宮崎県	一,三〇〇,〇〇〇	九七五,〇〇〇	九七五,〇〇〇	四六一,〇〇〇	三四五,七五〇	粗漏 工事
(七〇七) 同	東臼杵郡椎葉村奥地開発林道十根川線二十九年災害復旧	同	二,九七三,〇〇〇	一,九三二,四五〇	一,九三二,四五〇	五六四,〇〇〇	三六六,六〇〇	出来高不足
(七〇八) 同	東臼杵郡南郷村耳川流域小丸川崩壊地復旧	同	二,九五八,五〇〇	二,二二八,八七五	二,二二八,八七五	三七四,一〇九	二八〇,五八一	同
計			七,七三二,五〇〇	五,一三六,三三五	五,一三六,三三五	一,三九九,一〇九	九九二,九三二	
合計			一四二,三三九,一六〇	九四,五四七,七七三	七六〇,五九七,七二	三,四六二,六三三	一八,六七八,一八九 (六,三九〇,五七八)	



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (七〇九―七一五) 三三三〇

(三) 漁港施設

道県名	工 事	事業主体	工事費	同上に対する国庫負担(補助金)	同上のうち三十一年度までの交付済額	国庫負担(補助)工事費から除外すべき額	同上に対する国庫負担(補助)金相当額(うち三十二年以降交付予定額中減額を要する額)	摘 要
(七〇九) 北海道	檜山郡上の国村石崎漁港三十年災害復旧(一〇七ページ参照)	上の国村	一、六六六、〇〇〇 円	一、三三八、〇〇〇 円	一、三三八、〇〇〇 円	一、六六六、〇〇〇 円	一、三三八、〇〇〇 円	粗漏工事
(七一〇) 茨城県	鹿島郡波崎町波崎漁港二十七年災害復旧	茨城県	七〇、七三〇、〇〇〇	四七、〇七〇、〇〇〇	四七、〇七〇、〇〇〇	五八、六一八	三四五、九一八	出来高不足
(七一〇) 神奈川県	足柄下郡湯河原町福浦漁港二十九年災害復旧	湯河原町	一、六二六、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇	三〇三、三四四	二四七、三二七	同
(七一一) 福井県	大飯郡高浜町上瀬漁港二十八年災害復旧(一号)	上瀬漁業協同組合	二、〇三三、〇〇〇	一、八二九、〇〇〇	一、八二九、〇〇〇	四〇三、〇〇〇	三六二、七〇〇	出来高不足、事業主体負担不足
(七一二) 同	大飯郡高浜町上瀬漁港二十八年災害復旧(二号)	同組合	一、五九四、〇〇〇	一、四三四、六〇〇	九〇、〇〇〇	三三四、〇〇〇	二九一、六〇〇	同
(七一三) 計			三、六二七、〇〇〇	三、三三三、六〇〇	一、九一九、〇〇〇	七七七、〇〇〇	六、四四三、〇〇〇	
(七一四) 静岡県	賀茂郡西伊豆町仁科漁港二十六年災害復旧	西伊豆町	一、一八七、〇〇〇	八三六、〇〇〇	八三六、〇〇〇	一、一八七、〇〇〇	八三六、〇〇〇	粗漏工事
(七一五) 鳥取県	東伯郡羽合町宇野漁港二十八年災害復旧	羽合	六、二九一、〇〇〇	五、九〇〇、九五八	五、九〇〇、九五八	二九一、〇〇〇	二、七二九、五八	出来高不足

(七二六) 島根県	大田市鳥井漁港二十七年災害復旧	大田市(旧鳥井村)	二、三六五、六四〇	一、七五〇、八九	一、七五〇、八九	三六六、〇〇〇	二、六五、三五〇	出来高不足、事業主体負担不足
(七二七) 同	那賀郡三隅町古湊漁港三十年災害復旧	三隅町	一、〇三四、〇〇〇	八二七、〇〇〇	七五、一六三	四四三、四八四	三八二、二八三	粗漏工事
(七二八) 同	八東郡大野村魚瀬漁港二十六年災害復旧	大野村	一、四三三、〇〇〇	一、〇三七、四四二	一、〇三七、四四二	四三三、〇〇〇	三三、三四二	出来高不足、事業主体負担不足
計			四、八四二、六四〇	三、五七九、五三四	三、五〇四、一五三	一、二六二、四八四	九七、一〇五	(七五、三八一)
(七一九) 山口県	柳井市近長漁港二十六年災害復旧	柳井市(旧伊保庄村)	五、六一五、〇〇〇	五、四七四、六二五	五、四七四、六二五	四六七、〇〇〇	四、五五、三三五	出来高不足、事業主体負担不足
(七二〇) 同	大島郡東和町日向泊漁港二十六年災害復旧	東和町(旧油田村)	二、九七〇、〇〇〇	二、八六三、〇八〇	一、九五、〇〇〇	三三七、〇〇〇	三、四、五〇八	出来高不足
(七二一) 同	大津郡日置村黄波戸漁港二十六年災害復旧	日置村	九、五五〇、〇〇〇	七、七三三、七〇〇	七、七三三、七〇〇	一、四四五、〇〇〇	一、二七六、三三〇	出来高不足、事業主体負担不足
計			一八、一三五、〇〇〇	一六、二二一、四〇五	一五、一三三、三三五	二、二五九、〇〇〇	一、九六六、〇六三	(三、四、五〇八)
(七二二) 愛媛県	温泉郡北条町磯河内漁港二十五年災害復旧	北条町(旧粟井村)	三、四九〇、〇〇〇	二、六五五、五五五	二、六五五、五五五	五〇七、五二〇	三、五二、七六	出来高不足、事業主体負担不足
(七二三) 同	喜多郡長浜町青島漁港二十九年災害復旧	長浜	一、六二〇、〇〇〇	一、〇〇〇、五四〇	一、〇〇〇、五四〇	四六五、九五七	三、〇七、九三	粗漏工事
(七二四) 同	北宇和郡日振島村明海漁港二十八年災害復旧	日振島村	二、五七〇、〇〇〇	二、五三三、三〇〇	二、五三三、三〇〇	二二〇、〇〇〇	二、六五、四〇	出来高不足

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (七二六―七二四) 三三三二

防波堤延長二一九メートルの復旧にあたり、防波堤捨石五、二五六立米を投入し水中ならし、三、三四六平米を施行した。ととして、実際は水中ならしは一、一六六平米を施行したにすぎないなどのため工事費は八、一〇五、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとしている。一、七七六、三〇〇円のうち一、四四五、〇〇〇円を負担していない。



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (七二五—七三二) 三三三二

道県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する国庫負担(補助)金	同上のうちに三十一年度の交付済額	国庫負担(補助)工事費から除外すべき額	同上に對する国庫負担(補助)金相当額(うち三十二年以降交付予定額中液額を要する額)	摘 要
(七二五)	愛媛県 北宇和郡遊子村津之浦漁港二十五年度災害復旧	遊子村	三,五七,〇〇〇 円	三,三三,三三三 円	三,三三,三三三 円	三,五〇,〇〇〇 円	三,六九,七〇〇 円	出来高不足,事業主体負担不足
(七二六)	西宇和郡伊方町伊方越漁港二十五年度災害復旧	伊方町	二,九六,〇〇〇	二,五八,八〇〇	二,五八,八〇〇	四〇,〇〇〇	三,五二,五〇〇	同
(七二七)	西宇和郡伊方町田之浦漁港二十五年度災害復旧	同	二,四八,〇〇〇	一,九五,四九二	一,九五,四九二	二四八,〇〇〇	三三〇,三三二	事業主体負担不足
(七二八)	西宇和郡伊方町仁田之浜漁港二十八年災害復旧	同	二,三三,六〇〇	一,五四,四四五	一,五四,四四五	三五四,六〇〇	二四三,八八六	同
(七二九)	西宇和郡瀬戸町大久瀬戸町(旧四ツ浜村)漁港二十五年度災害復旧	瀬戸町	五,二〇〇,〇〇〇	四,七六,四〇〇	四,七六,四〇〇	三三,九六二	二,二二,三三三	出来高不足
計			二四,〇九,六〇〇	二〇,三六,四六四	二〇,三六,四六四	二,八七,〇三九	二,三三,七六四	
(七三〇)	高知県 高知市仁井田漁港二十六年災害復旧	三里漁業協同組合	二,八六,〇〇〇	一,八四,二〇〇	一,八四,二〇〇	八五五,〇〇〇	五五,七五〇	事業主体負担不足
(七三一)	宿毛市田ノ浦漁港二十六年災害復旧	宿毛市	三,八九,〇〇〇	三,六六,九八	三,六六,九八	二七九,〇〇〇	二六,二八八	出来高不足
(七三二)	安芸郡室戸町新村漁港二十八年災害復旧	室戸町	一,三〇,〇〇〇	一,二五,〇〇〇	一,二五,〇〇〇	四一〇,〇〇〇	三三,二二〇	出来高不足,事業主体負担不足
計			一〇,四七,〇〇〇	八,七四,四三六	八,七四,四三六	一,九六,〇〇〇	一,五五,五七六	
(七三三)	幡多郡大月町周防形漁港二十六年災害復旧	大月(旧月灘村)	二,三六,〇〇〇	二,一八,二六〇	二,一八,二六〇	四三,〇〇〇	四三,七六	出来高不足
計			二,三六,〇〇〇	二,一八,二六〇	二,一八,二六〇	四三,〇〇〇	四三,七六	
(七三四)	福岡県 行橋市杏尾漁港修築	行橋市(旧今元村)	三,三六,七〇〇	一,〇七,四八〇	一,〇七,四八〇	二,五七,〇〇〇	一,〇三,〇〇〇	出来高不足,事業主体負担不足
	護岸延長四三〇メートルの施行にあたり、うち一二三メートルの基礎ぐり石は五二六立米を施行し、また、基礎コンクリート三〇六立米、擁壁コンクリート五六六立米はいずれも配合比一・三・六で施行したとしているが、実際は基礎ぐり石は三一〇立米を施行し、基礎コンクリート二〇〇立米は配合の悪い玉石コンクリートで、また、擁壁は粗悪なコンクリートで施行したにすぎないなどのため工事費は二一,一一一,〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして一、一八三、八〇〇円のうち二、五七六、〇〇〇円を負担していない。							
(七三五)	行橋市葦島漁港二十九年災害復旧	行橋市	一,一四二,〇〇〇	一,〇七五,二〇〇	九六三,九四五	八〇,一〇〇	七七,九六五	事業主体負担不足
(七三六)	若松市脇之浦漁港二十九年災害復旧	若松	二,〇五,〇〇〇	一,三六,八〇七	一,三六,八〇七	三六六,〇〇〇	二五,七四二	同
(七三七)	粕屋郡新宮町相島漁港二十六年災害復旧	新宮町	二,三六,〇〇〇	二,一八,八〇〇	二,一八,八〇〇	一,三四,〇〇〇	二,一九,六六六	設計過大,事業主体負担不足
計	防波堤延長六〇メートルの復旧にあたり、中詰野づら石二、九七九立米はすべて新石で施行したとしているが、実際はうち七三〇立米は在石を使用することができたなどのため工事費は一、二五八、〇〇〇円で足り、事業主体はその負担したとして一、四一一、二〇〇円のうち一、三四二、〇〇〇円を負担していない。		四,九四八,〇〇〇	三,三三六,四四七	三,三三六,四四七	五,一〇五,〇〇〇	三,二五二,五三三	
(七三八)	佐賀県 伊万里市波多津漁港二十八年災害復旧	伊万里市(旧波多津村)	五,七三,〇〇〇	五,二九,四八〇	五,二九,四八〇	九八,二〇〇	八三九,三三〇	設計過大,事業主体負担不足
計			五,七三,〇〇〇	五,二九,四八〇	五,二九,四八〇	九八,二〇〇	八三九,三三〇	

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (七三三—七三八) 三三三三



別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (七三九―七四一) 三三四

道県名	工 事	事業主体	工事費	同上に對する国庫負担(補助)金	同上のうち三十一年度までの交付済額	国庫負担(補助)工事費から除外すべき額	同上に對する国庫負担(補助)金相当額(うち三十二年以降交付予定額中減額を要する額)	摘 要
(七三九)	唐津市屋形石漁港二十年災害復旧	唐津市(旧湊村)	二,七二〇,〇〇〇 円	二,六四九,〇〇〇 円	二,六四九,〇〇〇 円	七七,〇〇〇 円	七五八,〇〇〇 円	設計過大、事業主体負担不足
(七四〇)	東松浦郡入野村高串漁港二十八年災害復旧(一八号)	入野村	八〇四,〇〇〇 円	六九六,五五九 円	六九六,五五九 円	一,三〇,〇〇〇 円	一,三三六,七〇 円	改良工事その他補助の対象としてはならないもの
(七四一)	同	同	同	同	同	同	同	改良工事その他補助の対象としてはならないもの

たい積土砂二、八二〇立米のしゅんせつにあたり、工事は事業主体である入野村が施行したこととしていますが、実際は受益者である高串漁業協同組合がこれを施行しており、同組合では本件災害復旧にかかるしゅんせつ土砂で三八九坪の埋立地を造成し、うち二一九坪を三十二年三月岸本某ほか一七名に価額二、二七二、五九九円で売却し、国庫負担金一、一

四一、八五七円と合わせ三、四一四、四五六円の収入をあげることとなり、しゅんせつおよび埋立工事に要した経費二、〇九九、七七五円を差し引いてもなお一、三一四、六八一円の利益を生ずることとなっている状況であるから、右事業費の精算にあたってこれを考慮すれば、本件事業に對して補助の必要はなかつたものである。

(七四二)	同	東松浦郡鎮西町名護屋漁港二十六年災害復旧(旧名護屋村)	二,三三三,〇〇〇 円	二,三三三,〇〇〇 円	二,三三三,〇〇〇 円	四四九,〇〇〇 円	四三三,二八五 円	改良工事その他補助の対象としてはならないもの
(七四三)	同	計	二〇,二〇三,六九九 円	一八,三一九,一〇四 円	一七,九一一,三四七 円	四七六,〇五九 円	四二七,八五五 円	
(七四三)	宮崎県	申間市高松漁港二十年災害復旧	二,八四四,五〇〇 円	二,〇八五,〇一八 円	二,〇八五,〇一八 円	一,三〇七,五〇〇 円	八八五,〇九七 円	粗漏工事
(七四四)	同	肝属郡内之浦町内之浦漁港三十一年災害復旧	一,六五二,一一一 円	一,一〇一,九五八 円	一,一〇一,九五八 円	三〇〇,六六四 円	二〇〇,五四三 円	同
(七四五)	同	出水郡西長島村汐見漁港二十六年災害復旧	二,九七〇,〇〇〇 円	二,三三〇,六八三 円	二,三三〇,六八三 円	五五〇,九三三 円	四四〇,一九三 円	同
計			四,五九九,一一一 円	三,四三三,六四一 円	三,四三三,六四一 円	八五一,九五五 円	六四〇,七三三 円	
合計			一五五,八九四,五四〇 円	一三三,三三〇,八〇九 円	一三三,三三〇,八〇九 円	二五,〇三二,一六九 円	一九六,一九九〇 円	
(一)(二)(三)総合計			三,一〇五,四三九,六五三 円	二,七三三,九三〇,九七二 円	二,七三三,九三〇,九七二 円	三六八,三六五,一九三 円	二七八,二一四,四六三 円	

別表第三 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(農林省) (七四二―七四五) 三三五



別表第四 国庫補助金の経理当を得ないもの(農林省)

(一) 新農山漁村建設総合対策施設事業

道府県名	事業内容	事業主体	事業費	同上に対する国庫補助金	不当事業費	同上に対する国庫補助金相当額	摘要
(七五四)	北海道 共同貯りゆう槽	上川郡美瑛町	二,三三〇,〇〇〇	一,一三〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	五九三,三〇〇	粗漏工事
(七五五)	宮城県 共同作業所	加美郡色麻村吉田興農実行組合	九〇,〇〇〇	四五,〇〇〇	四六,八〇〇	三六,四〇〇	事業量不足
(七五六)	秋田 同	大曲市松倉農業改良組合	六二,五七九	二六,〇〇〇	六二,五七九	二八,〇〇〇	対象外
(七五七)	同	北秋田郡合川町合川養鶏組合	六五,七九九	三五,〇〇〇	六五,七九九	三五,〇〇〇	同
(七五八)	同	平鹿郡平鹿町十五野養鶏グループ	四六,二五六	二九,〇〇〇	四六,二五六	二九,〇〇〇	同
(七五九)	同	種もみ催芽所	二八,五四九	一四,〇〇〇	五八,一二五	二六,四九〇	精算過大
(七六〇)	山形県 草資源開発	飽海郡八幡町常禅寺地区共同施行	二五九,〇〇〇	七六,〇〇〇	八三,四七一	二四九,九四一	積算過大
(七六一)	千葉 農事放送施設	茂原市鶴枝農業協同組合	三,三六〇,〇〇〇	一,四五〇,〇〇〇	九四五,〇〇〇	三〇四,〇〇〇	精算過大
(七六二)	神奈川 共同集荷所	高座郡綾瀬町落合生産組合ほか二	八九四,〇〇〇	四七,〇〇〇	八九四,〇〇〇	四七,〇〇〇	対象外
(七六三)	新潟 共同作業所	栃尾市榎原農事組合	六三,〇〇〇	三八,〇〇〇	六四,〇〇〇	三八,〇〇〇	対象外
(七六四)	同	栃尾市二日町農事組合ほか二	一,四三三,〇〇〇	八六三,〇〇〇	五,四三三,〇〇〇	二四九,〇〇〇	精算過大
(七六五)	同	家畜管理所	一,〇四六,八五	五四〇,〇〇〇	一,〇四六,八五	五四〇,〇〇〇	対象外
(七六六)	同	共同作業所	一,〇五八,六五	五〇七,〇〇〇	一,〇五八,六五	五〇七,〇〇〇	対象外
(七六七)	長野 稚蚕共同飼育施設	南佐久郡中込町内山農業協同組合	一,三三,三六二	五八,〇〇〇	一,三三,三六二	五八,〇〇〇	対象外
(七六八)	静岡 共同集荷所	小笠郡小笠町温室園芸組合ほか二	一,四九,〇〇〇	七五,〇〇〇	一,四九,〇〇〇	七五,〇〇〇	対象外



別表第四 国庫補助金の経理当を得ないもの(農林省) (七六九―七七四)

三三八

道府県名	事業内容	事業主体	事業費	同上に対する国庫補助金	不当事業費	同上に対する国庫補助金相当額	摘要
			円	円	円	円	
静岡県	共同集荷所	藤原郡相良町大沢農事実行組合	四八,〇〇〇	三四,〇〇〇	四八,〇〇〇	三四,〇〇〇	対象外
計			一八七,〇〇〇	九九,〇〇〇	一八七,〇〇〇	九九,〇〇〇	
愛知県	農事放送施設	安城市赤松農業協同組合ほか三	四〇六,八三三	二〇三,〇〇〇	九六,〇七九	四七四,九四四	精算過大
計			六,〇三四円で足りていた。				

公民館に転用しその代替として新築し、他の一むね二一坪四七九、〇〇〇円は既設の集荷所を解体した跡地に更新したものであり、また、他の一むね二一坪五〇〇、〇〇〇円は集会を目的とする構造となっている。

(七七〇)	静岡県	共同集荷所	藤原郡相良町大沢農事実行組合	四八,〇〇〇	三四,〇〇〇	四八,〇〇〇	三四,〇〇〇	対象外
(七七〇)	愛知県	農事放送施設	安城市赤松農業協同組合ほか三	四〇六,八三三	二〇三,〇〇〇	九六,〇七九	四七四,九四四	精算過大
(七七〇)	計			一八七,〇〇〇	九九,〇〇〇	一八七,〇〇〇	九九,〇〇〇	

(七七二)	同	共同作業所	一宮市妙興寺農事実行組合ほか三	二四,三七〇	一六,八〇〇	六五,六三三	二四,八六一	精算過大
(七七二)	同	共同育す所	丹羽郡大口村御供所養鶏組合	四三,八九六	二五,〇〇〇	四三,八九六	二五,〇〇〇	対象外
(七七二)	計			六九,四三三	三三,〇〇〇	二〇七,一一九	九四,八四五	

(七七三)	滋賀県	共同作業所	神崎郡能登川町伊庭農業協同組合	八五,七九	四三,〇〇〇	八五,七九	四三,〇〇〇	対象外
(七七三)	共同作業所	農林協同組合	共同作業所一むね一八坪および付属機具を新設したことからしているが、実際は旧作業所を倉庫に転用した代替として新設したものである。					

(七七四)	京都府	同	亀岡市神前農事実行組合	七五,四八〇	三〇,〇〇〇	七五,四八〇	三〇,〇〇〇	対象外
(七七四)	共同作業所	農林協同組合	共同作業所一むね一六坪および付属機具を新設したことからしているが、実際は神前農業協同組合が旧作業所一むね四〇坪を農業倉庫に転用した代替として新設したものである。					

(七七五)	同	同	福知山市金谷農業協同組合	九三,〇〇〇	四九,〇〇〇	九三,〇〇〇	四九,〇〇〇	対象外
(七七五)	共同作業所	農林協同組合	共同作業所二むね三〇坪を新築したことからしているが、実際は部落代表者ほか一名が自己資金八五五,〇〇〇円で新築した個人施設で、共同施設とは認められない。					

(七七六)	同	共同育す所	加佐郡大江町尾藤養鶏組合ほか二	七五,八四七	三七,〇〇〇	七五,八四七	三七,〇〇〇	対象外
(七七六)	共同育す所	農林協同組合	共同育す所三むね四三坪を新築したことからしているが、実際は個人三名が自己資金五一〇,八三六円で新築した個人施設で、共同施設とは認められない。					

(七七七)	同	共同作業所	加佐郡大江町二箇下農事組合	五四,〇〇〇	二五,〇〇〇	五四,〇〇〇	二五,〇〇〇	対象外
(七七七)	共同作業所	農林協同組合	共同船巻揚施設	四四,〇〇〇	二八,〇〇〇	四四,〇〇〇	二八,〇〇〇	粗漏工事

(七七八)	同	共同作業所	竹野郡網野町島津農事実行組合	九九,〇〇〇	三五,〇〇〇	九九,〇〇〇	三五,〇〇〇	対象外
(七七八)	共同作業所	農林協同組合	共同作業所一むね二四坪および付属機具を新設したことからしているが、実際は旧作業所二四坪を解体した跡地に更新したものであり、また、機械は交換差金を支払って古品を新品と交換したものである。					

(七八〇)	兵庫県	家畜管理所	佐用郡佐用町江川農業協同組合	五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	対象外
(七八〇)	共同集荷所	有田郡吉備町	(一一九ページ参照)	七〇,〇〇〇	三五,〇〇〇	四五六,一三四	三三,〇六二	同

(七八二)	香川	共同貯水槽	綾歌郡綾南町昭和部落農事組合ほか三	二一〇,〇〇〇	一〇七,九〇〇	六一九,二一九	三〇八,六四四	精算過大
(七八二)	共同貯水槽	農林協同組合	共同貯水槽					

(七八三)	愛媛	共同集荷所	今治市乃万農業協同組合	八五七,〇〇〇	三六五,〇〇〇	八五七,〇〇〇	三六五,〇〇〇	対象外
(七八三)	共同集荷所	農林協同組合	共同集荷所					

別表第四 国庫補助金の経理当を得ないもの(農林省) (七七五―七八三)

三三三九



別表第四 国庫補助金の経理当を得ないもの(農林省) (七八四―七八八)

三四〇

道府県名	事業内容	事業主体	事業費	同上に対する国庫補助金	不当事業費	同上に対する国庫補助金相当額	摘要
(七八三)							
(七八二)							
(七八四)	愛媛県 共同貯水槽	入幡浜市川名津共同貯水槽利用組合ほか	六三三,〇〇〇	三三三,〇〇〇	六三三,〇〇〇	三三三,〇〇〇	対象外
(七八五)	熊本県 共同集荷貯蔵	菊地郡泗水村永園芸組合	六二〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	六二〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	対象外
(七八六)	同	農地交換整備 下益城郡富合村	二,三六〇,〇〇〇	六六八,〇〇〇	八五九,〇〇〇	二,五七〇,〇〇〇	事業量不足
(七八七)	同	共同貯水槽 玉名郡岱明村備中開田農家組合	七六〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	七六〇,〇〇〇	三〇〇,〇〇〇	粗漏工事
(七八八)	鹿児島県 共同貯水槽	鹿児島市横井原農事振興組合ほか三	五〇〇,〇〇〇	二九〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二九〇,〇〇〇	粗漏工事
(七八九)	北海道	防除機具	八三三,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	八三三,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	対象外
(七九〇)	同	小田地開発(客土)	三三三,八〇〇	一〇〇,〇〇〇	一六八,四七六	五〇四,五三三	事業量不足
(七九一)	同	開墾作業	一八六,四七三	八〇,九六六	一	九七,五九九	目的外使用
(七九二)	同	国庫補助金を開畑二四町八反を実施した者に配分したことからしているが、実際の経費に充てていた。	七五〇,〇九〇	三三七,五四五	一	三三六,五三九	目的外使用
(七九三)	同	勇払郡厚真村開拓農業協同組合	四,二四六,六七	一,九〇〇,八〇	一	二,四八七,一	目的外使用
(七九四)	青森県	農産物貯蔵所	三四,五三三,三〇	一四,五八八,五一	一	二,二六八,八三	対象外
(七九五)	同	小田地開発(牧野改良)	八七〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	八七〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	同

(二) その他の一般補助事業

道府県名	年度	事業内容	事業主体	事業費	同上に対する国庫補助金	不当事業費	同上に対する国庫補助金相当額	摘要
(八〇一)								
(七八九)	北海道	防除機具	枝幸郡中頓別町農業協同組合	八三三,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	八三三,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	対象外
(七九〇)	同	小田地開発(客土)	上川郡美瑛町	三三三,八〇〇	一〇〇,〇〇〇	一六八,四七六	五〇四,五三三	事業量不足
(七九一)	同	開墾作業	上川郡美瑛町開拓農業協同組合	一八六,四七三	八〇,九六六	一	九七,五九九	目的外使用
(七九二)	同	国庫補助金を開畑二四町八反を実施した者に配分したことからしているが、実際の経費に充てていた。	瀬棚郡北檜山町太櫓村開拓農業協同組合	七五〇,〇九〇	三三七,五四五	一	三三六,五三九	目的外使用
(七九三)	同	勇払郡厚真村開拓農業協同組合		四,二四六,六七	一,九〇〇,八〇	一	二,四八七,一	目的外使用
(七九四)	青森県	農産物貯蔵所	五所川原市三好農業協同組合	三四,五三三,三〇	一四,五八八,五一	一	二,二六八,八三	対象外
(七九五)	同	小田地開発(牧野改良)	十和田市相坂牧野畜産農業協同組合	八七〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	八七〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	同

別表第四 国庫補助金の経理当を得ないもの(農林省) (七八九―七九五)

三四一



別表第四 国庫補助金の経理当を得ないもの(農林省) (七九六―八〇一)

三四二

道府県名	年度	事業内容	事業主体	事業量	費用	同上に対する国庫補助金相当額	不当事業費	同上に対する国庫補助金相当額	摘要
計									
(七九六)	宮城県	開墾作業	加美郡色麻村玉城寺 原開拓農業協同組合	七町	三,五三,六五五	一,八〇五,〇〇〇	一,八〇五,〇〇〇	六七二,〇〇〇	目的外使用
(七九七)	秋田	共同集荷所	秋田市上北手農業協同組合		九〇七,五〇〇	四〇〇,〇〇〇	九〇七,五〇〇	四〇〇,〇〇〇	対象外
(七九八)	同	小田地開発(ため池)	北秋田郡合川町下小 阿仁農業協同組合		一,四〇〇,〇〇〇	四〇〇,〇〇〇	七六,九三三	三三,〇七七	積算過大
(七九九)	同	食肉処理加工所ほか	南秋田郡五城目町		一,五五,八六〇	七〇,〇〇〇	一,五五,八六〇	七〇,〇〇〇	対象外
(八〇〇)	群馬県	入植者住宅ほか	吾妻郡吾妻町吾妻開拓農業協同組合		五,三六,六三九	二,四二,五六九	—	二四,一五五	目的外使用
(八〇一)	同	開墾作業	吾妻郡嬭恋村嬭恋開拓農業協同組合		一,九四八,八〇〇	八八,七五三	一,九四八,八〇〇	八八,七五三	同
計					三八三,三九〇	一,五八〇,〇〇〇	三,七〇,三三三	一,六一,〇七七	
計					七,〇七,七三九	三,一五〇,三三三	—	一,〇五,二九八	

共同集荷所一むね三〇坪を新築したこととしていますが、実際は補助の対象とならない農業倉庫を新築したものである。

食肉処理加工所一むね二〇坪、家畜管理所一むね一七坪および各付帯設備を新築したこととしていますが、完成後一年以上経過するも全く使用しないで遊休となっている。

道府県名	年度	事業内容	事業主体	事業量	費用	同上に対する国庫補助金相当額	不当事業費	同上に対する国庫補助金相当額	摘要
(八〇二)	新潟県	共同種付所	西頸城郡能生町能生 谷綿羊組合		四二,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	四二,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	対象外
(八〇三)	富山	農作物採種圃	上新川郡富南村	三町	二六〇,〇〇〇	—	—	—	目的外使用
(八〇四)	福井	開墾作業	県開拓農業協同組合 連合会	四町三反	二九〇,七三三	—	—	三三,四四〇	同
(八〇五)	静岡	開墾作業ほか	富士郡上井出村富士 開拓農業協同組合		七,五八,五九七	三,三三,九六〇	—	四九,一九〇	目的外使用
(八〇六)	三重	浅海増殖	度会郡南勢町相賀浦 漁業協同組合		六〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	目的外使用
(八〇七)	京都府	耕土培養	綾部市		一,七四,八四〇	四九五,〇〇〇	九〇四,一三〇	二四五,七六四	事業量不足
(八〇八)	島根県	開拓地酸性土壌改良	県開拓農業協同組合 連合会		五,六〇〇,〇〇〇	二,八〇〇,〇〇〇	四四三,九二三	三三,九五六	目的外使用
(八〇九)	同	耕土培養	安来市		三,二一〇,一〇〇	九三〇,八〇〇	九九,〇三五	二九,四七八	積算過大
計					八,七四〇,一〇〇	三,七三〇,八〇〇	一,四三,一九八	五,三三四	
(八一〇)	岡山県	入植者住宅 災害復旧	勝田郡奈義町日本原 開拓農業協同組合		一,四三三,〇〇〇	一,一〇四,〇〇〇	一,四三三,〇〇〇	一,一〇四,〇〇〇	目的外使用
計					一,四三三,〇〇〇	一,一〇四,〇〇〇	一,四三三,〇〇〇	一,一〇四,〇〇〇	目的外使用

共同種付所(一一三ページ参照)

農作物採種圃 上新川郡富南村 三町 二六〇,〇〇〇 目的外使用

開墾作業 県開拓農業協同組合 連合会 四町三反 二九〇,七三三 目的外使用

国庫補助金を平家平開拓農業協同組合はか一一組合に配分したこととしていますが、実際はうち三三三、四二二〇円を連合会等の経費に充てていた。

開墾作業は 富士郡上井出村富士 開拓農業協同組合 七,五八,五九七 三,三三,九六〇 目的外使用

開墾作業費国庫補助金三、一一九、九六〇円を開畑六一町三反を実施した者に配分したこととしていますが、実際はうち三三三、一九〇円を組合経費に充て、また、農畜舎災害復旧事業費国庫補助金二六、〇〇〇円を農畜舎八むねを復旧した者に配分したこととしていますが、実際はうち九六、〇〇〇円を同様組合経費に充てていた。

別表第四 国庫補助金の経理当を得ないもの(農林省) (八〇二―八一〇)

三四三



別表第四 国庫補助金の経理当を得ないもの(農林省) (八一―八一五)

三四四

道府県名	年度	事業内容	事業主体	事業量	費用	同上に対する国庫補助金相当額	不当事業費	同上に対する国庫補助金相当額	摘要
(八一〇)									
岡山県	三三	飲料水施設 ほか一	児島郡藤田村新藤田 開拓農業協同組合	二,一三三,〇〇〇	四,九四九,〇〇〇	—	—	二,三三三,三三三	目的外使用
(八一〇)									
計									
(八一二)									
愛媛県	三三	入植者住宅	西条市大保木開拓農 業協同組合	一,三三〇,〇〇〇	四,三三〇,〇〇〇	—	—	二,七〇三,〇〇〇	目的外使用
(八一三)									
同	三三	飼料自給経 営施設	北宇和郡三間町	九六〇,〇三三	三,七八〇,三三三	—	—	九六〇,〇三三	不 使 用
(八一四)									
同	三三	小団地開発 (農道ほか 二)	周桑郡丹原町ほか二	三,五〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	—	—	八五九,三四四	積 算 過 大
(八一五)									
高知県	三三	水稲早植栽	香美郡岩村	一,八二二,八〇〇	九四一,〇〇〇	—	—	四七〇,五〇〇	目的外使用
合計									
(八一五)									
計									
(八一五)									
合計									

別表第五 利子補給金の交付当を得ないもの(農林省)

(備考) 資金欄中、二八、二九はそれぞれの災害の発生年次を略したものであり、また、災害名の下にとくに記述のないものはすべて経営資金である。

道府県名	融 資 機 関	資 金 融 資 額	同上に対する国庫利子補給金	不当融資額	同上に対する国庫利子補給金	摘要
(八一六)						
北海道	網走郡津別町農業協 同組合	三,七五〇,〇〇〇 円	二,九一〇,九三九 円	二,五三三,三四四 円	一,四二二,一六五 円	旧債乗替
(八一七)						
同	網走郡津別町開拓農 業協同組合	二,三〇〇,〇〇〇 円	二,二五五,七三六 円	四,〇二四,三四四 円	一,六四八,八八五 円	目的外使用
(八一八)						
同	虻田郡狩太町農業協 同組合	一,六〇〇,〇〇〇 円	一,七四九,九四一 円	二,三四三,三九三 円	一,五三二,三三三 円	不 貸 付
(八一八)						
同	右のうち、二十九年冷害被害農家営農資金一六,〇四〇,〇〇〇円は七、九六九、四五七円を目的どおり貸し付けただけで、残額八、〇七〇、五四三円は農手自給貯金および定期貯金とさせていた。					
(八一九)						
同	雨竜郡多志村農業協 同組合	一,四〇〇,〇〇〇 円	一,五九七,四五六 円	一,七四八,一七四 円	一,八三六,一八三 円	目的外使用
(八二〇)						
同	上磯郡木古内町農業協 同組合	四,八四五,〇〇〇 円	五,五五九,三二六 円	四,八四五,〇〇〇 円	五,五五九,三二六 円	不 貸 付
(八二一)						
同	上川郡剣淵村農業協 同組合	一,〇三〇,〇〇〇 円	一,四四三,三〇七 円	一,四三三,〇一六 円	一,四三三,〇一六 円	目的外使用
(八二一)						
同	同組合	一,〇〇〇,〇〇〇 円	一,三五四,九七七 円	二,〇五三,一五六 円	二,〇五三,一五六 円	同

別表第五 利子補給金の交付当を得ないもの(農林省) (八一六―八一八)

三四五



別表第五 利子補給金の交付当を得ないもの(農林省) (八二二—八二九)

三四六

道府県名	融資機関	資金融資額	同上に対する 国庫利子補給 濟額	不当融資額	同上に対する 国庫利子補給 濟額	摘要
(八二二)	北海道 標津郡中標津町農業 協同組合	元 同(開拓) 元(開拓)	11,100,000 1,000,000 2,000,000 4,000,000	1,535,011 2,808,211 1,274,208 431,079	2,279,071 3,077,000 5,297,555 3,432,281	旧債乗替 同 同 同
(八二三)	同 天塩郡遠別町遠別漁 業協同組合	元 元	8,500,000	450,060	5,561,945	旧債乗替
(八二四)	同 紋別郡湧別町芭露農 業協同組合	元 元	1,700,000 2,900,000	2,781,744 1,311,288	1,631,310 3,855,630	目的外使用 同
(八二五)	青森県 十和田市大深内農業 協同組合	元 元	1,446,100 4,675,000	1,833,670 449,741	1,885,028 510,625	目的外使用 目的外使用
(八二六)	同 十和田市三本木市農 業協同組合	元 元	16,000,000	2,121,269	3,240,646	同
(八二七)	同 十和田市深持農業協 同組合	元 元	966,000	1,251,311	2,330,928	旧債乗替
(八二八)	同 上北郡天間林村榎林 農業協同組合	元 元	5,870,000 2,890,000	845,850 260,042	1,265,277 444,884	目的外使用 目的外使用
(八二九)	同 上北郡野辺地町農業 協同組合	元 元	7,561,000	1,044,789	1,824,355	同

(八三〇)	同 東津軽郡今別町農業 協同組合	同 (一一八ページ参照)	3,260,000	440,811	3,460,000	不貸付
(八三一)	岩手県 九戸郡軽米町振興農 業協同組合	元 元	4,080,000 1,400,000 2,680,000	5,036,811 49,877 1,249,956	2,277,077 675,778 707,868	不 同 同
(八三二)	群馬県 前橋市木瀬農業協同 組合	元 元	4,971,900	541,311	2,639,551	同
(八三三)	同 勢多郡北橋村北橋農 業協同組合	同 (一一八ページ参照)	4,060,000	415,311	4,070,000	不貸付
(八三四)	新潟県 西頸城郡能生町能生 谷農業協同組合	同	3,384,000	2,904,706	2,006,000	目的外使用
(八三五)	福井県 小浜市中名田農業協 同組合	元 元	6,950,000	933,909	2,355,730	同
(八三六)	同 遠敷郡上中町三宅農 業協同組合	元 元	3,100,000	440,905	2,475,000	目的外使用
(八三七)	山梨県 中巨摩郡竜王町竜王 農業協同組合	元 元	4,944,000	550,685	2,246,610	旧債乗替
(八三八)	同 南巨摩郡南部町陸合 農業協同組合	同 (一一〇ページ参照)	3,240,000	360,280	3,240,000	目的外使用
(八三九)	岐阜県 稲葉郡鶴沼町鶴沼農 業協同組合	元 元	2,160,000	366,777	1,689,000	同

別表第五 利子補給金の交付当を得ないもの(農林省) (八三〇—八三九)

三四七



別表第五 利子補給金の交付当を得ないもの(農林省) (八四〇―八四六)

三四八

道府県名	融資機関	資金融資額	同上に対する 国庫利子補給 濟額	不当融資額	同上に対する 国庫利子補給 濟額	摘要
(八四〇)	岐阜県 益田郡金山町東農業協同組合	元 冷害 三,八〇〇,〇〇〇	円 四七,五五一	円 二,六八二,三〇九	円 三四,六一九	目的外使用
(八四一)	同 養老郡上石津村多良農業協同組合	元 風水害 二,一〇〇,〇〇〇	円 二七,九五四	円 二,一〇〇,〇〇〇	円 二七,九五四	目的外使用
(八四二)	同 同 養老郡上石津村牧田農業協同組合	元 冷害 一,〇〇〇,〇〇〇	円 一四,七三三	円 一,〇〇〇,〇〇〇	円 一四,七三三	目的外使用
(八四三)	静岡県 小笠郡小笠町南山農業協同組合	元 風水害 七三三,〇〇〇	円 八四,九三三	円 二,四七五,九〇一	円 二二〇,〇〇〇	不使用
(八四四)	同 同 小笠郡小笠町平田農業協同組合	同 同 一七六,七〇〇,〇〇〇	円 二,一三三,〇〇〇	円 一,六四一,七五五	円 三三,九三三	同
(八四五)	同 同 浜名郡湖西町白須賀農業協同組合	同 同 二,一〇〇,〇〇〇	円 二八,六四八	円 二,一〇〇,〇〇〇	円 二九,六四八	目的外使用
(八四六)	同 同 浜名郡舞阪町漁業協同組合	元 風水害 二七五,〇〇〇	円 三〇,二〇五	円 一六〇,〇〇〇	円 一五,三三五	同
(八四七)	三重県 名張市錦生農業協同組合	元 風水害 一,四〇〇,〇〇〇	円 一七,三八九	円 一,四〇〇,〇〇〇	円 一七,三八九	不貸付
(八四八)	同 同 松阪市農業協同組合	元 風水害 七四〇,〇〇〇	円 一,〇四七,二九五	円 二,六四〇,六五九	円 三六,九四三	同
(八四九)	同 同 安芸郡安濃村明合農業協同組合	元 風水害 二五〇,〇〇〇	円 三〇,二五五	円 二二八,〇〇〇	円 二二,八三六	目的外使用
(八五〇)	京都府 亀岡市會我部農業協同組合	同 同 九三〇,〇〇〇	円 一四,六三九	円 七三七八,八八七	円 一,二三四〇一	同
(八五一)	愛媛県 上浮穴郡川瀬村川瀬農業協同組合	元 風水害 一,六七〇,〇〇〇	円 一〇一,五〇一	円 一,六七〇,〇〇〇	円 一〇一,五〇一	目的外使用
(八五二)	同 同 北宇和郡三間町三間農業協同組合	同 同 一,九五〇,〇〇〇	円 三三,九五三	円 一,九五四,〇〇〇	円 三三,九五三	同
(八五三)	同 同 北宇和郡吉田町奥南漁業協同組合	同 同 三,〇〇〇,〇〇〇	円 三五,九〇七	円 三,〇〇〇,〇〇〇	円 三五,九〇七	旧債乗替
(八五四)	熊本県 宇土郡宇土町農業協同組合	同 同 二,〇〇〇,〇〇〇	円 二九,八八八	円 二,〇〇〇,〇〇〇	円 二九,八八八	不貸付
(八五五)	同 同 飽託郡飽田村浅香漁業生産組合	元 風水害 四,〇〇〇,〇〇〇	円 三三,四六五	円 四,〇〇〇,〇〇〇	円 三三,四六五	目的外使用
計		四七,七五九,〇〇〇	四七〇,五四六,〇〇一	一,四二一,〇一〇,四五五	一四,三三九,六六六	

別表第五 利子補給金の交付当を得ないもの(農林省) (八四七―八五五)

三四九

(八四七)	三重県 名張市錦生農業協同組合	元 風水害 一,四〇〇,〇〇〇	円 一七,三八九	円 一,四〇〇,〇〇〇	円 一七,三八九	不貸付
(八四八)	同 同 松阪市農業協同組合	元 風水害 七四〇,〇〇〇	円 一,〇四七,二九五	円 二,六四〇,六五九	円 三六,九四三	同
(八四九)	同 同 安芸郡安濃村明合農業協同組合	元 風水害 二五〇,〇〇〇	円 三〇,二五五	円 二二八,〇〇〇	円 二二,八三六	目的外使用
(八五〇)	京都府 亀岡市會我部農業協同組合	同 同 九三〇,〇〇〇	円 一四,六三九	円 七三七八,八八七	円 一,二三四〇一	同
(八五一)	愛媛県 上浮穴郡川瀬村川瀬農業協同組合	元 風水害 一,六七〇,〇〇〇	円 一〇一,五〇一	円 一,六七〇,〇〇〇	円 一〇一,五〇一	目的外使用
(八五二)	同 同 北宇和郡三間町三間農業協同組合	同 同 一,九五〇,〇〇〇	円 三三,九五三	円 一,九五四,〇〇〇	円 三三,九五三	同
(八五三)	同 同 北宇和郡吉田町奥南漁業協同組合	同 同 三,〇〇〇,〇〇〇	円 三五,九〇七	円 三,〇〇〇,〇〇〇	円 三五,九〇七	旧債乗替
(八五四)	熊本県 宇土郡宇土町農業協同組合	同 同 二,〇〇〇,〇〇〇	円 二九,八八八	円 二,〇〇〇,〇〇〇	円 二九,八八八	不貸付
(八五五)	同 同 飽託郡飽田村浅香漁業生産組合	元 風水害 四,〇〇〇,〇〇〇	円 三三,四六五	円 四,〇〇〇,〇〇〇	円 三三,四六五	目的外使用
計		四七,七五九,〇〇〇	四七〇,五四六,〇〇一	一,四二一,〇一〇,四五五	一四,三三九,六六六	

右のうち、二十八年度風水害被害漁業者施設復旧資金七、四七六、〇〇〇円は、三、八四四、〇〇〇円を目的どおり貸し付けただけで、三、〇三二、〇〇〇円を貯金としたまま使用せず、六〇〇、〇〇〇円を災害に關係のない債権の回収に充てていた。

右のうち、二十八年度風水害被害農家営農資金七、四八〇、〇〇〇円は、四、八三九、三四一円を目的どおり貸し付けただけで、八〇七、六〇〇円を組合の出資金に充て、一、八三三、〇五九円は組合が保有していた。

右資金のうち、七、三七八、八八七円は橋りょうおよび護岸の災害復旧工事費等に充てていた。



別表第六 農業共済保険事業の運営が適切でないもの (農林省)

(備考)

(イ) 共済目的欄中、二九、三〇、三一はそれぞれ二十九年産、三十年産、三十一年産を略したものである。  
 ※印を付した欄の( )内の金額は共済金にあわせて支払った他の金額を外書したものである。

組合名	共済目的	書類上の支払		実際の支払計画		共済金と実交付額との差額
		積×共済金	被害割	積×金	積×金	
(八五〇) 青森県 西津軽郡 柴田町 (旧柴田村)	水稻	一五反	—	—	—	—
(八六一) 岩手県 九戸郡 軽米町 (旧晴山村)	麦	一八八反	—	—	—	—
(八六二) 宮城県 七ヶ浜村	水稻	四六三反	—	—	—	—
(八六三) 秋田県 平鹿郡 雄物川町 (旧沼館町)	水稻	四六三反	—	—	—	—
(八六四) 山形県 山形郡 山本村 (旧下岩川村)	水稻	一七三反	—	—	—	—
(八六五) 福島県 安積郡 喜久田村 (旧小出村)	水稻	七三三反	—	—	—	—
(八六七) 富山県 西礪波郡 戸出町 (旧東礪波郡北若村)	水稻	六二〇反	—	—	—	—
(八六八) 石川県 珠洲市 (旧三崎村)	水稻	七〇〇反	—	—	—	—

組合名	共済目的	書類上の支払		実際の支払計画		共済金と実交付額との差額
		積×共済金	被害割	積×金	積×金	
(八六三) 秋田県 平鹿郡 雄物川町 (旧沼館町)	水稻	四六三反	—	—	—	—
(八六四) 山形県 山形郡 山本村 (旧下岩川村)	水稻	一七三反	—	—	—	—
(八六五) 福島県 安積郡 喜久田村 (旧小出村)	水稻	七三三反	—	—	—	—
(八六六) 富山県 西礪波郡 戸出町 (旧東礪波郡北若村)	水稻	六二〇反	—	—	—	—
(八六七) 石川県 珠洲市 (旧三崎村)	水稻	七〇〇反	—	—	—	—
(八六八) 石川県 珠洲市 (旧三崎村)	水稻	七〇〇反	—	—	—	—